

大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

平成24年3月

大分県防災会議

目 次

第1部 総 則	- 1 -
第1章 計画の目的	- 2 -
第1節 計画の目的	- 3 -
第2節 計画の性格と内容	- 3 -
第3節 計画の理念	- 3 -
第4節 計画の位置づけ	- 4 -
第2章 大分県の地勢	- 5 -
第1節 地形及び地質	- 6 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	- 9 -
第3章 大分県における地震・津波の特性	- 12 -
第1節 地域ごとの特性	- 13 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性	- 15 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波	- 18 -
第4章 平成23年度見直しの経緯	- 23 -
第5章 地震・津波の想定	- 41 -
第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 50 -
第2部 災害予防	- 56 -
第1章 災害予防の基本方針等	- 57 -
第1節 災害予防の基本的な考え方	- 58 -
第2節 災害予防の体系	- 59 -
第2章 災害に強いまちづくり	- 60 -
第1節 被害の未然防止事業	- 62 -
第2節 災害危険区域の対策	- 66 -
第3節 防災施設の災害予防管理	- 66 -
第4節 都市・地域の防災環境整備	- 66 -
第5節 建築物等の耐震性の確保	- 68 -
第6節 公共施設等の災害予防	- 69 -
第7節 特殊災害の予防	- 75 -
第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進	- 77 -
第9節 防災調査研究の推進	- 78 -
第3章 災害に強い人づくり	- 79 -

第1節	自主防災組織	- 82 -
第2節	防災訓練	- 85 -
第3節	防災教育	- 99 -
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	- 103 -
第5節	災害時要援護者の安全確保	- 105 -
第6節	帰宅困難者の安全確保	- 109 -
第7節	県民運動の展開	- 110 -
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	- 111 -
第1節	初動体制の強化	- 114 -
第2節	活動体制の確立	- 118 -
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	- 124 -
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	- 127 -
第5節	救助物資の備蓄	- 130 -
第5章	その他の災害予防	- 131 -
第1節	災害対策基金の確保	- 132 -

第3部 災害応急対策 - 133 -

第1章	災害応急対策の基本方針等	- 134 -
第1節	災害応急対策の基本方針	- 135 -
第2節	県民に期待する行動	- 136 -
第3節	災害応急対策の体系	- 138 -
第2章	活動体制の確立	- 139 -
第1節	組織	- 140 -
第2節	動員配備	- 161 -
第3節	通信連絡手段の確保	- 168 -
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	- 171 -
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	- 191 -
第6節	災害救助法の適用及び運用	- 198 -
第7節	市町村への支援	- 204 -
第8節	広域的な応援要請	- 206 -
第9節	防災ヘリコプターの運航体制の確立	- 209 -
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立	- 211 -
第11節	他機関に対する応援要請	- 219 -
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保	- 221 -
第13節	ボランティアとの連携	- 224 -
第14節	帰宅困難者対策	- 226 -

第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給.....	227 -
第16節 交通確保・輸送対策.....	229 -
第17節 広報広聴・災害記録活動.....	239 -
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動.....	243 -
第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等.....	244 -
第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導.....	249 -
第3節 津波からの避難.....	254 -
第4節 救出救助.....	258 -
第5節 救急医療活動.....	262 -
第6節 消防活動.....	269 -
第7節 二次災害の防止活動.....	271 -
第4章 被災者の保護・救護のための活動.....	274 -
第1節 避難所運営活動.....	275 -
第2節 避難所外被災者の支援.....	279 -
第3節 食料供給.....	280 -
第4節 給水.....	284 -
第5節 被服寝具その他生活必需品給与.....	287 -
第6節 医療活動.....	291 -
第7節 保健衛生活動.....	292 -
第8節 廃棄物処理.....	295 -
第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬.....	296 -
第10節 住宅の供給確保.....	299 -
第11節 文教対策.....	304 -
第12節 社会秩序の維持・物価の安定等.....	309 -
第13節 義援物資の取扱い.....	311 -
第14節 被災動物対策.....	312 -
第5章 社会基盤の応急対策.....	313 -
第1節 電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策.....	314 -
第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策.....	315 -
第4部 災害復旧・復興.....	316 -
第1章 災害復旧・復興の基本方針.....	317 -
第2章 公共土木施設等の災害復旧.....	319 -
第3章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援.....	321 -
第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立.....	322 -

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	- 324 -
第1節 経済・生活面の支援	- 325 -
第2節 住まいの確保・再建のための支援	- 334 -
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	- 342 -
第5章 激甚災害の指定	- 347 -
第1節 激甚災害指定の手続	- 348 -
第2節 特別財政援助	- 352 -
修正の経緯	- 354 -

第1部 総 則

第1章 計画の目的

第2章 大分県の地勢

第3章 大分県における地震・津波の特性

第4章 平成23年度見直しの経緯

第5章 地震・津波の想定

第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により別途定める。

- (1) 大分県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、大分県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



第2章 大分県の地勢

第1節 地形及び地質

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する
基本的な考え方

第1節 地形及び地質

大分県は瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水などすべてにおいて豊かな自然をもっている。それは本県の複雑な地質構造と地形に深く関係している。

県内には、松山 - 伊万里構造線、大分 - 熊本構造線、臼杵 - 八代構造線などよばれる大規模な構造線が通過する。臼杵 - 八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、津久見のセメント工業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

これらの古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動がみられる。新生代新第三紀から続く火山活動により、現在の火山地域を構成する多くの火山が形成された。国東半島の両子火山群、別府地域の由布岳、鶴見岳を主峰とする由布・鶴見火山群、久住山、大船山、黒岳などの成層火山や溶岩ドームからなる九重火山群などがそれである。一方、カルデラが形成された阿蘇火山などの周辺には広大な火砕流台地が形成されている。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。

別府湾は、その最深部が湾奥にあり構造的な湾入であることを示している。別府湾の海底には多くの活断層が分布し、1596年の慶長豊後地震はこの断層の活動によって引き起こされた。これらの活断層は中央構造線の延長部にあたり、地震はその活動性を示すと考えられる。

大分平野は、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野であり、他方、中津・宇佐の平野は耶馬溪地域からの堆積物供給による扇状地が広がる地域である。

本県の地形と地質は、このように複雑な地球の歴史を反映したもので、それが県内の地域を作る基盤となっている。



大分県の地質構造図

1 地形

(1) 山地と火山

県内の山地は、500m、1,000m、1,500m 前後の三つの高度の山地に分けられる。500m 前後の山地は佐賀関山地、大野山地、南部の佩楯(はいだて)山から場照山にかけての山地などがあり、いずれも中生代以前の古い地質からなっている。1,000m 前後の山地は耶馬溪地域、津江地域などの県北部から西部を占め、釈迦ヶ岳、英彦山、犬ヶ岳など高度 1,200m 程度の山峰で代表される。いずれも主に新第三紀に形成された古い火山地域である。高度 1,500m 前後の山地は祖母傾山地に代表される宮崎県との県境部にそびえるものである。ここも新第三紀の火成活動による山地で、急峻な山岳景観と藤河内溪谷に代表される清冽な谷の景観で特徴づけられる。

第四紀の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型である。この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。そこでは耶馬溪火砕流、阿蘇火砕流、飯田火砕流などの多くのカルデラ噴出物が火砕流台地を形成し、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布する。また成層火山や溶岩ドームは九重火山群や由布・鶴見火山群に多くみられる。

(2) 平野と盆地

県内の平野は、県北の中津平野、県央の大分平野、県南の佐伯平野などが比較的規模の大きい平野である。また内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地がある。これらの平野と盆地はそれぞれ特徴的な地形を持っている。中津平野は主として扇状地性の平野であるが、中津市街地は山国川河口部の三角州上に形成されている。大分平野は大分川、大野川の中下流部の氾濫原、河口部の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達しており、リアス式海岸における平野として位置づけられる。内陸の盆地は火山活動と関係があり、過去に火砕流による埋積とその後の河川による浸食拡大の作用を繰り返し受けている。

(3) 川と滝

県内には、山国川、駅館川、大分川、大野川、番匠川などの河川があり、周防灘、別府湾、豊後水道に注いでいる。

一方、筑後川上流部の大山川、玖珠川は日田盆地で合流し、三隈川となり、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。また、北川水系に属する中岳川は南流し、延岡で五ヶ瀬川と合流した後に日向灘へ注いでいる。これらの河川は、それぞれの流域の地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。山国川や駅館川は耶馬溪地域より流下するため、奇岩・奇峰などの特徴的な地形や多くの滝を展開する。大野川は阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や盆地部にかかる滝などがみられる。

(4) 海岸

県内の海岸では、豊後水道域のリアス式海岸が特徴的である。日豊海岸とよばれるこの海岸は沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形がみられる。とくに屋形島などにみられるビーチロックはサンゴ礁地域以外ではきわめてまれな地形である。国東半島は、南部では砂州、砂嘴の発達がみられ、北部では海食崖、海食洞が発達するリアス式海岸で特徴づけられる。これは国東半島の南高北低の地殻変動の結果である。

2 地質

県内には、臼杵 八代構造線などの構造線が分布している。臼杵 八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、

頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

これらを基盤として、新生紀新第三紀以降の火山活動により形成された多くの火山が分布する。九重火山群や由布・鶴見火山群は、別府 - 島原地溝帯に沿って分布しており、この地溝帯には火山岩が厚く堆積し、基盤岩は深く陥没しており、数多くの東西方向の正断層が分布している。

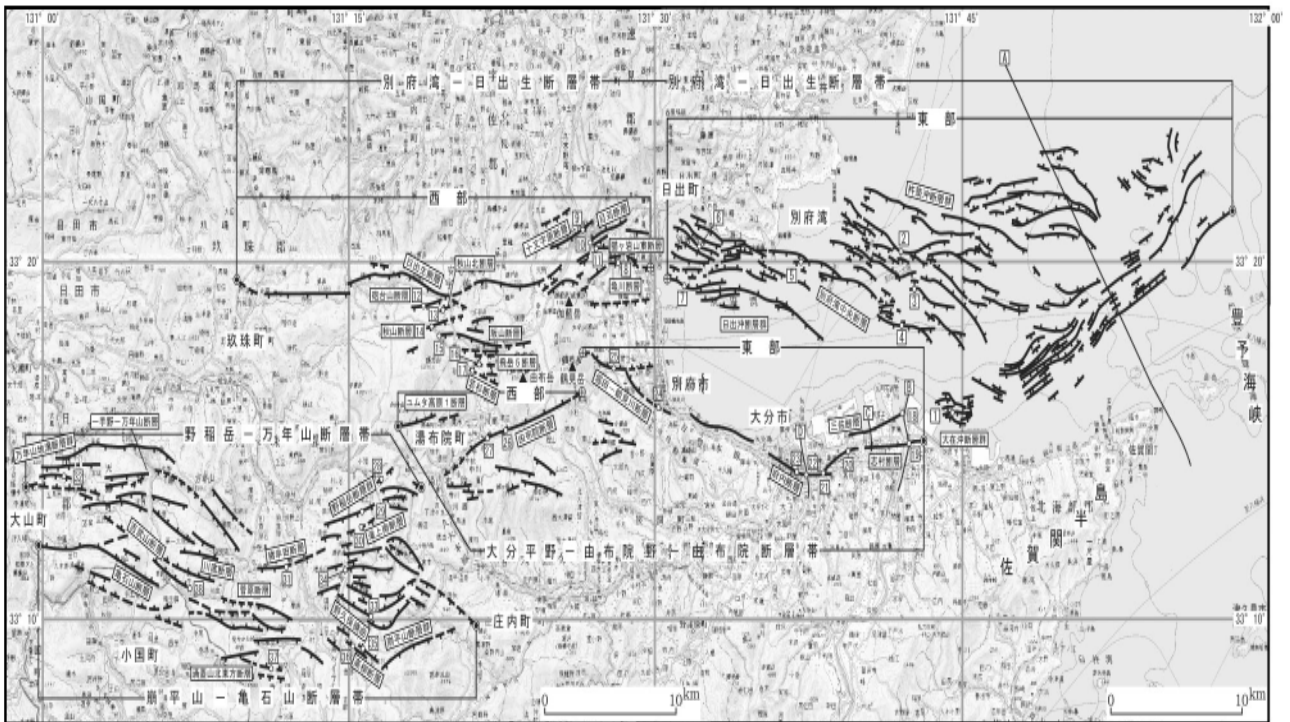
別府湾 - 日出生（ひじう）断層帯（約 76km）は、豊予海峡付近から玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の北側が相対的に隆起する断層である。別府湾 - 日出生断層帯は、過去の活動から、豊予海峡付近から別府湾にかけての海底に分布する東部と、陸上部に分布する西部に区分される。

大分平野 - 由布院断層帯（約 40km）は、大分市から玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の南側が相対的に隆起する断層である。大分平野 - 由布院断層帯は、過去の活動から、東部と西部に区分される。

野稻岳（のいねだけ） - 万年山断層帯（約 30km）は、由布市湯布院町から日田市大山町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の北側が相対的に隆起する断層である。

崩平山（くえのひらやま） - 亀石山断層帯（約 34km）は、由布市庄内町から日田市大山町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の南側が相対的に隆起する断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層群が分布し、同断層群（主部）（約 44km）は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東 - 南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。



別府 - 万年山断層帯の活断層図

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

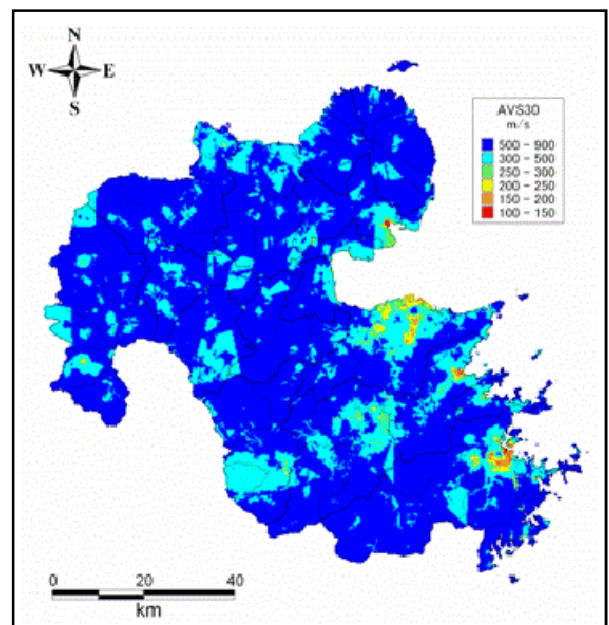
（基本的な視点の例）

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

（参考関連図）

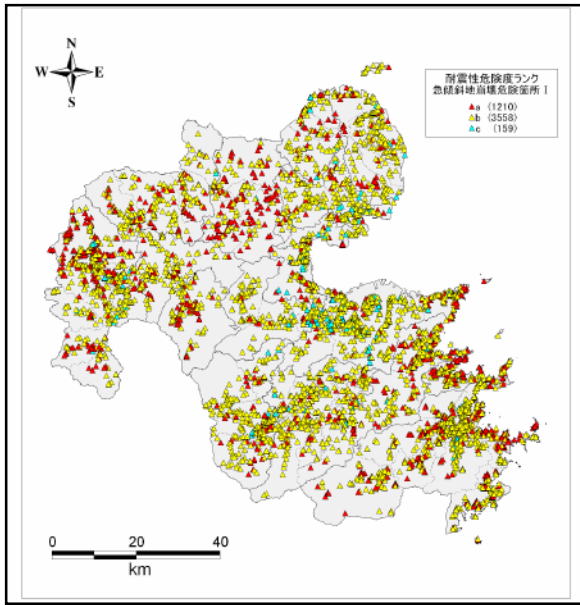


大分県の地質図

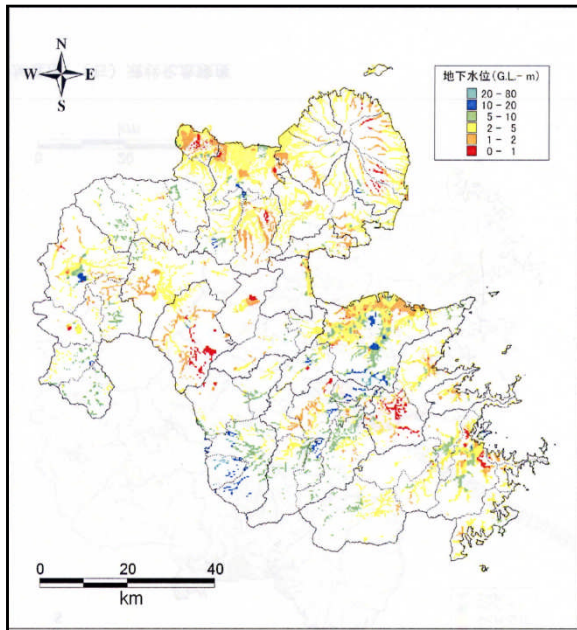


表層地盤モデル（AVS30）図

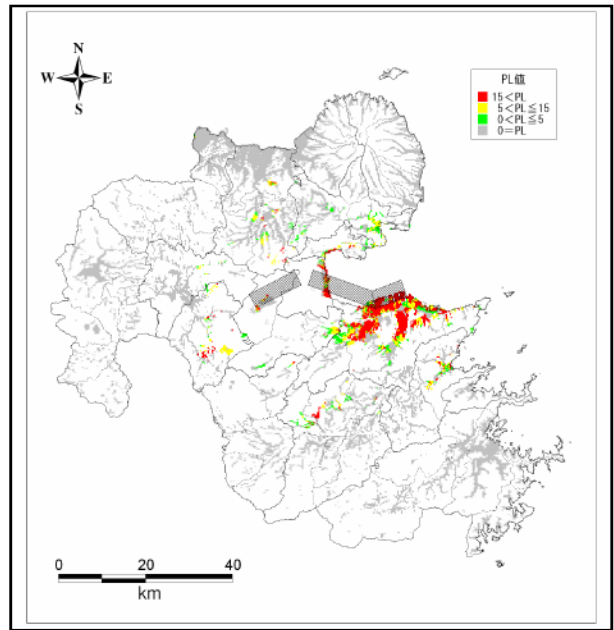
（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性危険度ランク分布図



地下水位の状況



液状化危険度分布図（別府地溝南縁断層帯の地震の場合）

(2) 災害の誘因（地震環境）

災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

風、大雨、竜巻等)を起こす環境である。

どういった場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。

災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返し来るので、数日間経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史からも知ることができ、参考にする必要がある。

なお、侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間、風化・侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

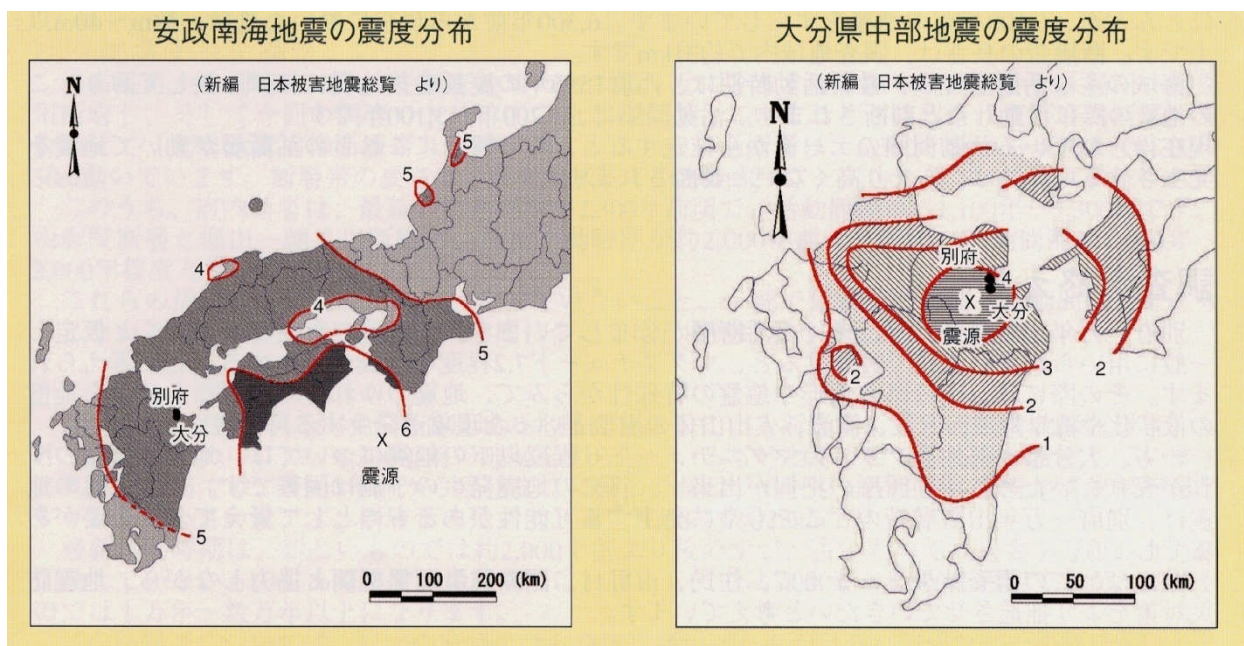
2 災害に対する基本的な考え方

起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上になった想定に基づき、県民全体がそれらの認識を持つことが重要である。

地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、県土に残された貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。

例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方をお考えしておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3章 大分県における地震・津波の特性

第1節 地域ごとの特性

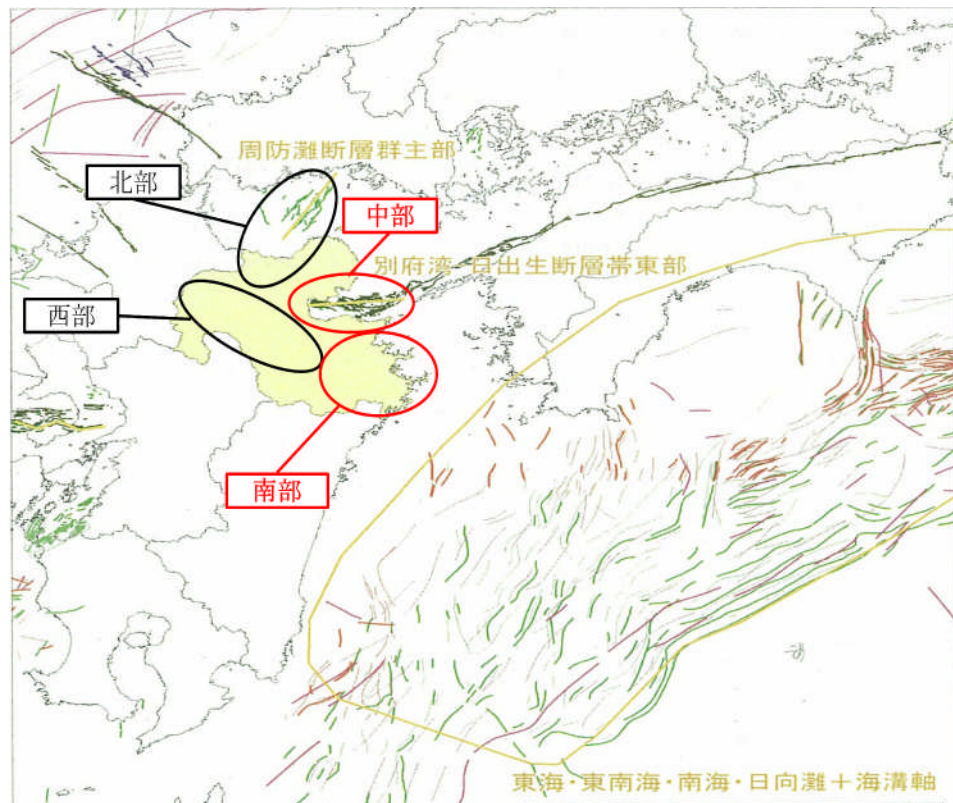
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

第1節 地域ごとの特性

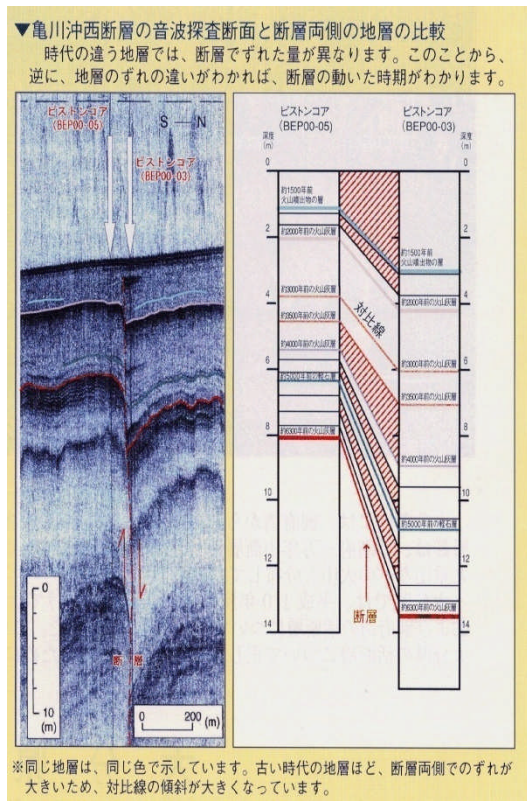
県内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分	主に影響を受ける地震の震源
南部地域 (海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域 (海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
(活断層型)	別府湾-日出生断層帯(別府湾断層帯、別府地溝北縁断層帯) 大分平野-湯布院断層帯(別府地溝南縁断層帯)
北部地域 (活断層型)	周防灘断層群(主部)
西部地域 (活断層型)	野稻岳-万年山断層帯(崩平山-万年山地溝北縁断層帯) 崩平山-亀石山断層帯(崩平山-万年山地溝南縁断層帯)



南海トラフ、日向灘周辺活断層図(応用地質(株)調査報告資料引用編集)

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第1節 地域ごとの特性



左：地層がずれた例（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）
 右：県内の活断層図（産業技術総合研究所活断層データベース図を引用編集）

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震が同時に発生した場合はM7.9～M8.6であったとされており、次に発生する地震の規模は、南海地震で8.4前後、東南海地震でM8.1前後、同時に発生した場合はM8.5前後になる可能性が高いとされている。また、今後30年以内の地震の発生確率は、南海地震で60%程度、東南海地震では70%程度とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M7.5～M7.6の規模の地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされている。また、ここでは、M7.0～M7.2の規模の地震が約20年～27年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%程度とされている。

安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で6回（およそ67年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広くなると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、海底地形の特性により、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として別府湾 - 日出生断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

別府湾 - 日出生断層帯は、東部と西部がそれぞれ単独で活動すると推定される。東部が単独で活動した場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生する可能性がある、西部が単独で活動した場合マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性がある。30年以内の地震発生確率は、東部がほぼ0%、西部がほぼ0% - 0.05%と見込まれる。なお、全体が同時に活動する場合の地震発生の確率は、東部と西部がそれぞれ単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

東部の別府湾断層帯では、最新活動時期は1596年の慶長豊後地震にほぼ一致しており、この地

震の際に活動したと判断される。活動間隔は、700年～3,100年である。また、西部の別府地溝北縁断層帯では、最新活動時期は新しいもので約2,000年前より後であるが、古いものでは過去7万年～9万年活動していないものもある。活動間隔は、短いものでは3,000年～4,000年程度で、長いものでは1万年～数万年以上である。

大分平野 - 由布院断層帯は、東部と西部がそれぞれ単独で活動すると考えられる。東部が単独で活動した場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があり、西部が単独で活動した場合、マグニチュード6.7程度の地震が発生する可能性がある。30年以内の地震発生確率は、東部が0.03%～4%、西部が2%～4%と見込まれ、いずれも我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。なお、全体が同時に活動する場合の地震発生の確率は、東部と西部がそれぞれ単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

東部の三佐断層は、最新の活動時期が300年～1,000年前で、活動間隔は1,900年程度であり、府内断層は、最新の活動時期が2,300年前で、活動間隔が1,100年～3,300年である。また、西部の由布院断層と堀田一朝見川断層は、最新活動時期が約2,000年前より後で、活動間隔は1,000年～2,000年程度と推定される。

野稻岳 - 亀石山断層帯は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～3%と見込まれ、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

最新活動時期は、崩平山付近では1,500年前より後で、万年山付近では1万年前より前である。活動間隔は、崩平山付近では3,600年～5,000年であるが、万年山付近では数万年以上と推定される。

崩平山 - 亀石山断層帯は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.4程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%と見込まれる。また、最新活動時期は、崩平山付近では1,500年前より後で、万年山付近では2万6千年前より後の可能性があるが、断定はできない。活動間隔は、崩平山付近では4,000年～5,000年ないしそれ以上であり、万年山付近では1万～2万年以上と推定される。

周防灘断層群(主部)は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。また、最新活動時期は約11,000年～10,000年前で、活動間隔は概ね5,800年～7,500年と推定される。

大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、別府湾 - 日出生断層帯、大分平野 - 湯布院断層帯、野稻岳 - 万年山断層帯、崩平山 - 亀石山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。

海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。

なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。

また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような

地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。

なお、大分市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後には、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵 - 八代構造線と中央構造線及び別府 - 島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。

2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

表1 県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M = 6.5 ~ 7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M = 7.0 ~ 7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M = 7.0 ± 1 / 4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M 6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院 1、庄内 M = 6.5 ± 1 / 4	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M = 8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に來襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M = 6 3 / 4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M = 7 3 / 4 ± 1 / 4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内で石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1841年11月10日 (天保12)	豊後鶴崎	倒家多し。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 M = 8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 M = 8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M = 7.3 ~ 7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月10日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M = 7 1/4 ± 0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M = 6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M = 6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M = 7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M = 7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M = 6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M = 5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M = 6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M = 7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M = 8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M = 5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M = 7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M = 6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M = 6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M = 6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M = 7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M = 6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M = 4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2011年3月24日 (平成13) 平成13年(2011年)芸予地震	安芸灘 M = 6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日 (平成4)	日向灘 M = 5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損。
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M = 7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟。
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M = 6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M = 5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損の被害。 日田市、中津市で道路に落石が発生。

1 当時の標記

日本被害地震総覧 [416] - 2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 M = 8.1/4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M = 7.0 ± 1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M = 7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M = 8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に來襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M = 7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2～2.5mと推定される。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M = 8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M = 7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M = 8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 M = 9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M = 7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 1968年日向灘地震	日向灘 M = 7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、T P上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分(鶴ヶ崎)22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M = 6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M = 6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M = 7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 M = 8.8	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M = 7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 2011年東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M = 9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

2 検潮記録による最大全振幅
 「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

第4章 平成23年度見直しの経緯

1 見直しの背景

- ・これまで、防災計画は法律上、自治体ごとに策定することとなっており、市町村の地域防災計画の相互間、市町村の地域防災計画と県の地域防災計画相互間についても整合性がとれていなかったため、東日本大震災のような大規模広域災害では対応できない状況であった。このような中で、県民が早急な防災対策を求めたこともあり、市町村の中では、独自に地震・津波想定の見直しを始めたところもあった。
- ・国が本年度当初に示した方針では、今後の地震動の「規模と対象」の考え方を平成23年秋頃にとりまとめ、それをもとに「防災基本計画」を見直す予定だったため、最終的に市町村地域防災計画の見直しが完了するまでには相当な時間がかかることが見込まれていた。

2 見直しの方針

平成23年度地域防災計画の見直しにあたっては、「1 見直しの背景」を踏まえ、以下の方針により取り組むこととした。

- ・国の見直しを待たずにスピード感を持ち、県と市町村が一体となり、喫緊の防災対策と地域防災計画の見直しに取り組んでいく。
- ・地域防災計画の見直しは、最終的には国の基本計画と擦り合わせて見直しを終える。

3 見直しの経緯

(1) 大分県地域防災計画再検討委員会の設置

大分県では、今回の大震災を教訓として、迅速に、地域防災計画を再検討することとし、5月9日に県と市町村で構成する「大分県地域防災計画再検討委員会」を立ち上げ、県と市町村が一体となり、次の～を実施することとした。

なお、再検討委員会の構成については以下のとおりである。

県と市町村が共有できる統一の地震・津波の想定の見直し
喫緊の防災対策の指導
県と市町村が一体となった地域防災計画の見直し

委員長	生活環境部長
委員	大分市総務部長、別府市企画部参事・安全防災危機管理担当、中津市総務部長 日田市総務企画部長、佐伯市総務部長、臼杵市総務部長、津久見市総務課長 竹田市総務課長、豊後高田市総務課長、杵築市総務課長、宇佐市総務部長 豊後大野市総務部長、由布市総務部長、国東市総務部長、姫島村総務課長 日出町総務課長、九重町危機管理・町民安全課長、玖珠町環境防災課長 総務部審議監、企画振興部審議監、福祉保健部審議監、生活環境部審議監 生活環境部危機管理監、商工労働部審議監、農林水産部審議監 土木建築部審議監、会計管理局参事監、企業局次長、病院局次長、教育次長 警察本部警備部管理官
事務局長	防災危機管理課長
事務局次長	地球環境対策課地球温暖化対策班参事（総括） 防災危機管理課防災企画班課長補佐（総括）

事務局：防災危機管理課防災企画班

(2) 大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議の設置

(1) の検討に当たっては、5月18日には県と市町村が共有できる統一の地震・津波想定の設定やその後の助言機関として、「有識者会議」を設置した。

有識者会議委員名簿

	氏名	所属・職名等	研究分野
議長	たけむら けいじ 竹村 恵二	京都大学大学院理学研究科付属 地球熱学研究施設教授	地球物理学 地質学
委員	ちだ のぼる 千田 昇	大分大学教育福祉科学部教授	地理学 地形・地質
委員	またけ けんじ 佐竹 健治	東京大学地震研究所 地震火山情報センター長・教授 地震調査研究推進本部地震調査委員会 長期評価部会海溝型分科会委員	地震・津波
委員	ひらはら かずろう 平原 和朗	京都大学大学院理学研究科教授 日本地震学会長 東北地方太平洋沖地震を教訓とした 地震・津波対策に関する専門調査会委員	地震学
委員	くどう むねはる 工藤 宗治	大分工業高等専門学校都市・環境工学科准教授	土質力学 地盤工学
委員	ひらい よしと 平井 義人	大分県立先哲史料館長	歴史古文書

(3) 有識者会議からの提言

6月22日に「県と市町村が一体となって防災対策の推進と計画の見直しを行う上で、共通認識に立てる地震・津波の緊急対応暫定想定」について有識者会議から提言を受け、同日の第2回再検討委員会で、県と市町村が全会一致で統一想定とすることを確認した。

(4) 現行(H16.3)の地震・津波想定

(詳細については、「第1部 第5章 地震・津波の想定」を参照)

今回の見直しの対象であった現行(H16.3)の地震・津波想定は、直下型地震では阪神・淡路大震災規模の最大震度7であり、海溝型地震では東南海・南海地震の2連動のマグニチュード8.6、震度は6弱である。

なお、津波の最大波高について、県内において津波高が最も高い地域は佐伯市米水津の6.24メートルであり、到達時間が最も早い地域は佐伯市蒲江で21分と想定されている。

(次表は現行の地震・津波想定から抜粋)

主な地点での津波の最大波高と到達時間

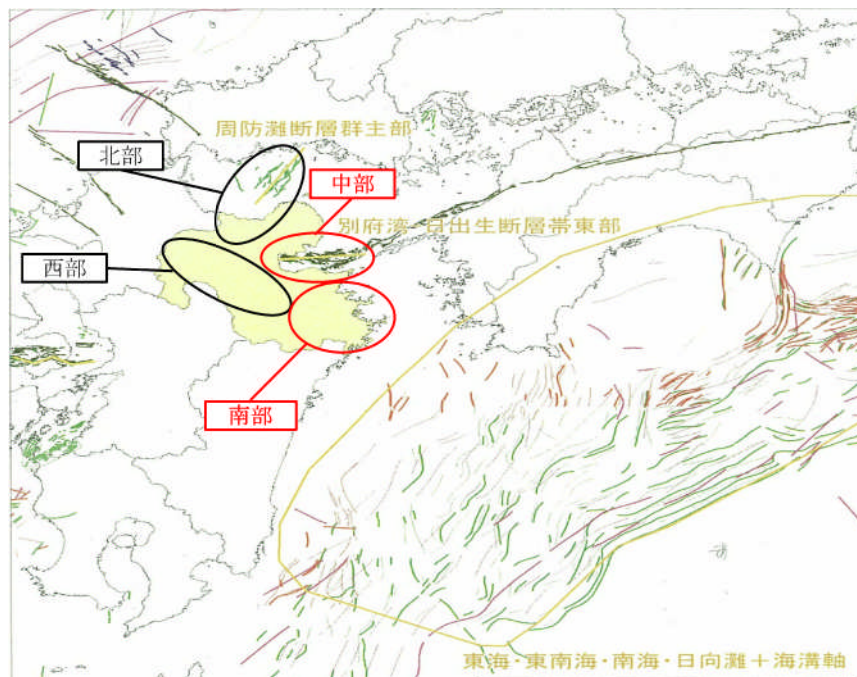
地点名	最大波高 (m)	押し波到達時間
中津市小祝新町	2.57	2時間24分
宇佐市郡中新田	2.22	2時間10分
国東町国東港	2.38	1時間3分
大分市豊海5丁目	2.30	1時間12分
臼杵市臼杵川河口	2.45	57分
佐伯市葛港	3.40	36分
佐伯市米水津浦代浦	6.24	23分
佐伯市蒲江新町	3.95	21分

(5) 地域ごとの特性

地震・津波の特性から、本県は下図のとおり4地域に区分され、内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

今回の東日本大震災の検証により、見直すことが必要な地域は、主に南部と中部地域である。

区分	主に影響を受ける地震の震源
南部地域 (海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域 (海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
(活断層型)	別府湾-日出生断層帯(別府湾断層帯、別府地溝北縁断層帯) 大分平野-湯布院断層帯(別府地溝南縁断層帯)
北部地域 (活断層型)	周防灘断層群(主部)
西部地域 (活断層型)	野稻岳-万年山断層帯(崩平山-万年山地溝北縁断層帯) 崩平山-亀石山断層帯(崩平山-万年山地溝南縁断層帯)



南海トラフ、日向灘周辺活断層図(応用地質(株)調査報告資料引用編集)

(6) 有識者会議からの提言内容

「地震は最大震度7、津波高は現行(H16.3)の2倍とし、避難訓練等のソフト対策は3倍とする。」(地震・津波の緊急対応暫定想定)

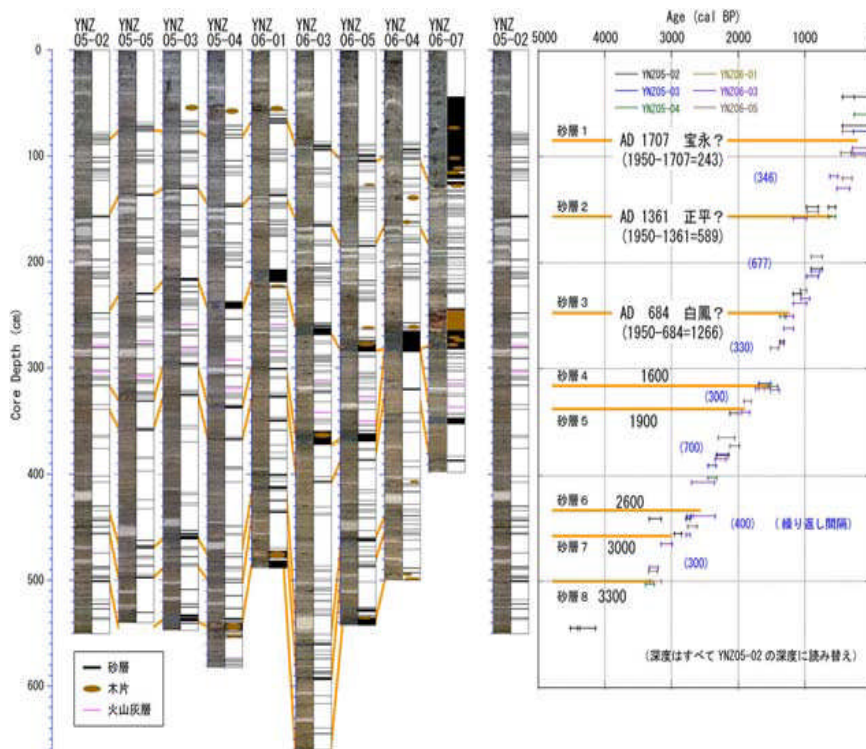
(イ) 考慮した条件

南海トラフ(東南海・南海領域)と東海の3連動、日向灘への震源域の拡大
津波シミュレーション(Furumura et al.(2011))による「既想定値の(1.5)~2倍の津波高」という「科学的な予想津波高の推計結果」

(ロ) 佐伯市米水津間越龍神池の津波堆積物からの検証(海溝型地震)

海溝型地震については、佐伯市米水津の龍神池の津波堆積物(下図は龍神池のボーリング調査による地質図。およそ3,300年の間に8回の津波が来たことが分かる。)からの検証により、「約300年~400年と約700年の2つの活動間隔で巨大な南海地震が発生している。」という事実が判明した。現在、1707年の宝永の地震から約300年を経て活動間隔に入ったため、次に南海トラフの巨大地震が発生した際には、巨大津波が発生する可能性があるという前提に立ち、この海溝型地震への備えを喫緊の課題と捉え、地震・津波の緊急対応暫定想定のもと、防災対策を進めることとした。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部の調査資料から、発生確率は今後30年以内に、東南海地震が70%程度、南海地震が60%程度である。



大分県文化財調査報告書第174輯「大分県の天然記念物(地質鉱物)」
平成22年3月31日 大分県教育委員会から抜粋

(八) 平成16年大分県地域活断層調査研究委員会調査報告(活断層型地震)

上記調査によると、「別府湾 日出生断層帯(東部)」については、「約700年~3,100年間隔で発生」と報告されており、この活断層による直近の地震は、1596年の慶長豊後地震である。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部の調査資料から、発生確率は今後30年以内にほぼ0%であり、今後100年以内にほぼ0%~0.005%と評価されている。また、その他県内の主な活断層の発生確率は以下のとおりである。

- ・大分平野 由布院断層帯(西部)：今後30年以内に2%~4%
 - ・大分平野 由布院断層帯(東部)：今後30年以内に0.03%~4%
 - ・周防灘断層帯(主部)：今後30年以内に2%~4%
- (文部科学省地震調査研究推進本部調査資料から)

(二) 歴史古文書からの検証

本県の災害史から地震・津波防災を考えるうえで参考にすべき、1707年の宝永地震(海溝型地震)、1854年の安政南海地震(海溝型地震)、1596年の慶長豊後地震(活断層型地震)の3つの地震による津波被害に関する歴史古文書を検証した。また3つの地震による津波の記述箇所を抜粋し、下表のとおり整理した。さらに、海溝型地震については県南から県北の海岸沿いに、活断層型については別府湾 日出生断層帯(東部)のある別府湾沿いに、それぞれの津波記録をまとめ、地図上に整理した。

宝永4年10月4日(西暦1707年10月28日)地震(M8.6)・津波

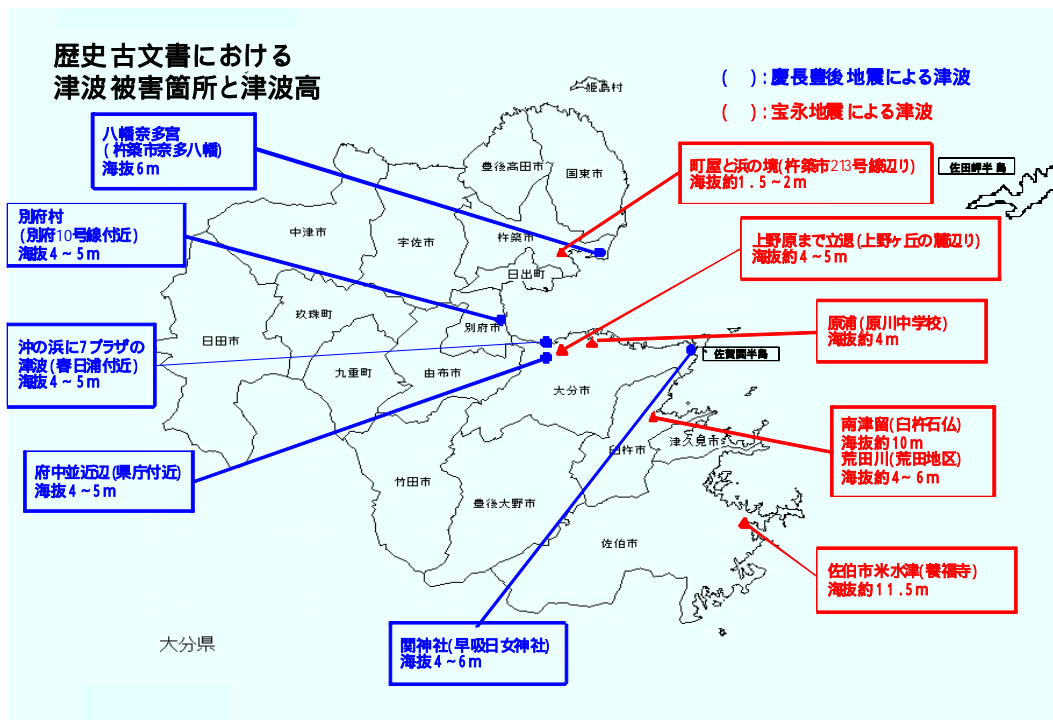
歴史古文書	記述内容	津波高(海拔)
浦代浦成松庄屋文書(米水津)	浦白は養福寺迄も汐差込程二御座候石壇二ツ計残り申候	11.5m
元禄宝永正徳亨保日記(佐伯藩)	地震止候迄追付高潮城下江押込候故家中町等	
臼杵藩日記分類頭書	甚地震・大波	
温故年表録(臼杵藩)	海添川鑪河内南津留荒田川北津留北ノ川末廣革通邊潮溢溺死者不知員船乗船嶋逃退者溺死	南津留 10m 荒田川 4~6m
府内藩記録	町人共上野原へ立退申候	
三浦家年代記抄・大分市	原浦坏津波来儿。	
杵築町役所日記	未之刻より亥刻迄汐四度満申候・大形浜二汐上ケ申候	1.5~2m
橋津文書(宇佐)	其後つなみ方々へ有、	
禅源寺年代記録(豊前下麻生村)		津波高の記載なし
中津藩日記		"
中川史料集		"

安政元年11月4日~7日(西暦1854年12月23日~26日)地震(M8.4)・海嘯

歴史古文書	記述内容	津波高(海拔)
米水津色利浦文書 塩月家文書	四日 辰下刻 地震 潮満干数度有之 五日 甲(申)下刻 大地震 高潮 度 数 不詳 大庄屋所床下迄、畳 濡不申	4m

慶長元年閏7月12日(西暦1596年9月4日):地震(M6.75~7.25)・陥没・津波

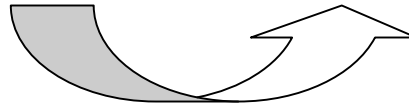
歴史古文書	記述内容	津波高(海拔)
豊後速見郡史	瓜生島遂に海底に陥没す	4~5m
別府史談	瓜生島及び別府村海中に陥没し、	
坂の市郷土史	瓜生島も陥没せり。	
イエズス会日本報告集第 期 第 二巻 同朋舎 1596年12月28日 付長崎発信 ルイス・フロイスの 年報補遺	或る夜突然何ら風にあおられぬのに、その地へ波が二度三度と(押し寄せ)、非常なざわめき 轟音をもって岸边を洗い、町よりも七ブラザ以上の高さで(波が)打ち寄せた。	4~5m
別府湯記	いにしへありし別府村悉く海となる。	4~5m
興導寺大般若経奥書	奥浜悉く海成	
豊城世譜	八幡奈多宮の神殿神庫社殿悉く海嘯のために流さる。	6m
佐賀関町史(佐賀関史)	関神社の鳥居倒れ、海水社殿を浸し、崖岸は壊崩し、家屋は倒潰し	4~6m
稲葉家譜	海水溢陸地、没豊府沖浜之民戸十余町人多溺死。	
由原宮年代略記	府中並近辺ノ邑里、悉く海底トナル。	4~5m
柴山勘兵衛記	津山氏世譜は13日に改められている九日大地震シテ、沖濱ノ浦ヨリ潮オビタツシクセキ上、大波立テ、両賀ノ屋敷海中ト成ル。	
津山氏世譜	大波ゆり上、居宅海中となる。	



現行の最大波高と歴史古文書における津波高記録の比較

地点名	現行の最大波高 (m)	宝永地震 (海溝型) の津波高記録 (m) 約 300~400 年と 約 700 年周期	慶長地震 (活断層型) の津波高記録 (m) 約 700~3,100 年周期
佐伯市米水津浦代浦	6.24	11.5	
臼杵市	2.45	10 (南津留) 4~6 (荒田川)	
大分市	2.30	4~5	4~6
別府市	2.50		4~5
杵築市	2.11	1.5~2	6

杵築より北は、瀬戸内海で干満の差が大きいためその影響が、古文書での記載なし。今後、検証。



2倍程度

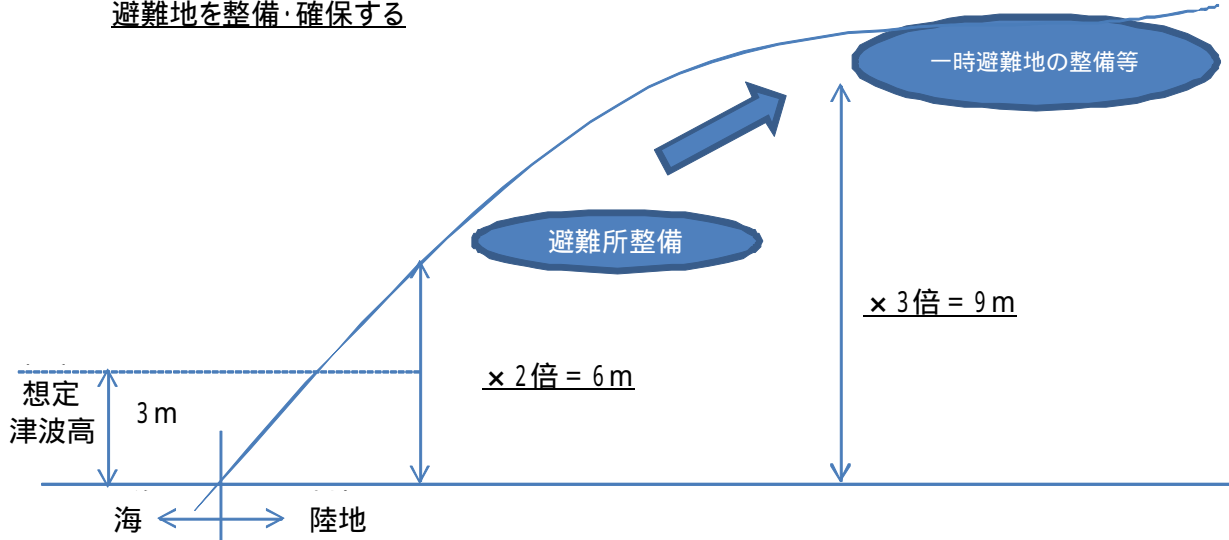
杵築市以南の最大波高を比較すると、科学的な推計に基づく現行の津波最大波高より、歴史古文書の記録の方が、概ね2倍から3倍ほど高くなっていることが分かった。

(ホ) 地震・津波の緊急対応暫定想定 (津波高2倍、3倍) の考え方

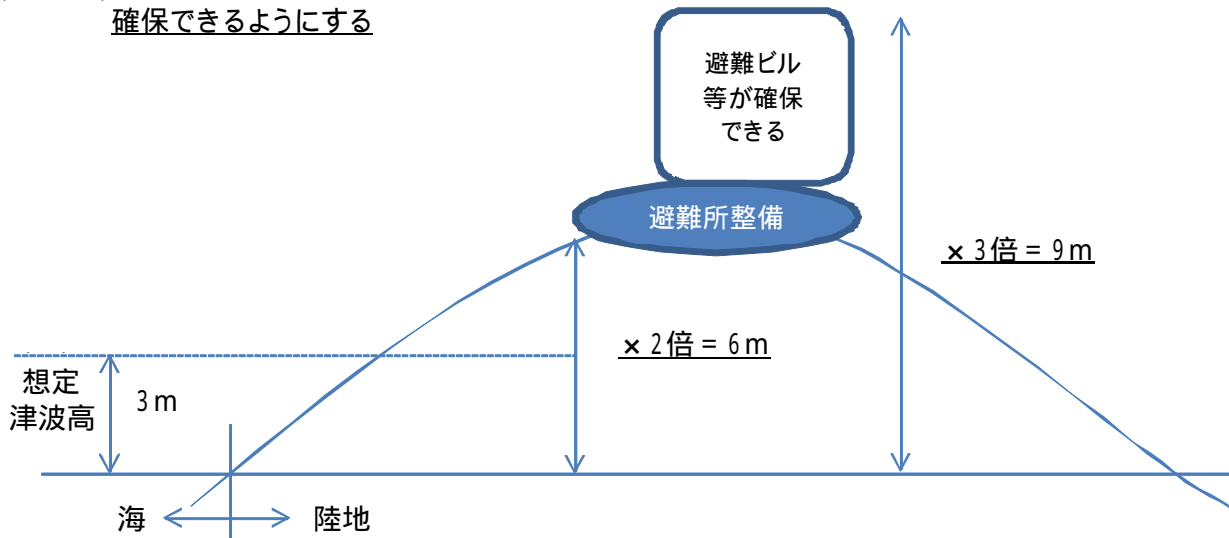
避難する時は、より高くということで、避難訓練等ソフト対応は3倍程度を想定しているが、避難所等ハード整備については、地域の事情があり難しいところもあるので、現地の地理的な状況を見て判断する。基本的には、防災対策のハード整備を行う場合には、「既定値」の2倍を目安とする。避難訓練等のソフト対応に当たっては、「2倍の高さ」でよしとせず、更に高い「3倍程度」以上の目安を考慮する (下記事例参照)。

避難所・避難地(路)の整備の例

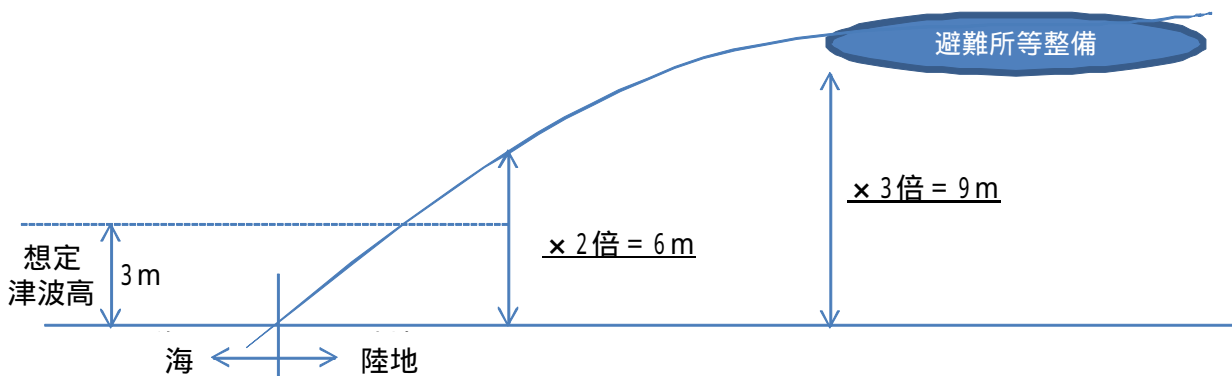
(事例) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、さらに3倍程度以上のところに一時避難地を整備・確保する



(事例) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、3倍程度以上のところに一時避難地を確保できるようにする



(事例) 既定値の3倍程度以上のところに避難所・避難地を整備する



(7) 喫緊の防災対策(地震・津波の緊急対応暫定想定に基づく)

(1) については、上記の提言を踏まえ、喫緊の対策として、今年度の7月補正予算により以下の対策を強化した。

(イ) ソフト対策

- ・学校防災計画見直しの指針となる「防災・避難対策マニュアル」の作成
- ・地震・津波避難訓練の実施
- ・治療や投薬の状況等を記載した「難病患者災害時準備マニュアル」の作成

(ロ) ハード対策

- ・橋梁の耐震化、道路の法面崩壊防止、ため池の耐震化 など

(ハ) 市町村への助成

- ・地震・津波等被害防止対策緊急事業により、市町村が行う避難場所、避難経路の整備や「海拔表示板」、「避難所表示板」の作成の他、防災行政無線の整備、簡易トイレや投光器等の備蓄物資購入への補助を実施

特に、下図の海拔表示板と避難所表示板については、県民をはじめ旅行者や外国人にも理解できるように、JISマークや英語表示を加え、県内市町村統一デザインとした。

県内市町村統一デザインとした海拔表示板



県内市町村統一デザインとした避難所表示板



(8) 地域防災計画見直しに向けての基本方針

(1) については、以下の方針の下、見直しを行うこととした。

「災害に上限はない、何よりも人命」との思いを共通認識とし、過去最大・最高の地震津波を想定して、人命を最優先に防災計画の見直しに取り組んでいく。

基本方針

地震と津波は同時発生するという観点に立ち、津波からの避難対策の強化
高齢の方や障がいのある方など、災害時に支援が必要な要援護者対策の推進
「被災した住民に何が必要か」という被災者の目線に立った計画の策定
広域大規模災害を想定した備えの強化

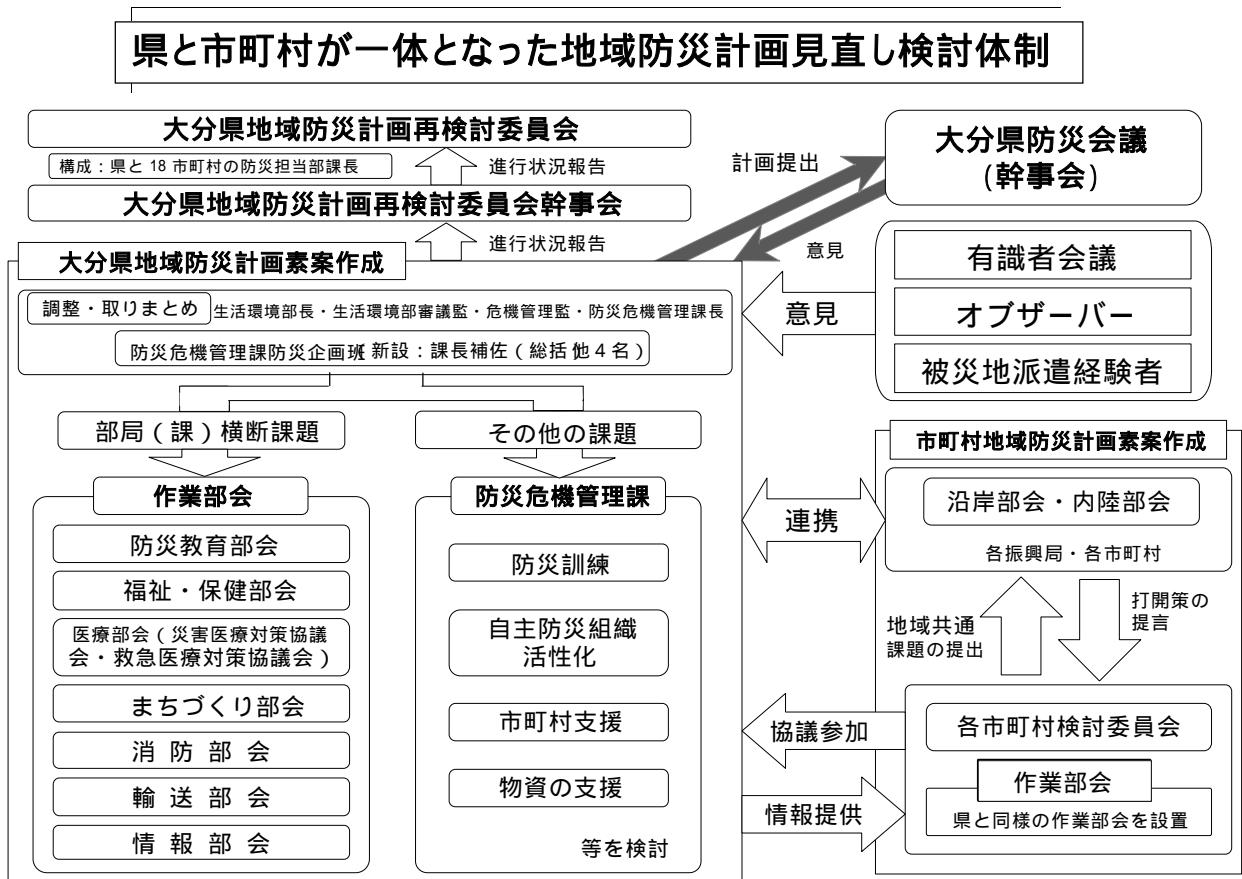
(9) 防災計画見直しに臨む基本姿勢

計画の見直しにあたっては、次に挙げるものを基本姿勢として防災計画の見直しに臨んだ。

- (イ) 大規模広域災害に対応するためには、県と市町村また市町村相互の連携が必要であるため、県と市町村で構成する再検討委員会において、県と市町村が一体となって見直し作業を実施した。
- (ロ) 再検討委員会に有識者会議を設置し、地震・津波の想定を最大規模に見直し、防災対策の基準とした。
- (ハ) 本県の海岸部、内陸部や海溝型、活断層型地震の影響等、地域の実情を踏まえることとした。
- (ニ) 県民目線に立った計画とするため、自主防災組織等からも意見を積み上げ、行政と地域住民との協働を進めることを目的とした。
- (ホ) 東日本大震災の状況を踏まえるため、本県への避難者や被災地で支援活動を行った本県職員等からの意見を反映することとした。

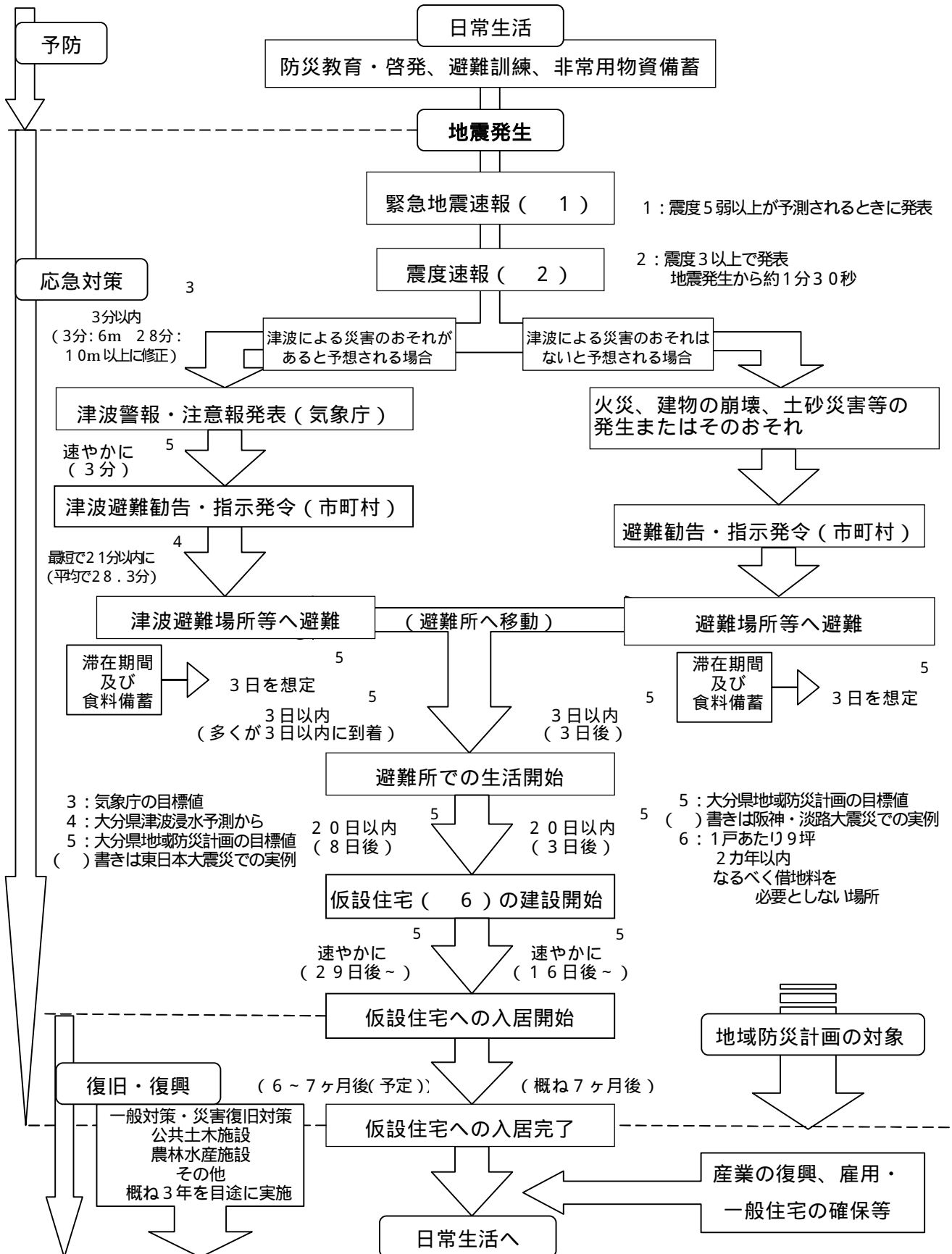
(10) 県と市町村が一体となった検討体制

(9)の(イ)～(ハ)については、次の図で示す検討体制により見直し作業を行った。



(11) 県民目線に立った防災計画の策定に向けて(被災時等の基本的な行動)

(9)(二)の県民目線に立った計画策定のため、地震発生を起点とする住民の動きを次のフロー図でまとめ、明示した。



(12) 本県への避難者や被災地派遣職員等からの意見を踏まえた計画の見直し

(9)の(ホ)については、被災地から本県に避難された方々や被災地で支援活動を行った本県職員等からの意見、議会や再検討委員会等での議論、とりわけ女性の視点を踏まえ、東日本大震災の検証から特に検討すべき重要な課題を次の10項目に整理し、計画の見直しに反映させた。(～ が災害予防、 ～ が災害応急対策)

なお、以下には ～ に関する主な意見を抜粋し整理した。

防災計画見直しにあたっての重点検討課題	
	自主防災組織の充実活性化
	防災訓練
	防災教育
	非常用備蓄物資
	避難率の向上に結びつく、地震・津波の情報と避難勧告・指示の情報伝達
	発災時の避難
	要援護者の避難(共助の課題)
	救急医療と福祉・保健対策
	広域的な応援要請・応援活動及び市町村への支援
	避難所運営のあり方

本県への避難者や被災地派遣職員等からの意見(抜粋)

自主防災組織の充実活性化

- ・普段から何かあれば避難しようというふうに近所の方と話し合えるような地域コミュニティの形成が大切。
- ・自治会の充実活性化が必要。そしてその中心となるリーダーを、行政で把握しておく必要がある。
- ・地域単位でリーダーが必要。自治会組織や地域単位のボランティア組織がしっかりしている地区では、避難生活や防犯等何かとうまくやっていた。それは、防災教育等をしっかりやっていたためだと思う。避難所生活を想定した訓練や炊き出し訓練に自治会等でも平素から取り組む必要がある。
- ・各地域の防災活動実績等をデータ化し、市町村や自治会で情報共有できれば、防災士のやりがいに繋がる。
- ・地区で助け合うことで、犠牲者を出さず安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- ・自主防災組織は、平時の防災教育、防災訓練、災害時の避難誘導が限界であり、住民の救出・救助は常備消防、消防団でなければ困難。

防災訓練

- ・訓練本番よりそれまでの準備段階に重きを置き、その調整の中で人間関係を構築することが大事。災害時に名刺交換するようではダメ。
- ・最大規模の想定での定期避難訓練が大事。実際に訓練の通りに高台に避難し助かった。
- ・画一化された訓練では効果が薄い。多様な状況、具体的な想定のもと、訓練を行うべき。
- ・高齢者など1人世帯の災害弱者は、あらかじめ住所を把握し、共有化したうえで緊急時の対応をすることが必要。
- ・うまく避難所運営をするためには、早急に全員で自治組織の立ち上げが必要。

防災教育

- ・中学生が小学生を助け、中学生の避難行動がきっかけとなり、周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例。常日頃、地域ぐるみで防災訓練を実施し、災害時に地域ぐるみで避難、災害弱者の搬送など、共助が自然にできるようになることが大事。
- ・先生の日常防災教育がしっかりしていたので、指定避難所より更に高い場所に避難し全員が助かった。
- ・昔の言い伝えを大事に防災教育を実施していれば、もう少し被害は軽くなったのかもしれない。
- ・人間は、災害発生時に自分だけは大丈夫という考え方が働く。とにかく急いで逃げるのが大事。
- ・県や市町村の防災体制も大事であるが、市民一人ひとりに講話、訓練等を通じ、防災意識を高めることが最も大きな課題である。

非常用備蓄物資

- ・避難所において最も不足したのは、水だった。トイレで手が洗えず、ウェットティッシュや消毒用アルコール等の必要性を強く感じた。その他、風邪薬やマスク等も必要。携帯の充電にも困ったため、手回しの充電器があれば良かった。
- ・避難生活が長期になると、救援物資が届くまでの間、食料等が不足する。そのため、ある程度の備蓄が有効。
- ・効果的に備蓄品を配分するためには、市役所の支所、公民館、消防分団倉庫等に分散備蓄をすることが大事。
- ・避難所ではトイレが少なかったため、衛生状態が悪化。とりわけ女性は皆困っていた。せめて男女別に分けて、防犯上安全な場所に作ってほしかった。またトイレが暗くて怖い思いをしたので、小さくても電灯をつけてほしかった。

避難率の向上に結びつく、地震・津波の情報と避難勧告・指示の情報伝達

- ・防災無線は必要。エリアメールも役立つ。停電時には、消防車等の呼びかけ、近所の声かけが大事。
- ・とりわけ停電時には、サイレン等ローテクな情報伝達手段が大事。事前の準備が必要。
- ・防災行政無線で津波警報・避難の放送が流れたが、チャイムを鳴らしてのいつも通りの放送であったため、大津波が来るとの緊迫感が伝わらなかった。
- ・地震直後、電話もメールも使えなかった。ツイッターは通常通り使えた。安否確認、情報収集に役立った。
- ・電気も全て止まったので、携帯電話だけが頼りだった。またラジオも活躍した。

発災時の避難

- ・平野部では、鉄筋コンクリートのマンションなど避難ビルの指定が必要。
- ・津波時の高台避難は、30分の躊躇が生死を分けた。自動車避難はプラス面、マイナス面、両面ある。
- ・夜間では、地震・津波が街灯や信号を破壊した場合、暗闇の中での避難が求められる。そのため誘導灯などによる避難場所への誘導方法を検討する必要がある。
- ・学校等の避難場所は深夜、休校日には施錠されており、中に入れないのではないかと？
- ・三陸では、漁師が被災時に船を沖合いに出し、津波を免れた事例があった。このことも計画に定めておくべき。

要援護者の避難（共助の課題）

- ・市街地での避難には、多くの人が車を利用した。そのため、いたるところで渋滞が発生した。

その際、速やかに車を捨て、高台に避難し、助かった事例があった。車を使わない避難が望ましい。

- ・避難弱者は、地区ごとに日頃から避難場所を設定し、食料、毛布等準備しておくことが大事。日頃の訓練でマイクロバス等も利用し、直ちに避難できるようにしておくことが大事。
- ・常日頃、避難弱者の状況を把握し、リストを作成、共有し、隣同士、助け合うことが出来るよう、あらかじめ避難ルールを決めておくことが大事。
- ・揺れが大きすぎて健常者でも動けない。どうやったら高齢者や障がいのある方を守ってあげられるか分かりませんでした。

救急医療と福祉・保健対策

- ・人数、構成、派遣期間等が異なる医療チームを、誰がどのように調整し、効率的な医療体制を構築する仕組みを事前に整備しておくことが必要。
- ・大規模災害時には、現地での対応が困難な重症患者などを搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設の設置場所、協力医療機関をあらかじめ決めておくことが必要。
- ・要介護者は、時間の経過とともにケアが必要となる人が増える。福祉避難所の指定、受入対象者の把握、優先順位付けが必要。
- ・多種多様なボランティアを効率的に活用するためには、被災者のニーズとボランティア団体の間をコーディネートするしくみが必要。

広域的な応援要請及び市町村への支援

- ・今回のような大規模な災害の場合、当該地域の多くの自治体職員が被災、また膨大な応急対応に追われた。他の自治体からの応援協力体制を常日頃から整備しておくことが必要。
- ・今回のような広域災害では、隣県も被災するため、例えば大分県では、近畿以東の自治体から支援を受けることができるしくみが必要。
- ・避難所や市の災害対策本部では、当該県の応援職員がいなかった。他県からの職員の支援が必要と思った。
- ・被災地における、県の地方機関の被災市町村への支援体制を明確にしておく必要がある。

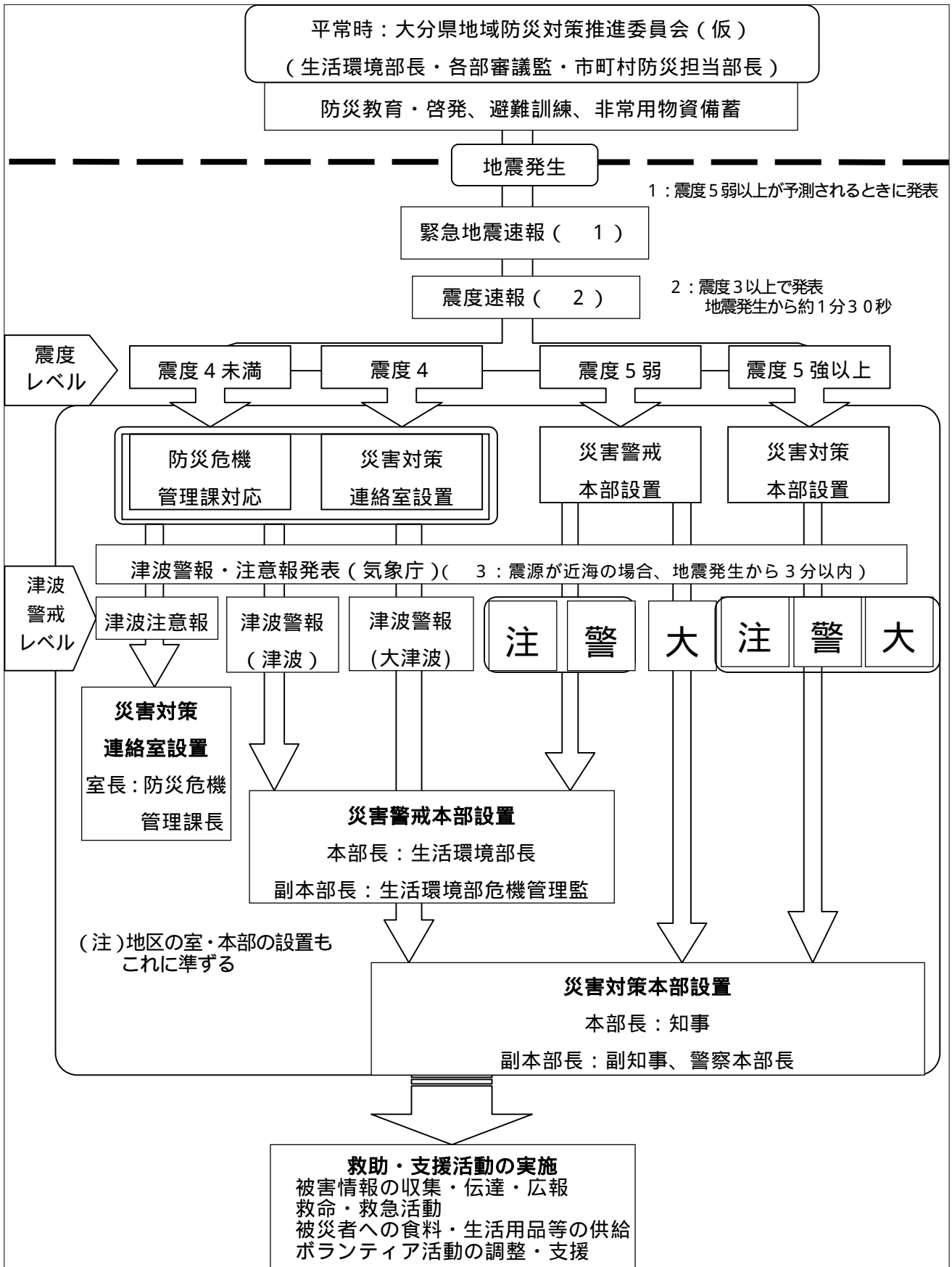
避難所運営のあり方

- ・保健師の配置された避難所では、衛生管理、風邪の予防等の指導・相談が行き届き、安心した避難所生活を送ることができた。看護師などの医療関係者もいれば保健師との役割分担により、さらにスムーズな避難所運営が望める。
- ・栄養管理や炊き出しの技術的支援が行き届かなかった避難所では、高齢者や糖尿病等の疾患を持つ人の食事に対する配慮が不足した。そのため、避難所に栄養士の配置が必要。
- ・避難所によって支援物資の配分にばらつきがあったことから、被災地の手前で仕分けする場所が必要と思う。
- ・女性の着替え場所がなかった。
- ・男女別の更衣スペースや、女性用洗濯物の干し場が欲しかった。

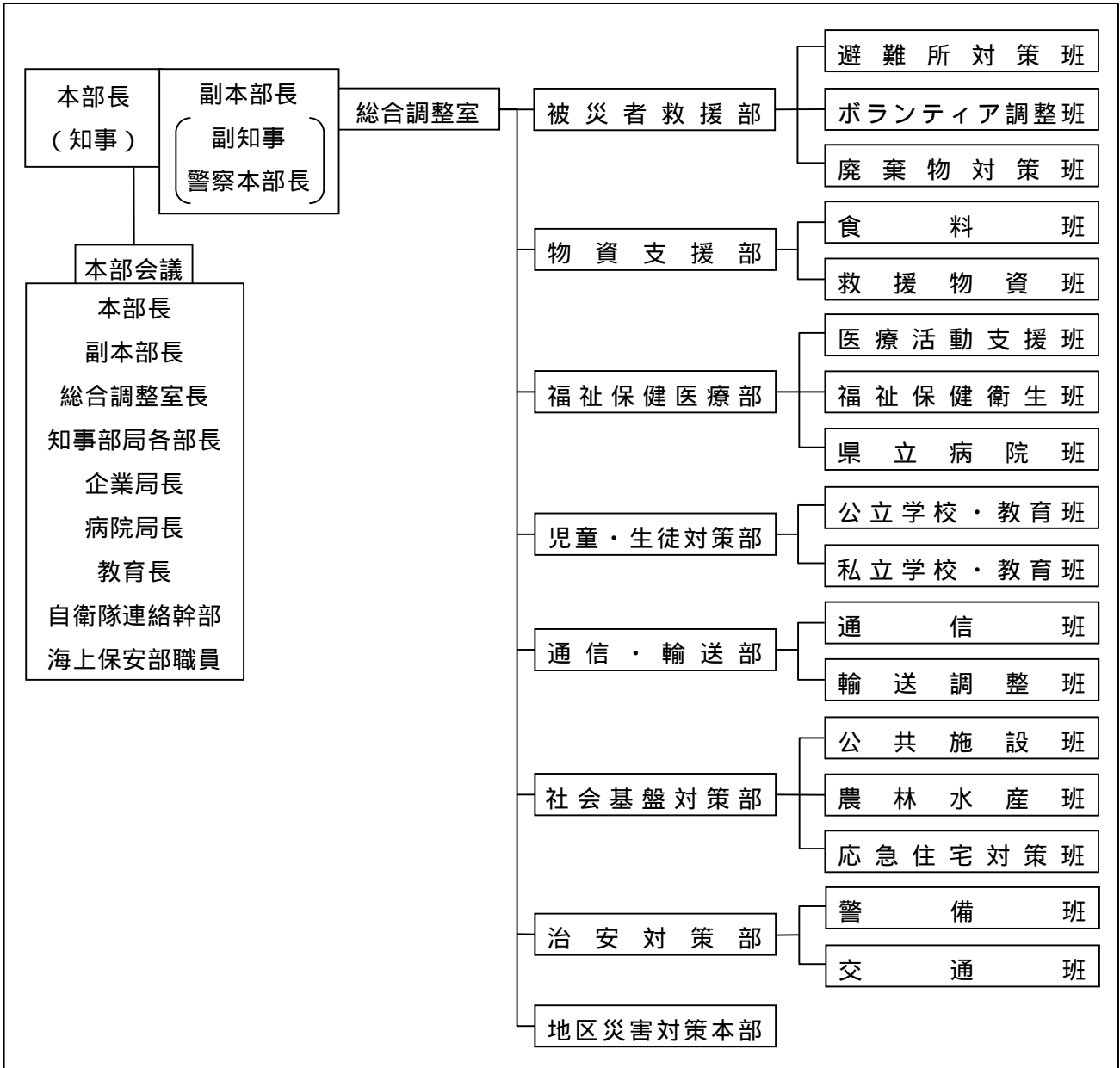
(13) 県民のニーズに即した県の災害対策本部体制の見直し

このような経緯で見直した計画を適確かつ迅速に実行していくための、県の応急体制をフロー図として次のようにまとめ、東の本大震災のような広域大規模災害にも対応できるよう、県の災害対策本部体制及び地区災害対策本部体制を次のように見直した。

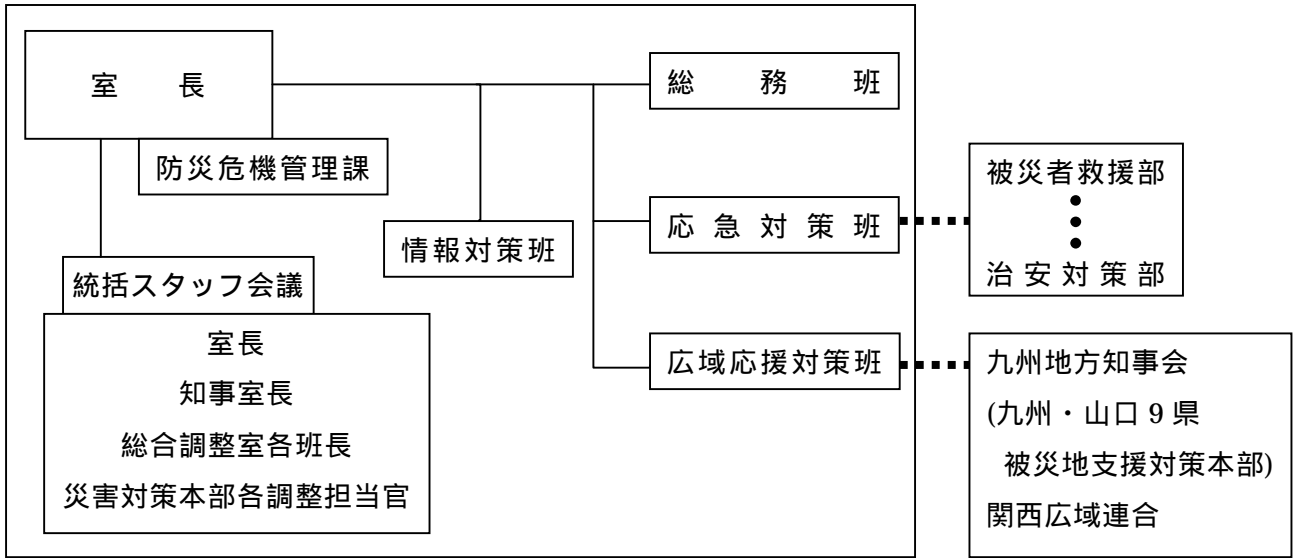
被災時等の県の対応



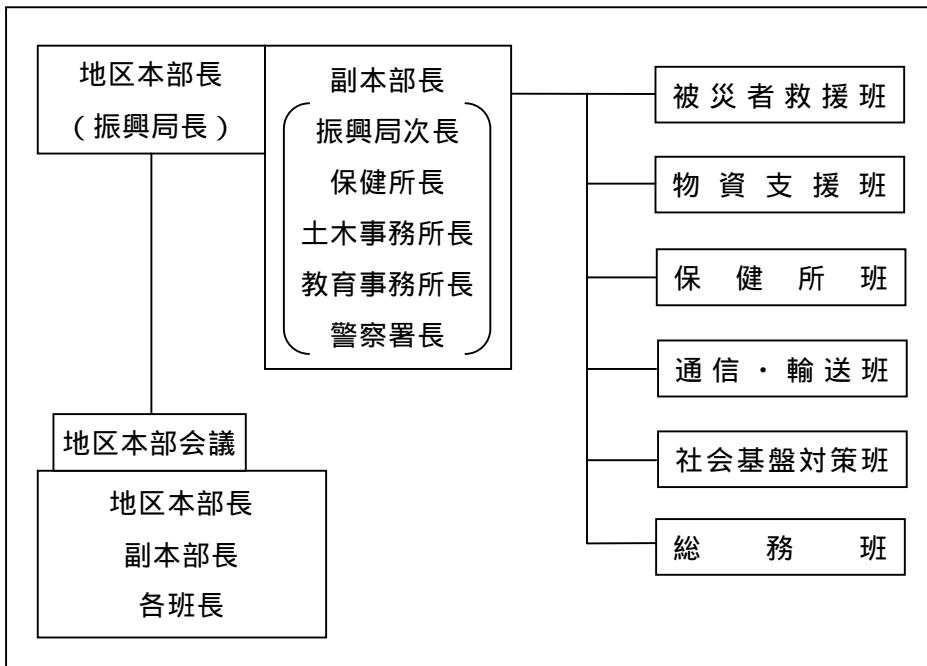
大分県災害対策本部組織図



大分県災害対策本部総合調整室組織図



大分県災害対策本部地区災害対策本部組織図（例示）



なお、本計画は地震発生を起点とする住民の動き（34頁）と県の対応（38頁）のフロー図の順に従い、第2部災害予防、第3部災害応急対策、第4部災害復旧・復興とした。

第5章 地震・津波の想定

大分県地域防災計画再検討委員会は、平成23年6月22日に有識者会議からの提言に基づき、県と市町村とが一体となって、緊急対応暫定想定を用いて防災対策を推進することを確認した。

したがって、海溝型地震については緊急対応暫定想定を、活断層型地震については現行の阪神・淡路大震災規模を想定し、防災体制や防災対策の充実を図るものとする。

1 海溝型地震の想定（有識者会議提言（6月22日））

（1）現状認識

イ 大分県における県と市町村の地域防災計画の実情

（イ）大分県地域防災計画の地震・津波の想定の実情

大分県は、平成19年11月に策定した「大分県地域防災計画（地震・津波対策編）」において、県内に被害を及ぼすおそれのある地震・津波の規模を以下のとおり想定している。

・直下型の地震については、阪神・淡路大震災規模（震度7）

・海溝型の地震については、紀伊半島から四国沖（東南海・南海地震）でマグニチュード8.6、最大震度6弱、県南沿岸部に最大5～6m程度の津波（他の震源（東海または日向灘）との連動性は未検討）

（ロ）18市町村の地域防災計画上の地震・津波の想定の実情

県内市町村においても、それぞれ地域防災計画を策定しているが、地震・津波の想定において、

・独自に地震・津波を想定する場合と、既存の予測・想定を引用する場合

・震度、マグニチュード、津波の高さなどの具体的な数値の表現がない場合

・被害の原因（揺れや津波）ごとの震源想定がない場合

（例）沿岸部域であって、直下型のみ想定で海溝型の想定がない。

・公的な予測データと過去の記録のどちらにより比重を置くか

などに市町村ごとの違いが見られる。

（ハ）県地域防災計画と市町村地域防災計画の地震・津波の想定の実情

県地域防災計画と市町村地域防災計画の間においても、想定する地震や震度の設定などに違いが見られる。

（例1）県の津波地震の想定：紀伊半島から四国沖

市町村の津波地震の想定：東南海・南海から日向灘

（例2）県の地震・震度の想定：阪神・淡路大震災規模（震度7）

市町村の地震・震度の想定：紀伊半島から四国沖（震度6弱）

ロ 東北3県（岩手県・宮城県・福島県）の地震・津波の想定の実情と東北地方太平洋沖地震の実態

東北3県（岩手県・宮城県・福島県）の地域防災計画で想定する海溝型地震の規模は、最大でマグニチュード8.3、震度は6強となっている。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、三陸沖を震源としマグニチュード9.0、最大震度は宮城県で震度7と地域防災計画の想定を超えるものであった。また、この地震による津波高は、震度7を観測した宮城県のうち、石巻市で想定3.2mに対して8.6m以上の津波（2倍超）が観測されるなど想定を大きく上回った。

ハ 歴史的古文書の評価・活用状況

地震・津波に関する古文書は、いつ、どのくらいの揺れが、どの場所で起こり、また、どこまで津波が到達したかなどの状況が記載されており、当時の地震・津波を検証する上で重要な証拠となる。また、沿岸部の湿地や池などの堆積物記録は、より長期間の地震・津波の規模や発生時期の証拠として活用が可能である。これらは、地震・津波を想定する上での参考となる。

県内には、1596年に発生した慶長豊後地震、1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震など

多くの地震・津波に関する古文書が存在し、研究者において研究・検証が進められているが、行政が防災対策を推進する上では十分に評価・活用されていたとは言えない。

(2) 検討項目

(前提)

大分県においては、東日本大震災を契機として防災対策を見直すために、県的生活環境部長を委員長とし市町村の防災担当部(課)長を委員とする「大分県地域防災計画再検討委員会」が設置された。

平成23年5月13日に第1回委員会が開催され、県と市町村とが今後の防災計画や防災体制について議論を行い、

イ 県と市町村が共有できる地震・津波の目安が必要であること

ロ その目安に基づいて、県と市町村が一体となって喫緊の防災対策に取り組むこと

ハ 国の見直しを待たずに地域防災計画の見直しに着手すること

が県と市町村で確認された。

委員会では、県と市町村が一体となって喫緊の防災対策を推進するため、認識を共有できる地震・津波の目安について、地形・地質、地震・津波、地盤及び古文書等関係する専門分野の学識経験をメンバーとする有識者会議に提言を求めることとなった。

検討項目は、次の(イ)から(ハ)の項目とした。

(イ) 地震・津波の想定

(ロ) 東北3県の想定の実情と東北地方太平洋沖地震の実態

(ハ) 科学的推計と古文書の記録との対照検討(比較検討)

ただし、今回は海溝型地震であった東北地方太平洋沖地震を受けての地震・津波想定の見直しであるため、大分県に影響を及ぼすと予測される海溝型地震のみを対象とすることとした。

なお、活断層型地震については、阪神・淡路大震災を受けて平成20年3月に公表した「大分県地震被害想定調査」を引き続き活用する。

(3) 検討方法

大分県地域防災計画再検討委員会において、県と市町村が共有できる地震・津波の目安が必要であると確認されたことを受けて、科学的な推計と歴史的な古文書の検証によりその目安を検討するため、各有識者の研究成果と中央防災会議専門調査会等の検討状況を踏まえ、議論を行った。

議論に際しては、現時点で公表されている研究報告・資料を参照して科学的な推計を実施し、歴史的な古文書の地震・津波記録を収集・検証するとともに、津波堆積物の研究結果によって得られた情報を、による科学的な推計と比較、検討した。

(4) 検討の経緯

イ 地震・津波の想定

現在の県下の地震・津波の想定は、東南海・南海地震を想定し平成16年3月に「大分県津波浸水予測調査」としてまとめられており、県下各地の津波想定は、次のとおりとなっている。

地点名	最大波高 m	地点名	最大波高 m
中津市小祝新町	2.57	日出町日出港	2.65
宇佐市郡中新田	2.22	別府市弓ヶ浜町	2.50
豊後高田市高田港	2.08	大分市豊海5丁目	2.30
真玉町浜下	2.22	大分市佐賀関西町	3.39
香々地町見目	2.33	臼杵市臼杵川河口	2.45
国見町伊美港	2.08	津久見市港町	2.70
姫島村南	2.36	佐伯市上浦町津井浦	2.73
国東町国東港	2.38	佐伯市葛港	3.40
武蔵町武蔵港	2.54	佐伯市鶴見町地松浦	2.45
安岐町塩屋	2.56	佐伯市米水津浦代浦	6.24
杵築市八坂川河口	2.11	佐伯市蒲江町新町	3.95

平成20年から進められている文部科学省の「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」プロジェクトの報告（平成23年）においては、「南海地震は普通は足摺ぐらいで止まるが、1707年の宝永の地震では、西に伸びて日向灘まで及んだ可能性がある」という研究結果がある。

また、まだ詳しい計算は公表されていないが、同プロジェクトによると、東海・東南海・南海地震に日向灘を考慮した4連動に加えて、海溝のすぐそばが同時に滑ると、津波が2倍程度になる可能性が高い、との研究報告が出されている。（津波シミュレーション（Furumura et al.（2011）））

ただし、大分県にとっては、東海地震と東南海・南海地震が連動して起こることよりも、南海地震の震源域が西の日向灘まで伸びているかどうかが大分県の津波想定には重要となる。

したがって、大分県にとって最悪を想定しなければいけない津波というのは、ほぼ四国沖から紀伊半島沖の南海トラフを震源とする地震に集約される。そして、最近の研究では震源が日向灘に近いところまで広がっており、大規模な地震が発生する可能性が指摘されている。

津波のシミュレーションは、海底の深さや沿岸部の地形といった条件で変わってくる。津波ハザードマップには、津波の遡上範囲、浸水域までを想定する必要があり、今回の東北地方太平洋沖地震で発生した津波をみると、県内でも大分川、大野川など大きな河川における津波の遡上を考慮しなければならない。そのため、津波の高さを想定するだけでは十分でないが、津波が持つエネルギーはその高さに表れるため、それがどういった数値になるかを検討することが重要である。

大分県の津波被害想定に当たっては、宝永地震の断層モデルを見直すことが必要であり、津波のシミュレーションを実施する場合は、断層パラメーターや日向灘の滑り量などについて細かく検討することで、津波ハザードマップの信頼性が向上する。

液状化に関しては、歴史的な記録も重要となるが、実際に起こり得るのは新しい埋め立て地が多い。東日本大震災でも関東の千葉市・浦安市等で被害が報告されている。大分市もかなり埋め立て地が広がっているため、自然堆積物による被害歴史記録だけではなく、埋め立て地などの人工地盤も考慮する必要がある。

県及び各市町村の地域防災計画における地震・津波の想定状況について、市町村間の想定の不統一、あるいは県と市町村との不整合を確認した。防災行政を推進する上で、統一性・整合性を図ることが重要である。

□ 東北3県の想定の実情と東北地方太平洋沖地震の実態

県と市町村の津波防災対策にはハザードマップが重要である。

最近の調査や古文書の研究によると、東北地方太平洋沿岸では、869年の貞観地震の際、東北地方太平洋沖地震と同じような津波が襲来したことが分かってきていた。しかし、そのことは防災行政に反映されるまでには至っておらず、近い将来起きる確率の高い、宮城県沖地震による被害を想定していた。その結果、東北地方太平洋沖地震は宮城県沖地震の想定を上回ることとなってしまい、多くの犠牲者を出した。

したがって、ハザードマップの想定をどうするか議論し、見直すべきである。行政としても研究途中で現在進行形の研究成果、最新の知識を被害防止のために生かしながら、ハザードマップを改訂していくべきである。

なお、災害がもっとも大きくなる巨大現象に備えるべきであるが、これらの規模の地震・津波は非常に低頻度で生起される。津波警報が出される場合のかなりの機会は、従来の規模の想定範囲である。そのことで住民がすべてのケースに安全であり、安心であるというように考える傾向になるが、低頻度の巨大災害になる津波の可能性を常に意識することが必要であるということを住民に周知する必要がある。

八 科学的推計と古文書の記録との対照検討（比較検討）

大分県には、地震・津波に関する数多くの貴重な古文書が現存しており、過去の被害の様子が今に伝えられている。

また、佐伯市米水津にある通称「龍神池」の堆積物も地震・津波を調査する上で重要な資料である。龍神池には、およそ3300年前からの大津波による堆積物が保存されており、大津波を伴った地震の発生時期やサイクルなどが割り出せる。

このような、先人の手による記録と自然の記録を精査・照合することで、県内における過去の地震や津波の規模を推計することとする。

大分県の災害史の中で津波防災上参考にすべき事例は、慶長豊後地震（1596年9月4日発生）、宝永地震（1707年10月28日発生）、安政南海地震（1854年12月24日発生）の3つと考えられる。

このうち、津波の高さがわかる記録として、宝永地震について、佐伯市米水津で波が最も高く到達した場所が11.5mというもの（浦代浦成松庄屋文書）、また、安政南海地震について、津波そのものの高さが9尺（3m弱）というものがある。

また、佐伯市米水津の龍神池での調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年から700年の周期で発生したと推定される。現在、約300年前の宝永地震によるものが最新と考えられていることから、次の南海地震も宝永地震と同様に大きな被害をもたらすおそれがあり、国で調査・研究が進んでいる東南海・南海・日向灘の連動地震となる可能性もある。

今回は海溝型地震を主眼に置いて津波の目安を想定するものであること及び龍神池から安政地震に相当する堆積物が見つからないことから、有識者会議においては宝永地震を県内過去最大の地震と位置付けることとする。

ただし、慶長豊後地震に見られるような、別府湾などに局所的に大きな被害をもたらす地震についても、今後、対応が必要と考える。

（5）提言

大分県では、中央防災会議が予想した、紀伊半島から四国沖での海溝型地震（東南海・南海地震、M8.6）の発生を踏まえ、県南沿岸部に最大5～6m程度の津波が押し寄せると想定している。しかしながら、現在、中央防災会議専門調査会において、東北地方太平洋沖地震の発生を受け、東海・東南海・南海の3連動型地震と併せて、震源がさらに西の日向灘へどの程度拡大するのか、検討が行われている。

この専門調査会の結論は、本年秋季以降とされているため、大分県においては、県と市町村が共有できる暫定的な想定を設定することが望ましい。

よって、大分県及び各市町村の防災対策に資するため下記のとおり提言する。

イ 県及び市町村が一体となった早急な防災対策の必要性

東日本大震災を受け、速やかに県と市町村とが一体となって県内全域で地震・津波の減災に取り組むことを求める。

今回は緊急の対応として、海溝型地震を対象とした。次の口で示す地震・津波緊急対応暫定想定を用いて、各市町村は避難場所、避難路の検証等に取り組むとともに、県として必要な支援を行い、県と市町村とが一体的に防災対策に取り組み、県民の安全・安心の確保を図ること。

ロ 地震・津波高の緊急対応暫定想定

東日本大震災では複数の地震領域が連動し想定された規模を上回るマグニチュード9.0となったことを踏まえて、大分県での地震・津波高の暫定的な想定は、大分県に影響を及ぼす南海トラフ（東南海・南海領域）と東海の3連動や、日向灘への震源域の拡大を考慮して設定することとし、津波シミュレーション（Furumura et al. (2011)）を参照して、平成16年に東南海・南海地震を想定して実施した「大分県津波浸水予測調査」に示された既定値の（1.5～）2倍の津波の高さを採用する。

この数値は、津波の繰り返し記録として重要な龍神池の津波堆積物情報から得られるほぼ300年から700年周期で繰り返す連動型地震のひとつとされる宝永地震時に、記録として残された佐伯市の養福寺の石段の記録からの情報である11.5mともある程度整合的である。

国の中央防災会議から新たな地震・津波の想定が公表されるまでの間は、上記の数値を津波の「緊急対応暫定想定」として、県、市町村の防災対策に用いること。

なお、津波の緊急対応暫定想定は「既定値の（1.5から）2倍」とするが、津波対策としては、東北地方太平洋沖地震で顕著に現れた津波の遡上性を考慮する必要がある。地域性を持つ津波遡上高を考慮すると、避難訓練等のソフト対応の目安としては、地域の実情に照らし、少なくとも「既定値の3倍の高度程度以上」の避難対応・浸水時対応を実施することを強く推奨する。

ハ ハザードマップについて

東日本大震災ではハザードマップの地震想定を、近い将来で発生確率の高い地震としていたために、当該地域におこる最大規模の津波等が考慮されておらず、想定以上の津波襲来により多くの犠牲者を出したことが反省点としてあげられる。最新の調査・研究が行政に生かされていなかった結果である。

東日本大震災を教訓として、ハザードマップを改訂するに当たっては、次の点を考慮すべきことを提言する。

（イ）地震想定について

県、市町村が防災対策を進める上で重要なハザードマップについては、地震研究・歴史・堆積物記録から鑑み、最も大規模の地震・津波を想定することが望まれる。

大分県に最も大きな被害をもたらした宝永地震（1707年）に代表される、大津波を伴う地震は、佐伯市間越の龍神池の津波堆積物の記録から300年～700年の周期で発生し、次の南海地震もその周辺の震源との連動により同様の規模になることが最近の研究の成果から予測される。

ハザードマップについては、最新の研究、知識をとり入れて改訂していくべきである。また、低頻度（＝大規模）の地震を想定することになることから、住民への周知の方法を検討する必要がある。

（ロ）津波被害想定について

大分県の津波被害想定に当たっては、宝永地震の断層モデルを見直すことが必要である。津波シミュレーション（Furumura et al. (2011)）を実施する場合は、断層パラメーターの推定が必要であり、特に佐伯市米水津周辺の詳細な推定計算を行い、古文書の津波痕跡や津波堆積物との比較を行い、断層パラメーターをより正確に推定することにより、ハザードマップの信頼性が確保できることとなる。

二 今後の検討課題

(イ) 活断層型地震への対応について

県下に影響を及ぼす地震は、海溝型の他に活断層によるものも危惧される。

活断層型の被害想定については、平成 20 年 3 月に「大分県地震被害想定調査」を実施し公表している。この調査結果が市町村の防災対策・防災計画へ反映されているか検証が必要である。

更に、別府湾沿岸部では、慶長豊後地震(1596年)に見られるような別府湾の中で局所的に発生する地震について、引き続き検討していく必要がある。

(ロ) 液状化について

今回の東日本大震災の地震は、これまでの地震より地震動が長時間に及び地盤に作用しているため液状化が広範囲に広がっており、場所によっては再液状化が発生している。千葉市、浦安市の液状化被災状況を検証し、大分県内においても埋め立て地などの人工地盤も検討を行っていく必要がある。

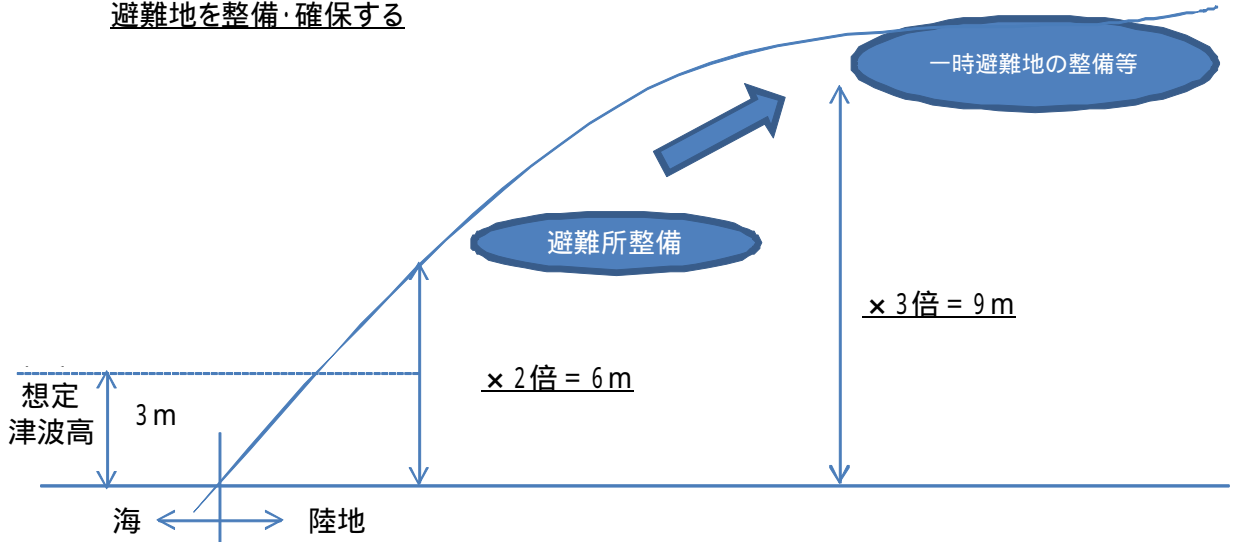
(地震・津波高の緊急対応暫定想定の方)

避難する時は、より高くということで、避難訓練等ソフト対応は3倍程度を想定しているが、避難所等ハード整備については、地域の事情があり難しいところもあるので、現地の地理的な状況をみて判断する。基本的には、防災対策のハード整備を行う場合には、「既定値」の2倍を目安とする。避難訓練等のソフト対応に当たっては、「2倍の高さ」で良しとせず、更に高い「3倍程度」以上の目安を考慮する(下記事例参照)。

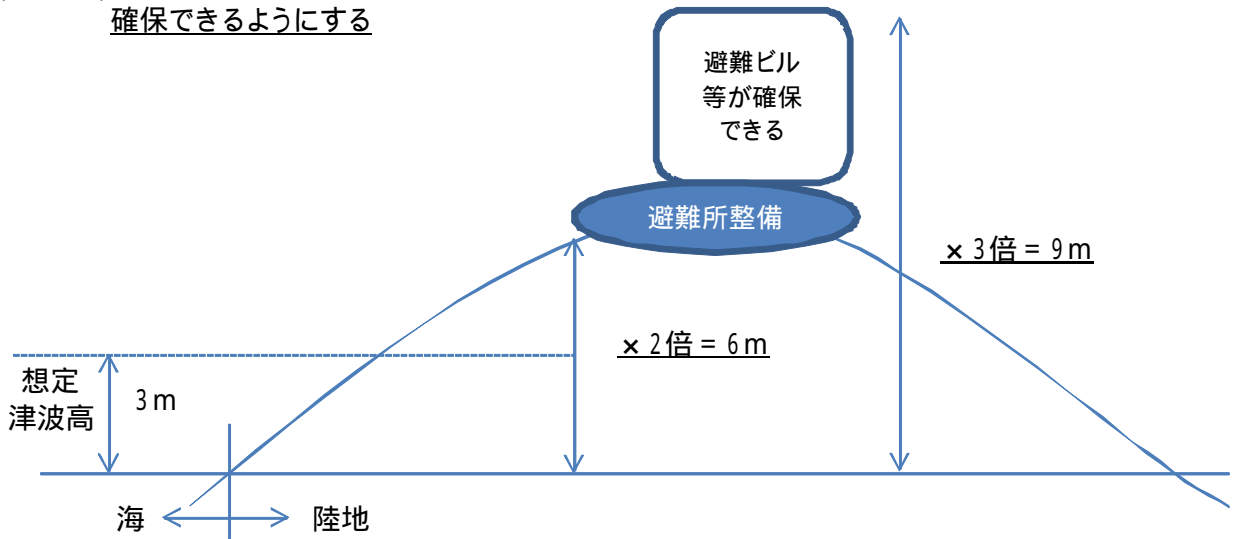
なお、平成 24 年 2 月 26 日の大分県有識者会議追加提言において、「海溝型地震については、緊急対応暫定想定が概ね歴史古文書による津波高を上回っており、国の地震・津波想定が出されるまでの間は、緊急対応暫定想定を防災対策の基準として引き続き用いる必要がある。この場合、杵築以南の地域は、避難所等ハード整備は平成 16 年の大分県津波浸水予測調査に示された津波高の2倍、避難訓練等ソフト対応の目安としては、津波の遡上性を考慮して同3倍程度以上とするが、県北地域については、現時点で津波被害を直接に伝える歴史古文書が確認できないことから、避難訓練等ソフト対応を3倍程度以上とするかは、大分県地域防災計画再検討委員会で決定する必要がある。」とされていることから、避難訓練等ソフト対応を県内一律に3倍程度以上とするかは、再検討委員会での決定に委ねるものとする。

避難所・避難地(路)の整備の例

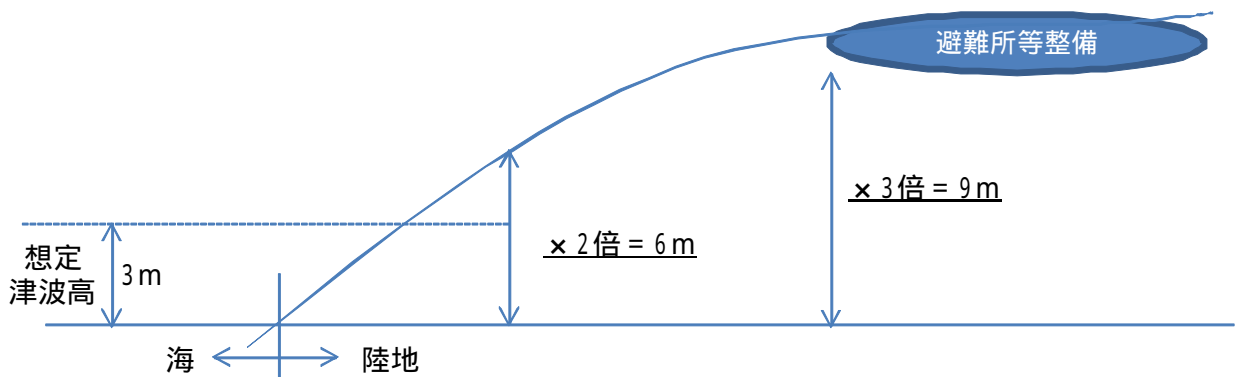
(事例) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、さらに3倍程度以上のところに一時避難地を整備・確保する



(事例) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、3倍程度以上のところに一時避難地を確保できるようにする



(事例) 既定値の3倍程度以上のところに避難所・避難地を整備する



2 活断層型地震の想定

県内には各地域に活断層が分布しており（第3章参照）、下表の地震を想定する。

想定地震	マグニチュード
別府地溝南縁断層帯	7.0
別府湾断層帯	6.9
別府地溝北縁断層帯	7.0
周防灘断層群（主部）	7.0
崩平山 - 万年山地溝北縁断層帯	6.8

活断層の地震は、いずれの地震においても、震源に近い地域で地震動が強くなり、特に別府地溝南縁断層帯の地震では、大分市・別府市・由布市・日出町で震度6強以上となり、大分市・別府市では震度7となる地域も点在するなど、県中央部で強震動となることが想定される。一方、県西部では、崩平山 - 万年山地溝北縁断層帯の地震動が大きく、日田市で震度6強となり、県北部では周防灘の地震の地震動が大きく、豊後高田市等で震度6弱となることが想定される。

第6章 防災関係機関の処理すべき事 務又は業務の大綱

1 市町村（市町村長、消防機関、教育委員会）

市町村は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- （1）市町村防災会議に関する事。
- （2）災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図る事。
- （3）気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関する事。
- （4）災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。
- （5）被害状況の調査報告に関する事。
- （6）消防、水防、その他の応急措置に関する事。
- （7）居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関する事。
- （8）被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。
- （9）清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。
- （10）所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- （11）その他防災に関し、市町村の所掌すべき事。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- （1）県防災会議に関する事。
- （2）災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図る事。
- （3）被害状況の収集調査に関する事。
- （4）水防その他の応急措置に関する事。
- （5）犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- （6）県営ダム等の防災管理に関する事。
- （7）緊急輸送車両の確認に関する事。
- （8）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- （9）所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- （10）その他防災に関し、県の所掌すべき事。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力をを行うものとする。

- （1）九州管区警察局
 - イ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
 - ロ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
 - ハ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
 - ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
 - ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
 - ヘ 災害時における警察通信の運用に関する事。
 - ト 津波警報等の伝達に関する事。
- （2）九州財務局（大分財務事務所）
 - イ 公共事業等被災施設査定会の立会に関する事。
 - ロ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
 - ハ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。

- ニ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
- (3) 九州厚生局
 - イ 被害状況の情報収集、通報に関すること。
 - ロ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
 - ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
 - ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。
- (4) 九州農政局(大分地域センター)
 - イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関すること。
 - ロ 災害時における応急食糧の配給に関すること
 - ハ 政府保管主要食糧及び輸入飼料の売渡に関すること。
 - ニ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
- (5) 九州森林管理局(大分森林管理署、大分西部森林管理署)
 - イ 国有林野の治水事業の実施に関すること。
 - ロ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。
 - ハ 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。
 - ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
- (6) 九州経済産業局
 - イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
 - ロ 被災した商工業・鉱業の事業者に対する融資あっせんに関すること。
 - ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。
- (7) 九州産業保安監督部
 - イ 鉱山における災害の防止に関すること。
 - ロ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
 - ハ 危険物等の保全に関すること
 - ニ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
- (8) 福岡管区気象台(大分地方気象台)
 - イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - ロ 気象、地象(地震にあっては地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報情報等の伝達に関すること。
 - ハ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関すること。
 - ニ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
 - ホ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - ヘ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
- (9) 第七管区海上保安部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署)
 - イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - ロ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ハ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
 - ニ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
 - ホ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
 - ヘ 海上交通安全(危険物の保安措置を含む)に関すること。
 - ト 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
 - チ その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
- (10) 大阪航空局(大分空港事務所)
 - イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。

- ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
 - ハ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関すること。
 - ニ 航空機の安全運航の向上に関すること。
 - ホ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
 - ヘ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。
- (11) 九州運輸局（大分運輸支局）
- イ 自動車運送事業者に輸送の協力要請に関すること。
 - ロ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
 - ハ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達あっせんに関すること。
 - ニ 港湾荷役の確保に関すること。
 - ホ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
 - ヘ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
 - ト その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。
- (12) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、大分川ダム工事事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所）
- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
 - ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
 - ハ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
 - ニ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
 - ホ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること
 - ヘ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。
- (13) 九州総合通信局
- イ 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理に関すること。
 - ロ その他防災に関し、総合通信局の所掌すべきこと。
- (14) 大分労働局
- イ 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
 - ロ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

4 自衛隊

- イ 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- ロ 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- ハ その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）
 - イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
 - ロ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
 - イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
 - ロ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）
 - イ 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (4) KDDI株式会社（九州総支社）

- 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(大分支店)
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (6) 日本銀行(大分支店)
災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。
- (7) 日本赤十字社(大分県支部)
イ 医療救護に関すること。
ロ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
ハ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
ニ 義援金の受付と配分に関すること。
ホ その他災害救護に必要な業務に関すること。
- (8) 日本放送協会(大分放送局)
イ 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
ロ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
- (9) 日本通運株式会社(大分支店)
災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
- (10) 九州電力株式会社(大分支社)
イ 電力施設の整備と防災管理に関すること。
ロ 災害時における電力供給確保に関すること。
ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (11) 西日本高速道路株式会社(九州支社)
管理する道路等の整備・改修に関すること。
- (12) 郵便局株式会社、郵政事業株式会社(大分東支店)
イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
(イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
(ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
(ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
(ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
(ホ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
(ヘ) 逡信病院による医療救護活動に関すること。
(ト) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること。
ハ その他防災に関し、郵政局の所掌すべきこと。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分
気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) 社団法人大分県トラック協会
災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社
イ 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
ロ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。

- (4) 社団法人大分県医師会
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) 大分瓦斯株式会社
 - イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
 - ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (6) 社団法人大分県エルピーガス協会
 - イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
 - ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) 社団法人大分県歯科医師会
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局
気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (9) 社団法人大分県看護協会
 - イ 災害時における助産、災害看護に関すること。
 - ロ 災害後の要援護者の支援に関すること。
- (10) 社団法人大分県地域婦人団体連合会
 - イ 災害時における女性の福祉の増進に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

- 第1節 災害予防の基本的な考え方
- 第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

大分県において地震災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の耐震化（建築物及び公共施設等の耐震性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や県民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 災害時要援護者の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 県民運動の展開

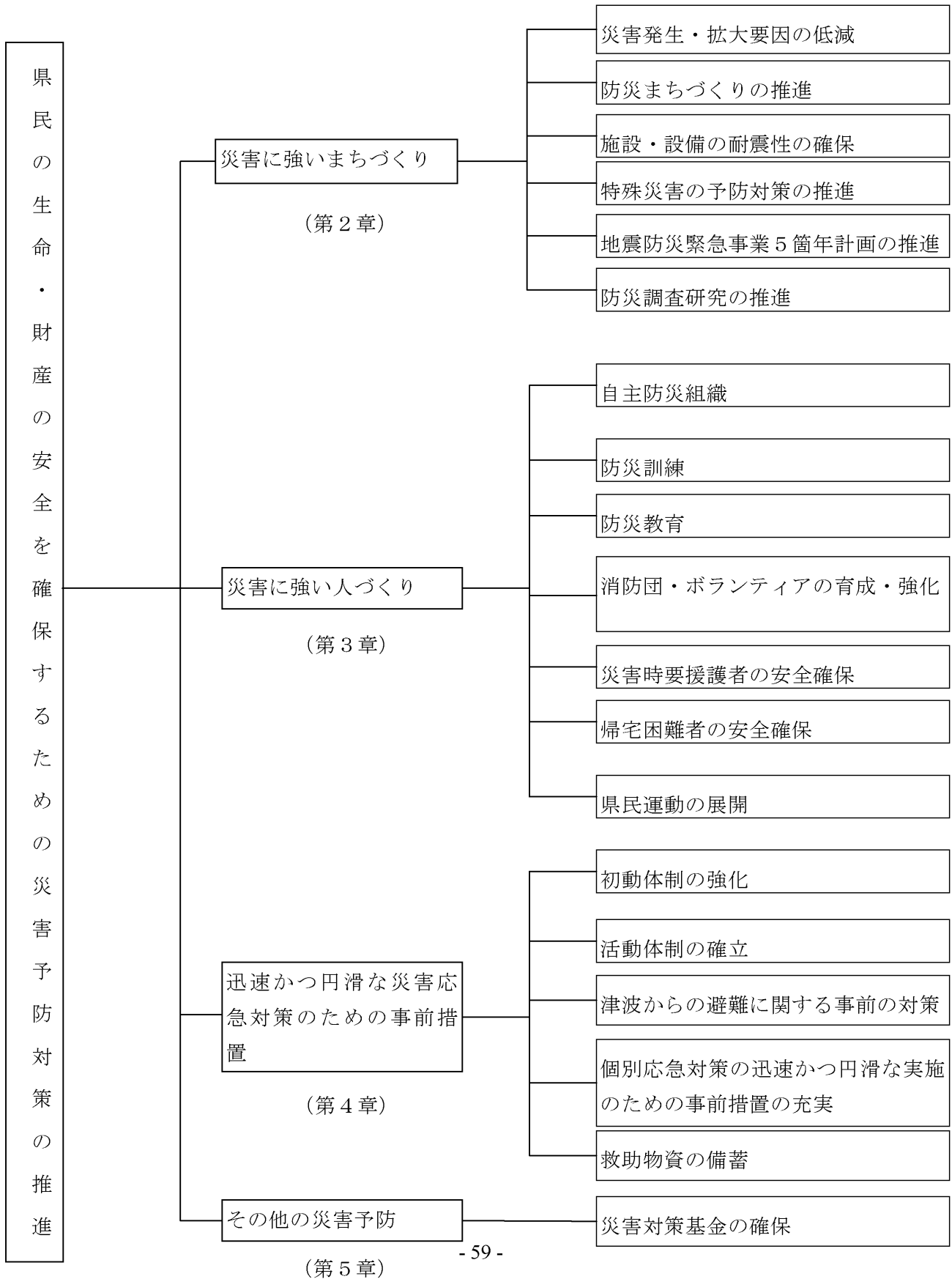
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（避難地、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難場所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (5) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章から第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



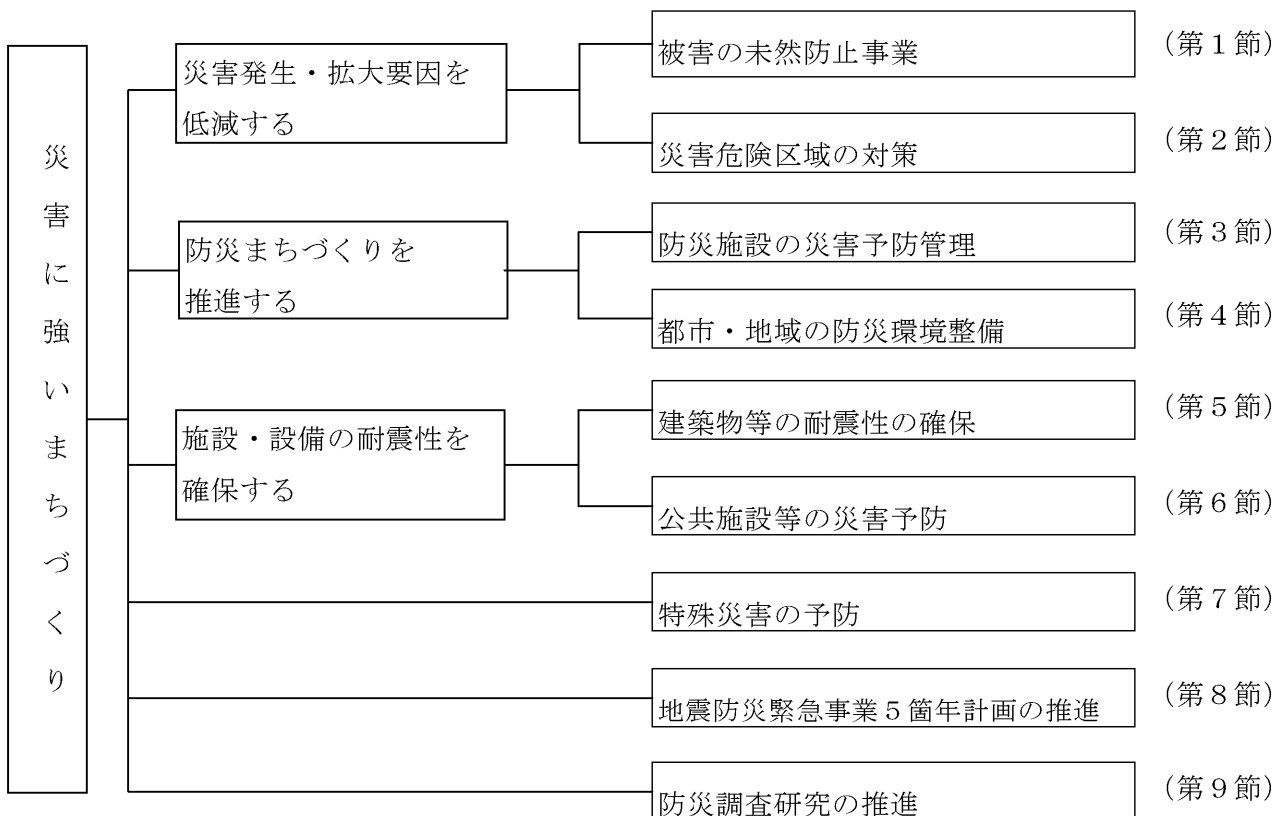
第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物等の耐震性の確保
- 第6節 公共施設等の災害予防
- 第7節 特殊災害の予防
- 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- 第9節 防災調査研究の推進

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、砂防その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の県土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

災害から県土を保全し県民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- イ 港湾事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- ロ 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ハ 海岸、港湾、漁港等の整備
- ニ 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての土地区画整理事業、市街地再開発事業の実施
- ホ 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- ヘ 市町村長が指定する避難地・避難路の整備

1 地盤災害防止事業（土木建築部道路課・道路保全整備室・河川課・港湾課・都市計画課、農林水産部農村基盤整備課、市町村）

（1）地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

（2）地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした県内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- イ 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- ロ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ハ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市計画課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止事業の基本方針

大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等その他の災害対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりのとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施

設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

（2）土砂災害防止事業の実施

- イ 避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。
- ロ 急傾斜地崩壊危険箇所については、その事業の推進状況を勘案し、特に危険な箇所については擁壁等による対策工事を実施する。
- ハ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ニ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ホ 市町村による危険箇所の公表・周知を促すとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。
- ヘ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

3 河川災害防止事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、市町村）

（1）河川災害防止事業の基本方針

従来、県内の河川法（昭和39法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常的水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

（2）河川災害防止事業の実施

- イ 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- ロ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。
- ハ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施
津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。
- ニ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進
地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

4 海岸保全事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課・港湾課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課・漁港漁村整備課、市町村）

（1）海岸保全事業の基本方針

大分県の海岸の長さや形状の特質から、特に、佐賀関半島以南の海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に、台風高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所に

において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については県民の生命を守ることを最優先とし、県民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて県民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

(2) 海岸保全事業の実施

従来ので台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に実施する。

また比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。

イ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

ロ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

5 港湾・漁港整備事業（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港は、地震災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、現在フェリー及び連絡船が就航している別府港、大分港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、耐震対策が未整備な大分港、佐賀関港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。また、県北地域の拠点港として中津港を位置づける。

また、松浦漁港は上記港湾を補完する港として実施するものとする。更に離島の保戸島漁港においても実施するものとする。

(2) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、

大分港等の拠点港及びこれを補完する港湾及び漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

6 道路整備事業（九州地方整備局、土木建築部道路課、道路保全整備室、公園・生活排水課、市町村）

（1）道路整備事業の基本方針

道路は、県民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

（2）道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

- イ 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、県民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう高規格幹線道路、地域高規格道路等を整備するものとする。
- ロ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
- ハ 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。
- ニ 避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮するものとする。

7 農地防災事業の促進（農林水産部農村基盤整備課、市町村）

（1）農地防災事業の基本方針

これまで、大分県では洪水・高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設整備に努めてきた。

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。これに対して、地震対策としては、防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）を中心とする事業が実施されているが、その他地震に対する農地防災事業についても計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

（2）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。

また、地震時の人的被害を最小限にするための減災対策として、市町村の「ため池ハザードマップ」の作成を促進する。

（3）防災水利整備事業の実施

地震等の緊急時に消防水利・生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等（以下「災害危険区域」という）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

大分県及び市町村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「風水害等その他災害編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

1 地震時水害防止施設の予防管理（九州地方整備局、土木建築部河川課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

（1）地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

（2）地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市町村）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去するとともに、土砂災害発生監視装置などの整備を図る。

（2）土砂災害防止施設の予防管理の実施

危険箇所を多く抱える市町村等においては、土砂災害危険箇所の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進（土木建築部都市計画課・道路課・道路保全整備室・砂防課・公園・生活排水課、市町村）

（1）防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

イ 土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

（2）防災的土地利用に関する事業の実施

イ 土地区画整理事業・市街地の再開発

事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定における技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

2 都市の防災構造化（九州地方整備局、土木建築部都市計画課・建築住宅課・道路課・道路保全整備室・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災危機管理課、市町村）

（1）都市の防災構造化に関する基本方針

大分市、別府市においては、都市の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化のための規制誘導等により、防災空間を確保・拡充する。また、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市については、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。なお、その他の都市については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

（2）都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

イ 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

ロ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施する。

ハ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、関係市町村は避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

ニ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

ホ 防災拠点の確保・整備

災害時における避難場所、災害応急対策活動、情報収集・通信の場として、大分スポーツ公園を県の広域防災拠点と位置づけ、第二災害対策本部場所として確保する。

また、都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

3 地震火災の予防（土木建築部都市計画課・建築住宅課・道路課・道路保全整備室・公園・生活排水課、生活環境部消防保安室、市町村）

（1）地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

イ 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

ロ 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ハ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

ニ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（2）地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

イ 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

ロ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の耐震性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の耐震性確保（土木建築部建築住宅課・施設整備課、警察本部警務部会計課、教育庁教育財務課、市町村）

（1）公共施設に関する事業の基本方針

県・市町村・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。

（2）公共施設に関する事業の実施

県及び市町村等は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

2 一般建築物の耐震性確保（土木建築部建築住宅課、市町村）

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

住宅を始め不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の耐震診断等により、これらの耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

管理者を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（教育庁文化課）

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防（土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村）

（1）上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。その

ため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施

イ 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

ロ 下水道

新設の管路施設については、マンホールと管きよとの接合部における可とう性継手の設置等を推進し、下水の流下機能を確保する。また、既設の管路施設については、マンホール蓋の浮上防止工事を実施し、交通傷害を引き起こさない対策を進めていく。

処理場については、耐震化等の機能向上も考慮した「下水道長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき改築を実施していく。

ハ 工業用水道

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、社団法人日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針・解説」等によって施設の耐震化を推進する。また、供給機能が麻痺した時の経済的影響の大きさにかんがみ、給水ネットワークの再構築や非常用発電設備の整備等を推進する。

2 電力施設の災害予防（九州電力株式会社、企業局）

(1) 電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

イ 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国、県及び市町村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

ロ 発電設備

電気施設の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省、社団法人ダム・堰施設技術協会）及びダム設計基準（日本大ダム会議）等により行う。

ハ 送配電設備

(イ) 架空電線路 地震動の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による加重に比べて小さいので、これにより設計する。

(ロ) 地中電線路 油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

ニ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

ホ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

ヘ 電線・電柱の地中化

架空線は、地震による二次的災害（火災）に比較的弱く、都市・地域生活の根幹をなす電力の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、道路管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上のため、電線および電柱の地中化を推進する。

3 ガス施設の災害予防（大分瓦斯株式会社）

（1）ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行うものとする。

（2）ガス施設災害予防事業の実施

イ 体制の整備等

（イ）体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

（ロ）設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

（ハ）緊急対策、復旧対策

地震災害の被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

（ニ）支援体制

地震被害の程度によって、復旧対策のための応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

ロ ガス施設の災害を防止するための措置の実施

（イ）ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。

各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

（ロ）導管関係設備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

ハ 需要家への啓発対策

平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

4 通信施設の災害予防（西日本電信電話株式会社）

（1）通信施設災害予防事業の基本方針

西日本電信電話株式会社大分支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

具体的な事業の実施内容は、以下のとおりである。

イ 電気通信設備等の防災設計

- (イ) 電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（電話局等）については既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。
- (ロ) 局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。
- (ハ) 非常用予備電源として蓄電池、発動発電機を常備する。

ロ 通信設備の確保

- (イ) 架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地中化を推進する。
- (ロ) 橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護、補強を実施する。
- (ハ) 電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。
- (ニ) 災害が発生した場合に、迅速かつ確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。
 - a 回線の切替え措置方法
 - b 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法
 - c 重要局所被災時の措置方法
 - d 災害対策用電話回線の確保方法
 - e 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要に応じ一般通信を制限する。）

ハ 災害対策用機器・資機材の整備

(イ) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、災害応急復旧用無線及び孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(ロ) 大容量可搬形電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬形電話等を主要地域に配備する。

- (ハ) 移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中継所等を対象に配備する。

ニ 防災演習

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州）

(1) 通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

6 港湾・漁港施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に

努める。

(2) 港湾・漁港施設災害予防事業の実施

対象地域の拠点港湾・漁港及びこれを補完する港湾・漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するための施設整備計画は、「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

7 道路施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部道路課、道路保全整備室、市町村、西日本高速道路株式会社）

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

イ 国・県・市町村

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(イ) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(ロ) 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ハ) 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

(ニ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

ロ 西日本高速道路株式会社

(イ) 西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状況を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

(ロ) 地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止措置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」、「速度規制」、「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

(ハ) 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

8 緊急輸送道路ネットワーク計画（土木建築部道路課、道路保全整備室、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、交通規制課）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために、「緊急輸送を確保するために必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）のネットワーク計画（以下「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」）を、関係機関と協議し策定するものとする。

緊急輸送道路は、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要となる。このため、ネットワークとしての機能確保と多重化、代替性の確保に留意して策定した「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

（１）第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地と地方中心都市相互の連絡、隣接する地方中心都市相互の連絡および、県庁所在地・地方中心都市と重要港湾・空港等を連絡する道路

（２）第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点、ヘリポート、自衛隊等）を連絡する道路

なお、「第2章第1節 被害の未然防止事業」の「6 道路整備事業」及び「第6節 公共施設等の災害予防」の「7 道路施設の災害予防」のうち橋梁等を含む道路施設に係る整備や補強、補修については、緊急輸送道路を優先するものとする。

9 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

（１）鉄道施設の災害予防事業の基本方針

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、以下の方法により災害予防の一層の向上に努めるものとする。

（２）鉄道施設災害予防事業の実施

イ 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（九州旅客鉄道株式会社）により、耐震性を確保する。

ロ 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

ハ 避難誘導體制等の周知

（イ）事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に、旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

（ロ）列車においては、乗客に速やかに不通の状況、列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

ニ 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

10 空港施設の災害予防（大分空港事務所、大分県）

（１）空港施設災害予防事業の基本方針

空港管理者は、地震災害に際して県内の空港施設の被害を防止できるよう、施設の耐震性確保等を推進するとともに、必要な物資・資機材、人員等の輸送拠点としての機能が発揮できるよう災害予防事業を推進する。

（２）空港施設災害予防事業の実施

空港管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

イ 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

- ロ 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。
- ハ 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- ニ 消防救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。
- ホ 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- ヘ 航空に関する防災知識の普及を図る。
- ト 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 危険物災害予防対策（生活環境部消防保安室、市町村）

(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

(2) 製造所等の維持管理の指導

県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- イ 位置、製造及び設備の維持管理状況
- ロ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ハ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ニ 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(4) 危険物の保安管理指導

県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- イ 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- ロ 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ハ 休業、廃止の届出の励行
- ニ 製造所保安管理体制の確立
- ホ 危険物取扱者立会の励行
- ヘ 危険物保安管理体制の確立

(5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- イ 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）

- ロ 消防機関の立入検査の強化
- ハ 現地指導による整備計画の推進
- ニ 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部消防保安室、警察本部）

（1）火薬類製造所等の維持管理の指導

- イ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- ロ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ハ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ニ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部消防保安室、警察本部、市町村）

（1）高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。

- イ 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- ロ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ハ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

（2）（1）の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。

イ 液化石油ガス消費者保安対策

地震災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。

- （イ）一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
- （ロ）一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
- （ハ）販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
- （ニ）業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。
- ロ コンビナート事業所保安体制の確立
高圧ガス保安法に基づく危害予防規程に地震防災規程、初動体制の整備等を指導して、保安を確保するよう指導するほか、大分県石油コンビナート等防災計画による。

ハ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

ニ 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

4 船舶等の海上及び岸壁等接岸時における危険物に関する保安対策（大分海上保安部）

- (1) 船舶等の海上及び岸壁等接岸時（以下「海上等」という。）における危険物に関する保安対策については、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、船舶が油、危険物等を運搬、荷役等する場合の保安の確保は事業者等の自己責任のもと行うこととなっているが、立入検査及び行政指導等によりその促進を図るものとする。
- (2) 関係機関等で構成する団体等を育成指導し、各種講習会、訓練において海上における流出油、有害液体物質等の防除等に関し初動体制の確保等必要な措置を指導する。
- (3) 特に大分港内のタンカーバース（シーバース）係留大型タンカー等については、積載危険物だけではなく大量の燃料油の海上流出等により甚大な被害を惹起しかねないことから、船舶の緊急離棧等について災害防止に向けて関係機関等との調整により入出港及び緊急離岸等に対する確かな保安体制を確保する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

（大分県、市町村）

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、平成23年度を初年度とする第四次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

(1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、大分県全域とする。

(2) 計画対象事業は、以下の施設等である。

- イ 避難地
- ロ 避難路
- ハ 消防用施設
- ニ 消防活動用道路
- ホ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、電線共同溝等
- ヘ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小学校、中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- ト 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- チ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- リ 地域防災拠点施設
- ヌ 防災行政無線施設、設備
- ル 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ヲ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- ワ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

- カ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- コ その他

第9節 防災調査研究の推進

(防災関係機関、生活環境部防災危機管理課、市町村)

県・市町村・関係機関が実施すべき地震防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

大分県の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第3章 災害に強い人づくり

- 第1節 自主防災組織
- 第2節 防災訓練
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化
- 第5節 災害時要援護者の安全確保
- 第6節 帰宅困難者の安全確保
- 第7節 県民運動の展開

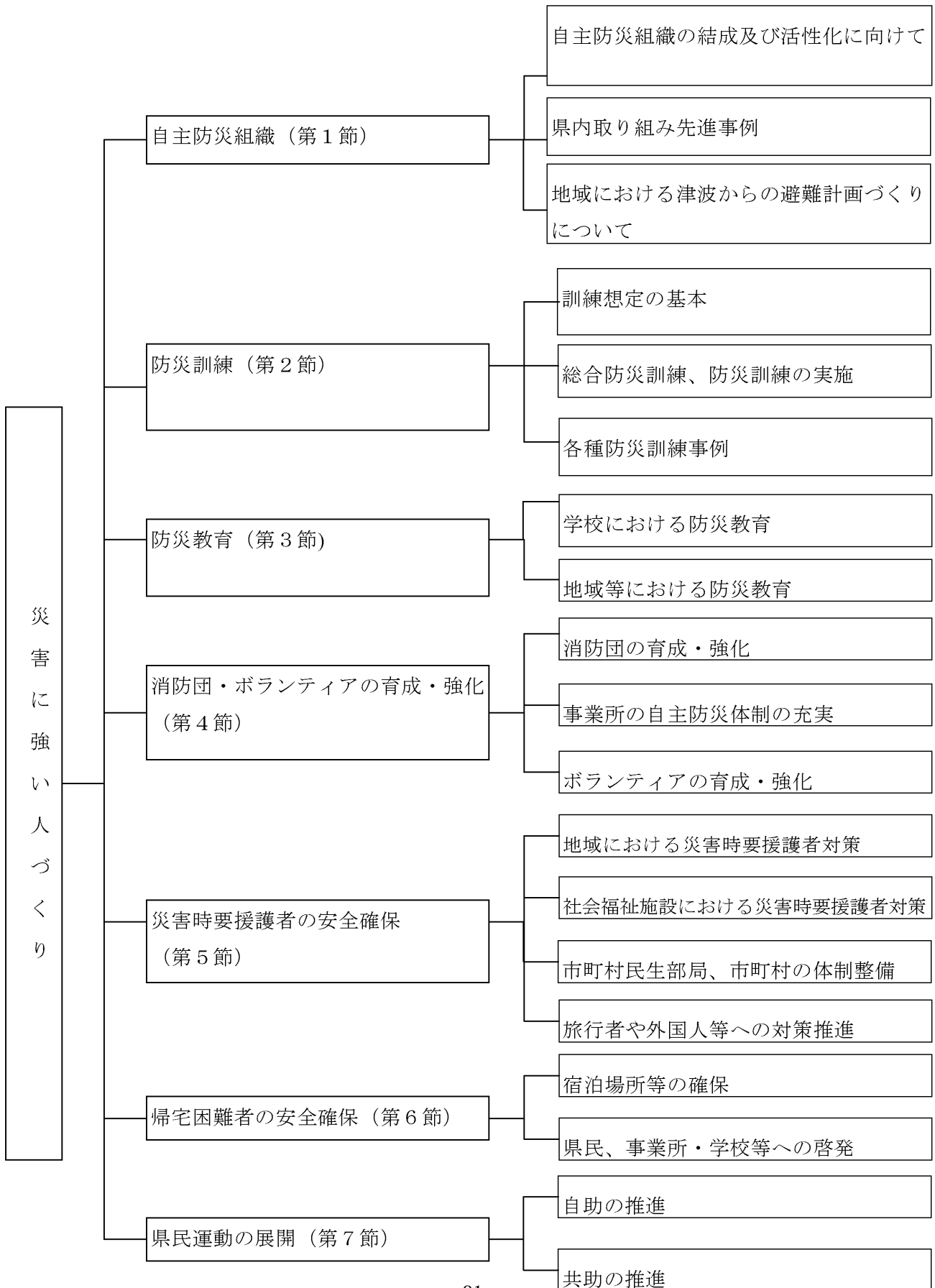
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、災害時要援護者対策の推進にあたっては、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は平成23年4月1日時点で3,523組織、組織率は91.0%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、防災訓練の実施では平成22年度実績で合計518回となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の結成及び活性化に向けて

(1) 東日本大震災の教訓から

(東日本大震災支援活動に関する大分県職員等からの報告より)

- ・日ごろから地域の関わりが活発な地域は、震災時も協力して避難し、その後の片付けや生活も協力して行っていた。
- ・地区で助け合うことで、犠牲者を出さず安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- ・平素から強固なコミュニティを形成し、どのような課題に対しても協力し、支え合っていくことができる地域を目指す必要がある。
- ・有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

(2) 県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- ・自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちが一つになることが大前提である。
- ・地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。
- ・地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。
- ・津波を知り、伝達する手段としてサイレンを鳴らしっぱなしにするなど、単純明快で危険と危機感をわかりやすく伝えることが有効である。

4 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は津波避難ビルや高台などの避難地や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に

立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては避難地、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動がとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市町村の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(4) 防災教育

自主防災組織は市町村の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(5) 災害時要援護者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする災害時要援護者の把握と支援体制の確立のため、地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要援護者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要援護者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要援護者を含めた防災訓練を図るとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(6) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して高台の避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

5 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と一体となり推進する。

(1) 自主防災組織の活動の中心となる防災士（防災リーダー）の養成

- ・防災士養成講座の実施（支援）
- ・防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施

(2) 市町村、自主防災組織と連携した防災啓発の促進と活動のための情報提供

- ・自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウムの開催
- ・自主防災組織の先進事例などのデータベースの構築と公開

(3) 自主防災組織が防災まちあるき、災害図上訓練等の活動を行うための支援

- ・防災アドバイザー派遣の実施

(4) 行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有と事例紹介

- ・自主防災組織連絡協議会の設置

6 県内取組事例

(1) 警固屋区自主防災会（津久見市）

- ・会長や市が委嘱する防災指導員、消防団がリーダーとなり毎年津波避難訓練を実施してい

る。また、地域住民の意欲の向上のため避難訓練とともに、災害図上訓練や応急手当講習、炊き出し訓練を適宜行うなど、訓練内容に工夫を凝らし防災力向上を図っている。

(2) 狩生自主防災会（佐伯市）

- ・地区で「防災デー」を設定し、避難訓練、消火訓練等区民総参加型の各種訓練を実施している。また、年2回「自主防災だより」を発行したり、毎年「わが家の防災対策」というチェックシートを各戸に配付し防災力の点検を行っている。

(3) 吹浦自主防災会（佐伯市）

- ・集落のなかの地域住民に身近な班単位で防災体制の見直しの話し合いを行い、意見を出しやすくしたり、班ごとに昼夜に分けて班長か防災委員のどちらかが必ず集落に居るようにして、災害発生時に必ず住民を避難誘導する体制を整えている。

(4) 古市上区・下区自主防災会（国東市）

- ・住民避難訓練に併せて地区独自で防災士を活用して、地区の危険箇所や避難経路、避難場所の確認や災害時要援護者の把握を地図上で災害を想定しながら行う「災害図上訓練」を取り入れるなど先進的に取り組んでいる。

7 地域における津波からの避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の災害時要援護者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波からの避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市町村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

また、津波からの避難計画づくりにおいては、徒歩による避難が原則であるが、特に津波到達時間が短い地域での避難方法や災害時要援護者の支援方法等を検討する場合、自動車による避難も考慮する必要がある。

ただし、東日本大震災では、自動車での避難により都市部で渋滞が発生しただけでなく、過疎地域であっても、海岸沿いの幹線道路で渋滞に巻き込まれて津波に飲まれた事例もあったことから、自動車による避難については、防災まちあるき等を通じて、地域の住民があらかじめ地域の状況（避難経路の状況、道路環境、昼夜の人口密度等）を把握し、災害時を想起して、様々な角度から検討し、合意形成した上で進めて行くことが必要である。

8 その他

東日本大震災時、内陸部の住民グループが、津波を受けた沿岸部の避難所を支援した。（福島県石川町（内陸部）・いわき市久之浜町（沿岸部））

これは、久之浜町の地域づくりグループが、同町の「港まつり」に石川町を招くなど、日頃の地域間交流（地域外との「顔」の見えるコミュニケーション）が、緊急時の温かい支援につながったものである。

第2節 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震・津波災害に備えた防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各市町村の地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

(1) 想定地震

原則として、大分県地震被害想定調査（平成20年3月）で設定した9地震を想定し訓練を実施するものとする。（参照～「大分県地震被害想定調査報告書」（平成20年3月）の表1-1「想定地震一覧」）

(2) 想定津波高、到達時間

各種の避難訓練は、大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議の提言内容

「『平成16年大分県津波浸水予測調査』に示された既定値の『2倍』を津波高の『緊急対応暫定想定』とし、避難訓練等のソフト対応の目安としては、少なくとも『既定値の3倍の高度程度以上』の避難対応・浸水時対応を実施することを強く推奨する」

に基づき計画実施するものとする。（参照～大分県津波浸水予測等業務報告書（平成16年3月）の表-2. 5「大分県沿岸部津波到達時間」、大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議「提言書」（平成23年6月22日））

本県の場合、東南海・南海地震の発生に際し、最も早い地域では約20分後に津波が到達するものと想定されている（大分県津波浸水予測等業務報告書（平成16年3月））。これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

2 総合防災訓練の実施

県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練

- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練
 なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めること。

3 防災訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

(1) 住民等の防災訓練

市町村及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から避難地、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

県及び市町村は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 災害時要援護者及び医療施設での安全確保

県及び市町村は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

大分海上保安部、県、市町村及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

4 各種防災訓練例

(1) 地震・津波共通訓練

訓練名		内 容
図 上 訓	訓練実施計画の策定訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。
	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

練		するのかが等に参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。
	民間企業・ボランティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練。
	避難所運営訓練	参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。 なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。
	離島等孤立可能性地域の想定訓練	津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習） （具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。 なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び一時避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。 （検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）
実	ヘリコプター運用による救出訓練	山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。
	教育施設における訓練	理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。
	避難所における避難	事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備してお

働 訓 練	者名簿作成訓練	き、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。
	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	<p>段ボール等を活用したプライバシー確保のための分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。</p> <p>ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。</p> <p>避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。</p>

(2) 地震対応訓練

訓練名		内 容
図 上 （実 働 ） 訓 練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	隣保班単位で避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
	住宅・工場等が混在する地域における避難場所等検討訓練	地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で一時集合場所・避難場所等を風向きごとに検討する訓練。 ※ 検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要。
	安否確認・情報伝達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。
	負傷者の救出・搬送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。 更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。

(3) 津波対応訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	<p>地区の公民館等に集合の上、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、避難場所を検討 ○ 要援護者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 <p>上記で確認した集合場所から避難路を経由し、避難場所までの実働避難訓練。</p>
	海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練）	<p>自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な「既定値の3倍」を満たす避難場所を検討しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>大分県津波浸水予測等業務報告書（平成16年3月）の表-2.5「大分県沿岸部津波到達時間」によると、県内への津波到達予想時間は、</p> <p>最短場所で佐伯市蒲江町新町 ～21分 最長場所で中津市小祝新町 ～2時間24分</p> <p>となっている。ただ、安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指すものとする。</p> <p>ただし、徒歩20分以内の距離に「既定値の3倍」を満たす避難場所がない所においては、津波到達予想時間内に徒歩避難が可能な「既定値の3倍」を満たす避難場所を選定し、訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害時要援護者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。</p>
	避難広報・情報伝達訓練	<p>夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。</p> <p>半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。</p>
	沿岸の観光施設における避難誘導訓練	<p>予め、地震・津波発生直後に緊急的な避難を行う一時避難場所及び安全が確保できる指定避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。</p> <p>また、海水浴客、サーファー等への警報・避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練。</p>
実 働 訓 練	教育施設における防災訓練	<p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）。</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの避難場所検討、確認等）を受け、体育</p>

		<p>館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。</p> <p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。 前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難路を周知するための避難訓練 ・教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導） <p>を行った上で実施する。 クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。 なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。</p>
災害時要援護者及び医療施設等での安全確保訓練		<p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。</p>
船舶等の安全確保訓練		<p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。</p>

	訓練名	内 容
実 働 訓 練	活断層型地震想定避難訓練（地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練）	<p>自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（それぞれが5分以内（概ね300mの距離）に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>緊急避難場所としては、裏山、高台、高層ビル等で「既定値の3倍の高度」を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には次善の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。</p> <p>なお、緊急避難場所の高度が「既定値の3倍」に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。</p> <p>また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。</p> <p>海溝型地震の場合、県内各地の津波到達予想時間は、 佐伯市蒲江町新町 ～21分（県内最短時間） 大分市豊海5丁目 ～1時間12分 別府市弓ヶ浜町 ～1時間27分 中津市小祝新町 ～2時間24分（県内最長時間） 等となっている。（参照～大分県津波浸水予測等業務報告書（平成16年3月）の表-2.5「大分県沿岸部津波到達時間」）</p> <p>よって、緊急避難場所の高度が「既定値の3倍」に満たない地区については、これら到達予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。</p>

地震対応訓練モデルNo.1 (図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送)

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 50人
訓練時間	図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計2時間）
準備過程	① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成 → 自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前 ⑧ 訓練会場（消火訓練）設営～1日前

訓練内容	
図上訓練	隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） ○ 大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。 「避難路・避難場所」～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等による道路障害を考慮し複数検討。 ○ 災害時要援護者及び支援できる人の把握 ○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 自治体指定の避難場所確認。 ○ 実働訓練に備え、話し合いの中で、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。
実働訓練	○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～ ○ 班長が点呼実施。 ○ 班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。 ○ 情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。 ※情報内容 Aからの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。 Bからの情報～電気・電話が不通。 Cからの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がる。 Dからの情報～水道が止まっている。 Eからの情報～玄関ドアが開かず出られない（ビル3階） ○ 報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。

練	<ul style="list-style-type: none">○ 消防署員（消防団員）の指導の下、バケツリレーまた、消火器使用による初期消火訓練を行う。○ 家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法（心肺蘇生法、骨折に対する応急手当、止血等）についての実地訓練 簡易担架による負傷者搬送を実施。 ※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。○ 訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。
---	--

津波対応訓練モデルNo.1 (図上、実働避難)

参加機関	自治会(自主防災会)、自治体、消防団、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 150人(就学前幼児～80歳代高齢者)
訓練時間	講話、図上訓練、実働避難訓練～各1時間(炊出し訓練は並行実施)
準備過程	① 訓練実施の決定(自治会(自主防災会)内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い)～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会へ相談・調整→訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成→自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書(参加申込書)・訓練時支援希望調査文書(要援護者が訓練に参加する場合に手助けが必要か否かの希望を確認するための調査)を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約→訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前

訓練内容	
講話	講師～防災士 ○ 映像～被災状況等の視聴により、津波の怖さ・早期避難の重要性を訴え。 ○ 知識の啓発～発生の仕組み、過去の災害事例、県の津波想定。 ○ 訓練の重要性～自助・共助(行動につなげる態度、要援護者に対する配慮等)の意識付け等。
図上訓練	隣保班単位での話し合い(進行役～防災士、指導助言～消防団員) ○ 地域を知る～大判の住宅地図を使い、防災の視点で地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「浸水予想箇所」～ハザードマップと擦り合わせて確認。 「危険箇所」～崖、川、看板・ガラスの落下、ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ等のある所。 「避難路・避難場所」～危険箇所・避難所要時間等を考慮し複数検討。 ○ 人を知る～災害時要援護者の把握、支援できる人及びその在宅時間帯、支援可能な内容・程度等の把握(誰が誰をどのような方法で支援するかも検討)。 ○ 一時集合場所(近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所)の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 自治体指定の避難場所及び避難目標時間確認。
炊出し訓練	婦人会、子供等が実施(昼食を兼ねる) ○ 避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、釜、飯ごう、大鍋等を使用した炊出しの方法を覚える。 ○ 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄を確実にを行う。
実働	隣保班単位で、自治体指定の避難場所に避難 (原則、徒歩、リヤカーとするが、要援護者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用) ○ 地震発生の場合(サイレン等)を受け、班員は一時集合場所へ。 ○ 班長が点呼実施、未参集者の確認及び要援護者の支援(自動車とリヤカー)を

避難訓練	<p>指示。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 図上訓練で検討した避難路に従い避難開始。途上、各人が避難路の適否（想定外の危険箇所はないか、より近い道はないか、坂がきつくないか等）を確認する。○ 自動車使用の場合は必ず補助員を乗車させ、補助員は途上の安全確認、震災時の障害予測（倒壊家屋、ブロック塀、電柱）も行う。○ 訓練終了後、避難目標時間と実際の所要時間との擦り合わせを行うなど結果を検証する。
------	--

津波対応訓練モデルNo.2 (図上、実働～緊急一時避難・二次避難)

参加機関・訓練規模・訓練時間・準備過程～津波対応訓練モデルNo.1 参照	
訓練シナリオ概要	<p>※ 前提～実働訓練の前に図上訓練を実施し、予め参加者各人(各戸)の緊急一時避難場所、二次避難場所(原則として「既定値の3倍の高度以上」を満たす場所)の選定等を行っておく。</p> <p>① 震源不明(活断層型か海溝型か不明)、体感震度6～7程度の地震が発生。</p> <p>② 発生直後に各人は予め選定しておいた緊急一時避難場所へ避難(このとき、携帯電話、ラジオを携行)。</p> <p>③ 緊急避難の後、「同地震が海溝型で、巨大津波が地震発生から20分後に到達する」とのラジオ情報入手を想定し、更に高い二次避難場所へ避難。</p>

訓練内容	
講話	<p>講師～防災士 内容～津波対応訓練モデルNo.1 参照</p>
図上訓練	<p>隣保班単位での話し合い(進行役～防災士、指導助言～消防団員) 内容～津波対応訓練モデルNo.1を参照し、以下追加項目を記す。</p> <p>○ 緊急一時避難場所の選定(緊急避難の意味合い、各戸ができる限り近い場所に緊急一時避難場所を選定する必要がある。このため、1隣保班内で複数となる場合もある。)</p> <p>活断層型地震による津波を想定し、発生後5分以内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所を世帯ごとに選定する。近隣に「既定値の3倍の高度以上」を満たす高台や避難ビルがない場合は、原則として海に近づかない方向で最も安全と思われる場所(他に適当な場所がない場合、次善の避難場所として低層であっても鉄筋コンクリート造りの家屋を選定せざるを得ないこともある。この場合当該民家との話し合いも必要となる。)を選定する。</p> <p>○ 二次避難場所の選定(自治会もしくは隣保班単位で選定)</p> <p>緊急一時避難場所が「既定値の3倍の高度以上」を満たしていない場合、海溝型の地震津波に対応するため、二次避難場所を選定する。二次避難場所は、概ね「20分から緊急一時避難に要した時間を差し引いた時間内」に徒歩での避難が可能な「既定値の3倍の高度以上」を満たす場所、もしくはできる限り「3倍の高度」に近い場所を選定する必要がある。</p> <p>緊急一時避難場所が「既定値の3倍の高度以上」を満たす場合であっても、例えば巨大津波の到達により孤立するおそれがある場合、また、避難ビル等で収容能力を超える避難者が参集するおそれがある場合等においては、前記と同様、二次避難場所を選定する。</p> <p>○ 災害時要援護者への対応</p> <p>隣保班内の要援護者各人に対する介助者を複数指定するとともに、それぞれの要援護者に合わせ避難の方法、避難先を検討する。</p> <p>例えば、緊急一時避難場所へは背負って避難し、二次避難の場合は自動車を使用する等、隣保班周辺の実情に沿って検討しておく。</p>
実働	<p>世帯単位で緊急一時避難場所に避難後、更に二次避難場所へ避難(原則、徒歩、リヤカーとするが、要援護者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用)</p> <p>○ 地震発生の合図(サイレン等)を受け、班員はラジオ・携帯電話を携行し徒歩</p>

働 避 難 訓 練	<p>で緊急一時避難場所へ。</p> <p>介助者に指定されていた者（複数）は要援護者を伴い緊急一時避難場所へ（各人、予め検討していた避難方法～背負う、リヤカー使用、自動車使用～で避難する）。</p> <p>○ 避難完了直後に、各人がラジオで「巨大津波が地震発生後20分で到達する」との情報を入手したものと想定し、残された時間内（概ね「20分から緊急一時避難に要した時間を差し引いた時間内」）に図上訓練で検討した避難路に従い更に二次避難場所へ。途上、各人が避難路の適否を確認する。</p> <p>○ 自動車使用の場合、運転に従事しない介助員は、要援護者の状態観察とともに途上の安全確認、震災時の障害予測も行う。</p> <p>○ 班長は避難者の確認を実施。</p> <p>○ 避難所要時間（地震発生の合図から緊急一時避難場所、また二次避難場所への避難完了までの時間）は、各人が記録しておく。</p> <p>○ 訓練終了後、避難所要時間、避難路、避難場所の適否等について結果の検証を実施する。</p>
-----------------------	---

※「命は一つ。最悪を想定して行動することが必要。地震発生の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、活断層地震の影響が予想される地域では、強い揺れを感じたら、すぐに高台に逃げ、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれのある海溝型地震であった場合は、更に高台に逃げるなど段階的な避難を考えることも必要」

～大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議委員

東京大学地震研究所 地震火山情報センター長 佐竹健治 教授

第3節 防災教育

1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- イ 大分県における地震・津波の歴史
- ロ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プ

プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

- イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。
- ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般県民に対する防災教育

防災危機管理課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- イ 地震・津波に関する知識
- ロ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ハ 正確な情報入手の方法
- ニ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ホ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流に関する知識
- ヘ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ト 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、避難所

の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

防災危機管理課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、先進事例をホームページで紹介したり、研修会などを開催する。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災危機管理課は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災危機管理課は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

さらに、日本赤十字社大分県支部は、市町村や防災関係機関と連携して、地域住民に対して、避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するために「災害時の高齢者生活支援講習」を行い知識と技術を広げる。

(7) 防災対策要員（県職員等）に対する防災教育

県職員、市町村職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- イ 地震・津波に関する知識
- ロ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ハ 職員等が果たすべき役割
- ニ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ホ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、県民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（生活環境部消防保安室、市町村）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを進める。

ロ 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けたハイスクール消防クラブの結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

2 事業所の自主防災体制の充実（生活環境部防災危機管理課、市町村、防災関係機関）

（1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ 防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ハ 防災要員の配備

ニ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（2）災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活か

地震・津波対策編 第2部 災害予防
第3章 災害に強い人づくり
第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

したきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「大分県ボランティア・NPOセンター（仮称）」及び「大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、災害時に救援活動に参加する現行ボランティア登録制度のほか、NPOについても「災害レスキューNPO登録制度」を創設し、ボランティアとNPOの交流を行いながらネットワーク化を図る。

第5節 災害時要援護者の安全確保

「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々をいう。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「災害時要援護者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

災害時要援護者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における災害時要援護者対策（福祉保健部地域福祉推進室・健康対策課・高齢者福祉課・子ども子育て支援課・障害福祉課、生活環境部防災危機管理課、市町村、公共的団体、自主防災組織）

（1）避難行動に支援が必要な災害時要援護者情報の収集及び関係機関による情報の共有

市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等との協働により避難行動に支援を要する災害時要援護者の情報を収集し、一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定するとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、消防団等防災関係機関との情報の共有を推進するものとする。

生活環境部防災危機管理課及び福祉保健部地域福祉推進室は、市町村における災害時要援護者の情報の収集及び防災関係機関における情報の共有、避難支援プラン策定が円滑に行われるよう市町村の取組を支援する。

福祉保健福祉部高齢者福祉課・子ども子育て支援課・障害福祉課は、市町村が行う災害時要援護者の情報収集が円滑に実施されるよう関係団体に協力を求める。

（2）避難誘導體制の整備

市町村は、災害時要援護者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに避難地の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な災害時要援護者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ決めておくよう支援する。

生活環境部防災危機管理課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。

（3）災害時要援護者に配慮した福祉避難所の指定

市町村は、避難所に災害時要援護者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な災害時要援護者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

福祉避難所の設置にあたっては、既存の社会福祉施設の使用だけでなく、公共施設を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

また、旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす災害時要援護者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。

福祉保健部地域福祉推進室・高齢者福祉課・こども子育て支援課・障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市町村は災害時要援護者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市町村は、現状において災害時要援護者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の避難所に災害時要援護者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標の設定

福祉避難所は、災害時要援護者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市町村は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

防災危機管理課及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

地域福祉推進室及び市町村は、災害時要援護者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

また、健康対策課及び市町村は、特殊な薬剤や医療が必要な疾患を持つ人に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病者緊急時支援シート」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における災害時要援護者対策（福祉保健部地域福祉推進室・高齢者福祉課・こども子育て支援課・障害福祉課、監査指導室、生活環境部防災危機管理課、市町村、社会福祉施設

・病院等の管理者、自主防災組織)

(1) 組織体制の整備

- イ 福祉保健部各課及び市町村は、災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。
- ロ 市町村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市町村、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。
- ニ 福祉保健部各課は、県内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(2) 防災設備等の整備

- イ 福祉保健部各課及び市町村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。
- ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備

- 市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。
- また、防災危機管理課は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。

3 災害時要援護者対策における市町村民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災市町村においては、避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市町村は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（企画振興部観光・地域振興局、市町村、観光施設管理者、自主防災組織）

（1）基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特徴を考慮し、県・市町村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（2）実施内容

県、市町村及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 市町村及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。
- ニ 県は、観光客・旅行者対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6 外国人の安全確保（企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織）

（1）基本方針

市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（2）実施内容

市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 市町村は、地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部交通政策課・生活環境部防災危機管理課・交通機関・事業所・学校）

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

生活環境部防災危機管理課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。

企画振興部交通政策課は、帰宅困難者対策についてJR等の交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発（生活環境部防災危機管理課、市町村）

（1）県民への啓発

県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

県及び市町村は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 県民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は県民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 県民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 県民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 県民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市町村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置

- 第1節 初動体制の強化
- 第2節 活動体制の確立
- 第3節 津波からの避難に関する事前の対策
- 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- 第5節 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

以下において、県における事前措置について示すが、市町村及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

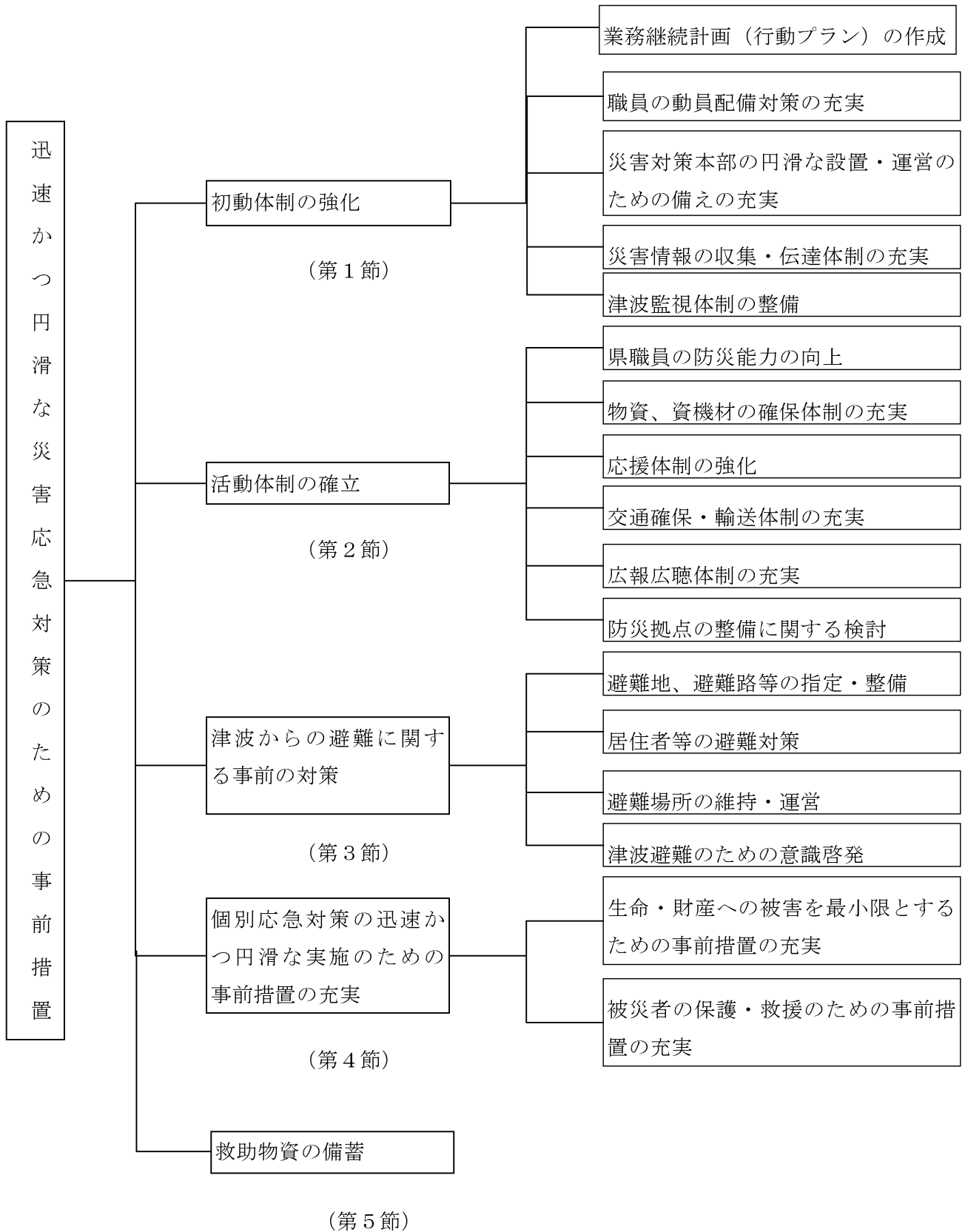
1 市町村

- (1) 市町村防災会議は、当該市町村地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市町村の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の県の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。



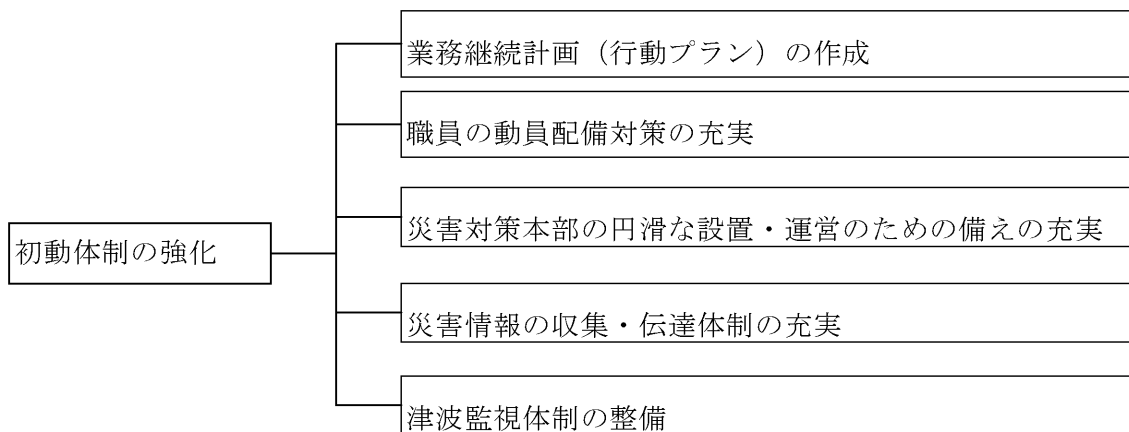
第1節 初動体制の強化

(生活環境部防災危機管理課)

県は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、県としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



(1) 業務継続計画（行動プラン）の作成

県は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（行動プラン）を策定する。

この場合に、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

(2) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、県職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておくなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

ロ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、県内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

ハ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当嘱託職員等による宿直体制の整備について検討する。

ニ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(3) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

イ 庁舎の耐震診断

災害対策本部、地区災害対策本部の設置予定庁舎の耐震診断を順次行う。

なお、耐震診断の結果等をふまえ、県本庁の災害対策本部の中核機能が損なわれる事態が想定される場合、必要により第二の本部機能を有する防災センター（災害時には情報収集・分析及び物資の集積・備蓄機能等の拠点として機能し、平常時には訓練や研修の場として活用する。）の整備についても検討する。

ロ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(4) 災害情報の収集・伝達体制の充実

イ 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市町村等や県民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

(イ) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、県内には気象庁所管の震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、全市町村に震度計を設置し、各市町村の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築している。

(ロ) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ・被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星系移動通信機器の充実等に努める。
- ・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備
- ・防災行政無線（移動系）及び衛星系移動通信機器の充実
- ・市町村防災無線の設置箇所や端末局の増加、最新機器への更新等について指導する。
- ・防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する

よう指導する。

(ハ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・県庁ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の導入を検討する。
- ・ツイッターの利用を促進する。
- ・フェイスブック等のインターネット交流サイト（ソーシャルメディア）の利用を検討する。
- ・民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(ニ) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

(イ) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

県、市町村及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう平常時においても利用する。

(ロ) 居住者等への情報伝達

県及び市町村は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

(ハ) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

県及び市町村は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示すものとする。また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

(5) 津波監視体制の整備（市町村）

イ 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、沿岸市町村は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段

地震・津波対策編 第2部 災害予防
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
第1節 初動体制の強化

をあらかじめ定めておくものとする。

ロ 監視方法等

(イ) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(ロ) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(ハ) 津波監視担当者の専任

地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

(ニ) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の6つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 県職員の防災能力の向上（生活環境部防災危機管理課）

一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

（1）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

（2）職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

（3）防災連絡員、総合調整室の職員の育成

防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

イ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

ロ 被災した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ハ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

2 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災危機管理課、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部地域福祉推進室・医療政策課、薬務室、商工労働部商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

（１）救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるように、市町村は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ニ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- ホ 県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- ヘ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

（２）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるように、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 消防自動車等公的消防力の整備促進

（３）医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるように、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等及び医療用具等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療救護（被災後 48 時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを社団法人大分県薬剤師会（大分市）並びに支援センター機能をもつ地域の基幹薬局（中津市・、佐伯市・）にそれぞれ 1 セット、計 3 セット（3,000 人分）を備蓄する。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

（４）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という）については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導
- ニ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- ホ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

3 応援体制の強化（生活環境部防災危機管理課・消防保安室）

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、外部から応援を求める必要がある。

県では、「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」を始め、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」の締結などを積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることによりなお一層応援体制の強化を図ることとする。

(1) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している各消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。また、他の分野においても他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進するために必要な指導、助言を行う。

(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ 指定地方公共機関の指定拡大

現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等 25 の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な地震災害発生時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ロ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、社団法人大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、県立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している各消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災危機管理課、土木建築部道路課・道路保全整備室、警察本部交通規制課）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

各市町村において、輸送拠点（緊急輸送基地）を選定する。県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の輸送拠点を使用することが効

率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2) 交通規制計画の策定等

イ 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

ロ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

ハ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

(イ) 大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにすること。

- a. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- b. 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(ロ) 避難のために車を使用しないこと。

(ハ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

- a. 速やかに、車を次の場所に移動させること。
 - (a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- b. 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- c. 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(3) 緊急輸送道路の整備等

イ 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4（1）において、各市町村が輸送拠点（緊急輸送基地）を選定した後、緊急輸送道路（第2部第2章第6節）が選定された輸送拠点に接続するよう、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直す。

ロ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ハ 道路情報板等の整備

道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

ニ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

（イ）国土交通省との協定

土木建築部は、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図れるよう努める。

（ロ）大分県建設業協会との協定

各土木事務所長は、（社）大分県建設業協会の管内各支部と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

（4）臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保するよう指導を行う。

（5）広報広聴体制の充実（企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

イ プレスルームの整備

報道機関を通じて、県からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

ロ 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に県民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

ハ インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

（イ）県庁ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

（ロ）県民安全・安心メールの登録を促進する。

（ハ）移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の導入を検討する。

（ニ）ツイッターの利用を促進する。

（ホ）フェイスブック等のインターネット交流サイト（ソーシャルネットメディア）の利用を検討する。

ニ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時

の情報伝達手段等の周知に努める。

(6) 防災拠点の整備に関する検討（生活環境部防災危機管理課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）

イ 防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある。これらの機能を有する、都市公園等の整備を推進していく。

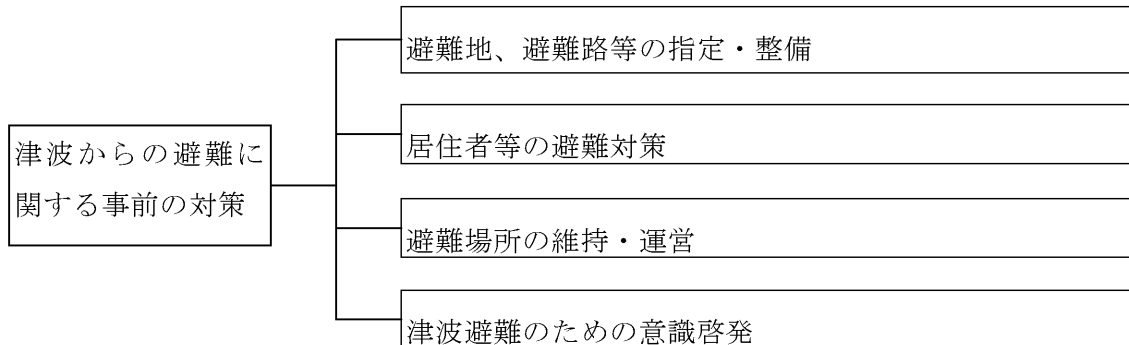
なお、県の広域防災拠点としては、大分スポーツ公園を位置づけ、また、港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。

ロ 非常用電源設備等の津波浸水対策

県、市町村等防災関係機関は、津波による浸水が予想される場所に非常用電源設備等がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。また、ない場合については、順次整備を検討する。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の4つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



1 避難地、避難路等の指定・整備

(1) 避難地、避難路等の指定

市町村は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ避難地や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な避難地、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

(2) 避難地等の整備

県及び市町村は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における避難地の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 津波避難ビル等の活用

市町村は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける避難地については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。また、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

(4) 避難路等の整備

県及び市町村は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の災害時要援護者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

(5) 夜間や停電時の避難対策

県及び市町村は、夜間でも安全に避難できるよう、避難地に投光器や発電機等の整備を図るものとする。また避難路の整備に当たっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を図るものとする。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

2 居住者等の避難対策

- (1) 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。
また、県は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策について指導調整を行うものとする。
イ 東海・東南海・南海等の連動型地震などによる広域大規模災害等の際に、県立学校等県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力
ロ 避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置
- (2) 県、市町村及び自主防災組織等は、老人、子供、病人、障がい者等の災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。
- (5) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、県、市町村及び防災関係機関は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。
- (6) 市町村以外の避難誘導を実施すべき機関にあっては、具体的な避難実施の方法、市町村との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、県は、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を市町村に働きかけていくとともに、可能な限り水門等の自動化・遠隔操作化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

4 避難場所の維持・運営

- (1) 市町村は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。
- (2) 避難場所の運営

避難した居住者等は、自治会、町内会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

県及び市町村は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難場所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

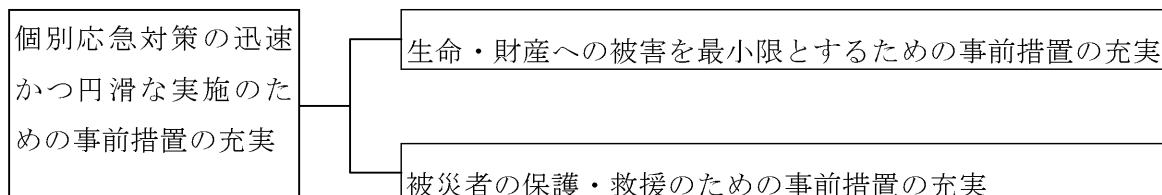
5 津波避難のための意識啓発

- (1) 市町村は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の避難地、避難路等について周知徹底するものとする。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災危機管理課、企画振興部観光・地域振興局・国際政策課、福祉保健部地域福祉推進室・医療政策課・健康対策課・高齢者福祉課・こども子育て支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課・都市計画課、教育庁教育改革企画課）

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

（1）地震・津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

（2）避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県としては以下の対策を推進していくこととする。

- イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
- ハ 災害時要援護者のための支援マニュアルの作成
- ニ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進
- ホ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

（3）救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- イ 市町村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防

災訓練を含む。)

ロ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(4) 救急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

イ 病院の耐震化

ロ 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ハ 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。

ニ 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実

ホ 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登録

ヘ 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

ト 医療救護班（日本赤十字大分県支部及び郡市医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

チ 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登録

リ 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握する。ため、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

ヌ 被災地での対困難な重症患者を被災地外に搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定

(5) 消防対策の充実

陸上部の同時多発火災、海上火災及び危険物等の海上流出等の発生に迅速に対処できるよう、県は関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

イ 消防本部、自衛隊、海上保安部及び海上災害防止センター等民間消防機関等との合同消火訓練の実施（総合防災訓練、石油コンビナート総合防災訓練（別途大分県石油コンビナート等防災計画により定める）を含む）

ロ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充

ハ 市町村が行う自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部地域福祉推進室・医療政策課・健康対策課・高齢者福祉課・こども子育て支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、設置者は次の点に留意する必要がある。

- イ 無線設備の整備
- ロ 教職員の役割の事前規定
- ハ 調理場の調理機能の強化
- ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ホ シャワー室、和室の整備
- ヘ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- チ トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 広域避難候補施設のリストアップ

災害時要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、県内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(3) 市町村における食料、水、生活用品の備蓄

大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- ロ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

第5節 救助物資の備蓄

県では、東日本大震災後、備蓄物資の品目・量・備蓄場所を見直し、平成24年3月31日見込みで下記のとおり備蓄を行うこととしている。

なお、飲用水（ペットボトル）は流通備蓄で対応する。

1 品目

ウェットティッシュや紙おむつ、非常用電源となるカーインバーターなど8品目を新たな備蓄物資として追加した。

2 量

従来は平成16年の新潟県中越沖地震の被災状況を基に、本県の最大避難者数を5万人と想定していたが、東日本大震災を踏まえ、特に津波被害の大きかった岩手・宮城県の最大避難者数を参考にして、18万人に想定を見直すとともに備蓄数量を増加させた。

3 備蓄場所

県内の備蓄場所を従来の7箇所から13箇所に増やし、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう県の各地方機関へ備蓄物資を再配分しバランスを取った。

エリア	地域福祉推進室		東部保健所管内		中部保健所管内		南部保健所管内		豊肥保健所管内		西部保健所管内		北部保健所管内
	大分市		別府市 杵築市 国東市 日出町 姫島村		臼杵市 津久見市 由布市		佐伯市		竹田市 豊後大野市		日田市 九重町 玖珠町		中津市 豊後高田市 宇佐市
保管場所	総合社会福祉会館 災害備蓄倉庫	県庁別館 災害専用室	日出地域福祉室	温泉寮	臼杵商業高校	由布保健部	南部保健所	南部振興局	豊肥保健所及び豊後大野総合庁舎	豊肥振興局	玖珠地域福祉室	西部保健所	北部保健所
保管場所の住所	大分市大津町2-1-41	大分市府内町3-10-1	速見郡日出町字仁王山3531-24	速見郡日出町藤原4617	臼杵市大字家野1445-2	由布市庄内町柿原337-2	佐伯市向島町1-4-1	佐伯市長島町1-2-1	豊後大野市三重町市場934-2	竹田市大字竹田字山手1501-2	玖珠郡玖珠町大字塚脇113-2	日田市田島2-2-5	中津市中央町1-10-42
1 アルファ米		○	○			○	○		○		○	○	○
2 粉ミルク(アレルギー対応)		○	○			○	○		○		○	○	○
3 粉ミルク(アレルギー非対応)		○	○			○	○		○		○	○	○
4 ほ乳瓶		○	○			○	○		○		○	○	○
5 使い捨て容器(食器)	○		○			○	○		○		○	○	○
6 ウェットティッシュ	○		○			○	○			○	○	○	○
7 カイロ	○		○		○		○			○	○	○	○
8 毛布	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○
9 小児用おむつ	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○
10 大人用おむつ	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○
11 生理用品	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○
12 尿失禁パッド	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○
13 携帯トイレ	○		○		○		○			○	○	○	○
14 簡易トイレ(凝固剤セット込)	○		○		○		○			○	○	○	○
15 トイレ用テント	○		○		○		○			○	○	○	○
16 カーインバーター	○		○		○		○			○	○	○	○

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策基金の確保

第1節 災害対策基金の確保

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための基金の確立、運用等は、この節の定めるところによって実施する。

1 災害救助基金の積立（福祉保健部地域福祉推進室）

県は、災害救助法の定めるところにより災害救助基金を積立てるものとする。各年度における積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五に該当する額とする。

2 災害救助基金の管理運用（福祉保健部地域福祉推進室）

県の災害救助基金の管理運用は、次の方法による。

- (1) 財政融資資金への預託及び確実な銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (3) 災害救助に必要な給与品の事前購入

3 市町村に対する指導（総務部市町村振興課、生活環境部防災危機管理課、市町村）

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図らねばならないので、県は、市町村に対し、災害対策基金等の設置について指導を行うものとする。

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 県民に期待する行動

第3節 災害応急対策の体系

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

2 被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合又は市町村行政の中樞が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、地震発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

3 災害時要援護者に配慮した災害応急対策の遂行

大分県は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市町村、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の県民の生活安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、避難場所にいる被災者を含め県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 県民に期待する行動

地震又は津波による災害から県民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、県民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。県、市町村、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、県民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（局・署を含む。以下同じ。）、警察署（交番）等に出勤を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市町村、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市町村職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難場所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出勤時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出勤時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の災害時要援護者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市町村、消防本部、警察署(交番)等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

地震発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所においては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。

消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域(隣近所、町内会・自治会)の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

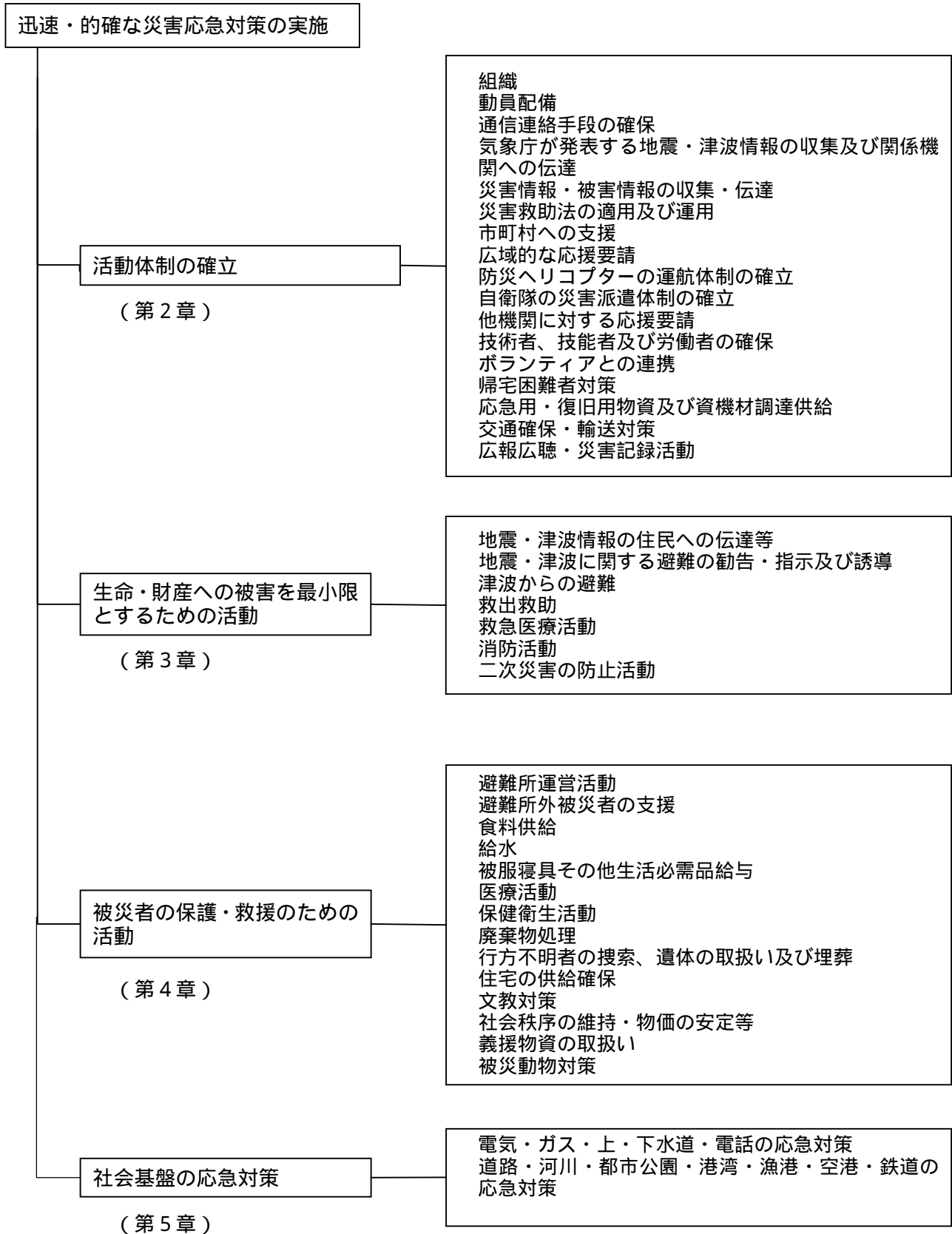
発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル(NTTの「171」など)の利用
- ・携帯メールによる連絡(通話よりも着信確率が高いとされる)
- ・「三角連絡法」(被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板代わりに利用する方法)の実施

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

- 第1節 組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達
- 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第6節 災害救助法の適用及び運用
- 第7節 市町村への支援
- 第8節 広域的な応援要請
- 第9節 防災ヘリコプターの運航体制の確立
- 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立
- 第11節 他機関に対する応援要請
- 第12節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第13節 ボランティアとの連携
- 第14節 帰宅困難者対策
- 第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
- 第16節 交通確保・輸送対策
- 第17節 広報広聴・災害記録活動

第1節 組織

災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は津波警報（大津波）（以下、大津波警報という）が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

県災害対策本部の設置<生活環境部防災危機管理課>
各地区災害対策本部の設置
現地災害対策本部の設置（激甚な災害が発生した場合）

県災害対策本部の設置に関する関係先への通知
（県災害対策本部総合調整室情報対策班から連絡）
消防庁
県防災会議委員及び幹事
県内に所在する指定地方行政機関等の主要な出先機関又は事業所等
陸上自衛隊第41普通科連隊（別府駐屯地）
各報道機関
その他必要と認められる機関

（地区災害対策本部総務班から連絡）
所管区域内の市町村
所管区域内に所在する国又は他の防災関係機関の出先機関又はその事務所のうち必要と認める機関

1 活動組織の整備確立方針

地震又は津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

県においては、本節に定めるほか個別具体的な事項は「大分県災害対策本部条例（昭和37年大分県条例第41号）」、「大分県災害対策本部規程（昭和37年災害対策本部訓令第1号）」及び「大分県災害対策本部等運営要綱」等により確立する。

防災事務に関し、連絡調整及び各部局所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各所属に防災連絡員を配置する。

なお、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための県庁内調整機関を設置する。

2 災害発生時における県の組織体制

知事は、地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 県内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災危機管理課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部署長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波注意報を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報(津波)を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部長
副本部長	生活環境部危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災危機管理課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波警報(津波)を発表したとき
- c. その他、必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(へ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
 b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報(大津波)を発表したとき
 c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、危機管理監、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁大分海上保安部職員

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。
 b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部危機管理監
室員	別に定める職員

- c. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、土木建築部長、警察本部長、教育長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項
- ・ 災害応急対策の重点項目の決定
 - ・ 災害応急対策の進捗状況
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請の決定
 - ・ 広域応援要請の決定
 - ・ 災害救助法適用の決定
 - ・ その他必要な事項
- b. 総合調整室の主な処理事務
- ・ 本部会議の事務
 - ・ 災害情報の一元的な管理、広報

- ・ 災害対策本部の人員調整
 - ・ 被害状況、避難状況等の情報収集
 - ・ 被害防止のための広報
 - ・ 安全情報、義援物資の受付等の広報
 - ・ 庁内施設、設備の確保
 - ・ 関係団体への応援要請
 - ・ 緊急車両の確認
 - ・ 災害見舞金、義援金等の受入
 - ・ 災害応急対策の全体調整
 - ・ 広域避難及び応援の要請
 - ・ 各部をまたがる重要事項の連絡調整
 - ・ 防災会議、指定地方行政機関等との連絡
 - ・ その他必要な事項
- c. 各部の主な処理事務
- 【被災者救援部】**
- ・ 避難所開設への協力・支援
 - ・ 避難所における被災者からの要望状況の把握
 - ・ ボランティア活動に関する情報の一元管理
 - ・ 大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
 - ・ ボランティアの要請及び派遣についての調整
 - ・ 廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
- 【物資支援部】**
- ・ 食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
 - ・ 給水班の派遣
 - ・ 支援食料、義援物資等の受入
 - ・ 消費生活相談所の開設
 - ・ 生活関連物資の価格調査及び監視
 - ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- 【福祉保健医療部】**
- ・ 救急医療体制の確立
 - ・ 災害派遣医療チーム、災害時公衆衛生対策チーム等の派遣
 - ・ 巡回医療チーム、健康相談チーム、精神保健活動チーム等の派遣
 - ・ 医療・保健衛生ニーズの把握
 - ・ 福祉避難所開設への協力・支援
 - ・ 災害時要援護者の被災状況の把握及び対策
 - ・ 広域的な救急医療活動の調整
 - ・ 被災者の感染症対策、健康・栄養相談
 - ・ 学校の保健衛生管理
 - ・ 被災動物の保護
- 【児童・生徒対策部】**
- ・ 学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
 - ・ 教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
 - ・ 学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・通信設備の確保
- ・専用回線の設置
- ・被災地との連絡体制の確立
- ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達
- ・輸送経路の選定
- ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送手段（車両、燃料等）の確保
- ・緊急輸送等の実施
- ・代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

- ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・緊急輸送道路・港湾の啓開
- ・交通規制の実施
- ・二次災害の防止活動
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理
- ・被災住宅の応急修理
- ・災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・総合住宅相談所の開設

【治安対策部】

- ・住民の避難誘導
- ・被災者の救出救助
- ・防犯パトロールの実施
- ・困りごと相談所の開設
- ・臨時交番等の設置
- ・交通状況についての情報収集
- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報対策班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

被害状況等により本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき。

(ト) その他

部局長は、各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

□ 地区災害対策本部

(イ) 設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波警報(大津波)を発表したとき
- c. その他、必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

- a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(ニ) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・ 県管理施設利用者の避難誘導
- ・ 被災地及び被災者の状況の把握
- ・ 市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 被災地におけるボランティア活動の支援
- ・ 支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・ 児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(物資支援班)

- ・ 備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・ 救援物資・義援物資の配分
- ・ 物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・ 救援物資に係る市町村の支援
- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・ 社会福祉施設、医療施設の被災状況、避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・ 救急医療活動の調整
- ・ 医薬品及び衛生資材の調達・確保
- ・ 巡回医療チーム・健康相談チーム・精神保健活動チームのローテーションや活動の調整
- ・ 被災地における衛生維持及び防疫
- ・ 補給水源の衛生状況調査
- ・ 福祉避難所開設への協力・支援
- ・ 災害時要援護者に対する情報提供及び保健指導
- ・ 学校の保健衛生

- ・被災動物の保護

(通信・輸送班)

- ・通信設備の確保
- ・交通状況の把握
- ・被災地との通信手段の確保
- ・救援物資・義援物資の配送
- ・被災者の避難所への移送

(社会基盤対策班)

- ・公共施設の被災状況の確認・報告
- ・県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・被災建築物の応急危険度判定
- ・緊急交通路の確保
- ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・総合住宅相談所の開設

(総務班)

- ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
- ・災害関連、避難、災害時要援護者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供
- ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
- ・市町村災害対策本部との連絡調整
- ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
- ・地区本部の施設、整備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
- ・地区本部会議の事務
- ・現地災害対策本部の設置
- ・職員の配置・調整
- ・被災市町村への職員の派遣
- ・緊急通行車両の確認
- ・消費生活相談所の開設
- ・住民からの要望事項への対応

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

八 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(口) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員(県警本部長を除く。)及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

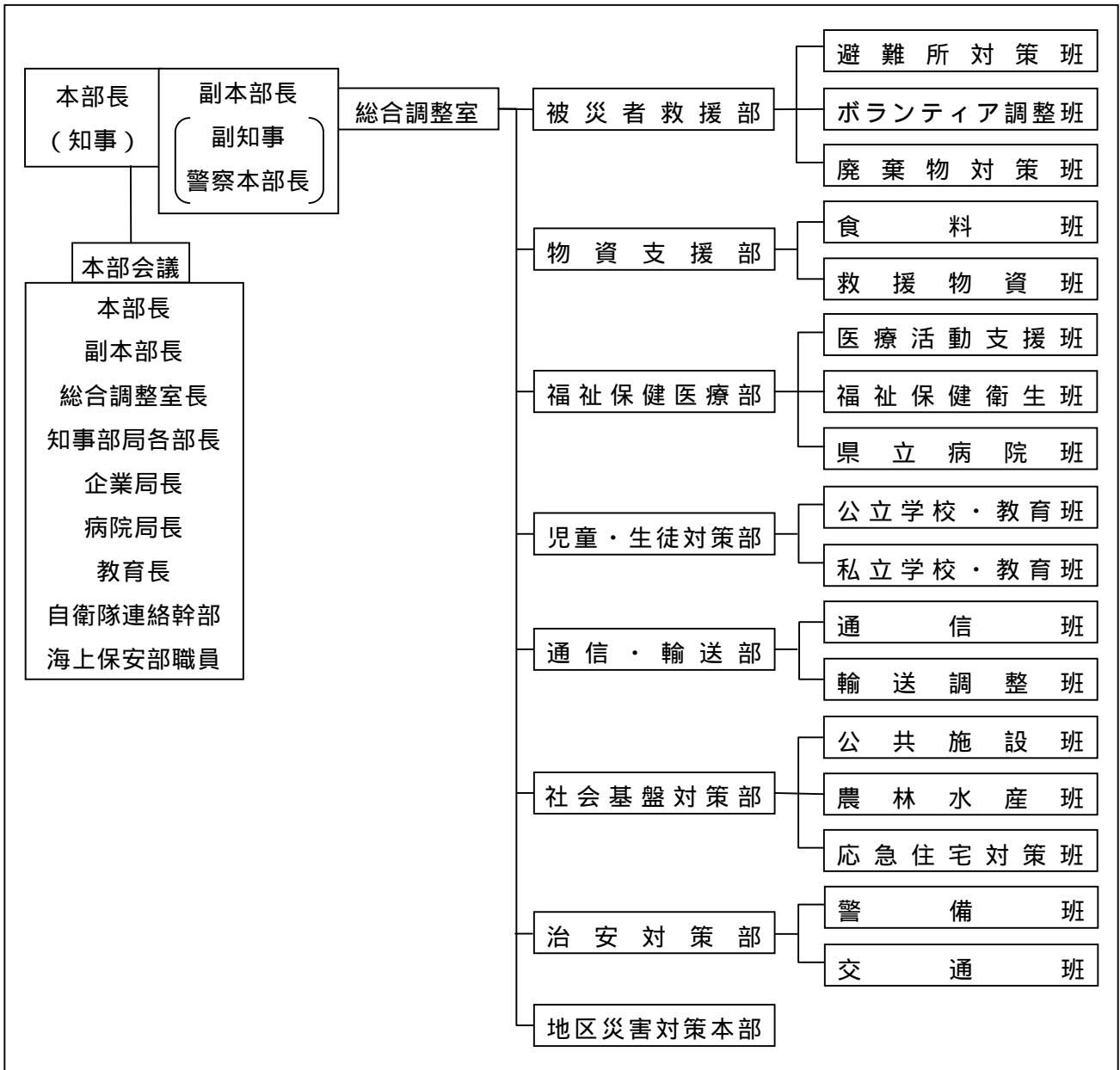
(ハ) 処理すべき主な事務

- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- c. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

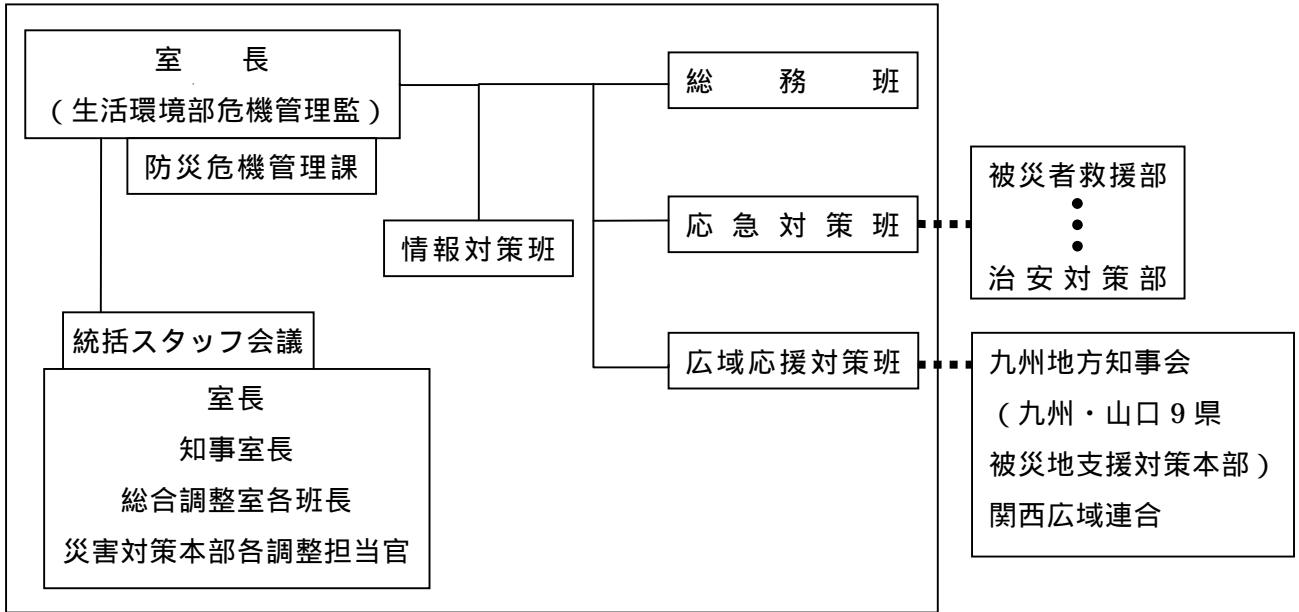
(4) その他

- イ 災害対策本部にあっては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあっては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。
- ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

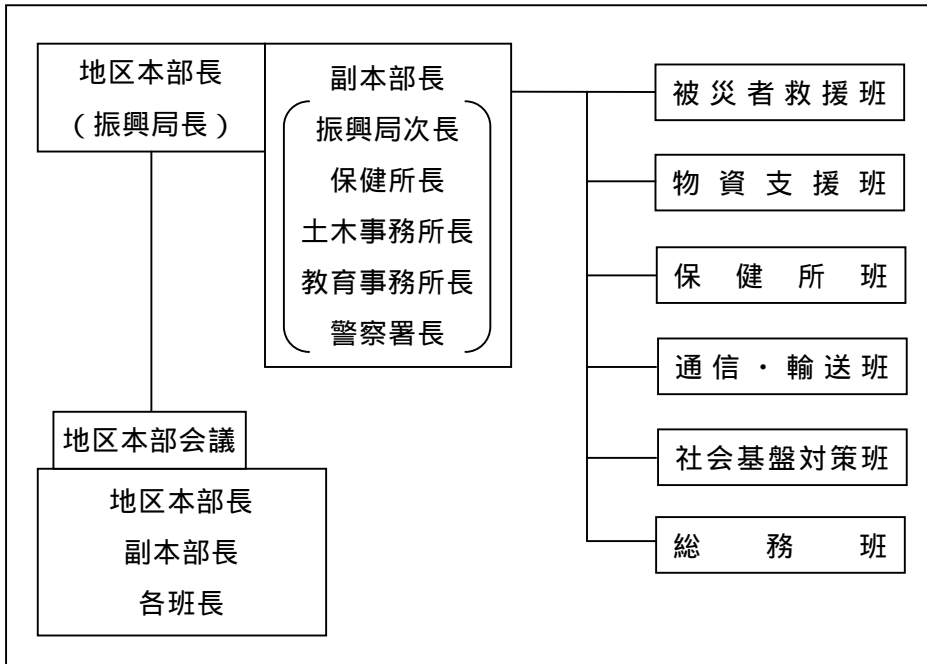
大分県災害対策本部組織図



大分県災害対策本部総合調整室組織図



大分県災害対策本部地区災害対策本部組織図(例示)



3 その他の県の災害対策組織

(1) 水防本部

イ 設置

水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、洪水、津波等による水災を警戒し、防御しその被害を軽減するため常時設置される。

ロ 組織系統

水防本部(土木建築部河川課) 水防支部(土木事務所)

ハ 災害対策本部との関係

大分県災害対策本部が設置され、社会基盤対策部公共施設班が置かれたときは、社会基盤対策部公共施設班が水防本部の事務をあわせて処理するものとする。

ニ その他

地震時においては二次災害の防止に万全を期すこととし、必要な事項は「第3章第7節二次災害の防止活動」に定めるところによる。

(2) 大分県警察災害警備本部

イ 設置

県内の地域において大規模地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合に、県庁舎新館11階の総合指揮室に設置する。

ただし、同所が震災等により使用不能の場合には、次に掲げる施設のうちで適当な場所に設置する。

(イ) 運転免許センター

(ロ) 大分県警察学校

(ハ) 大分中央警察署

(ニ) その他適当と認められる警察施設等

ロ 組織系統

大分県警察災害警備本部 警察署災害警備本部

ハ 災害対策本部との関係

大分県災害対策本部が設置された場合、警備対策部の事務は、大分県警察災害警備本部が処理するものとする。

4 大分海上保安部災害対策組織

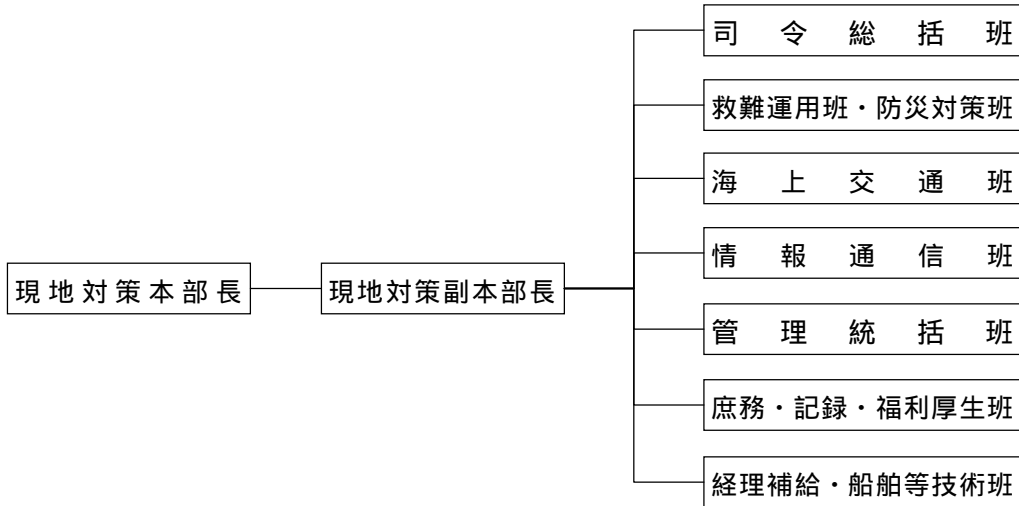
(1) 名称

大分海上保安部地震災害現地対策本部

(2) 設置の基準

地震災害応急対策の迅速かつ的確な推進のため必要と認めた場合に設置する。

(3) 組織

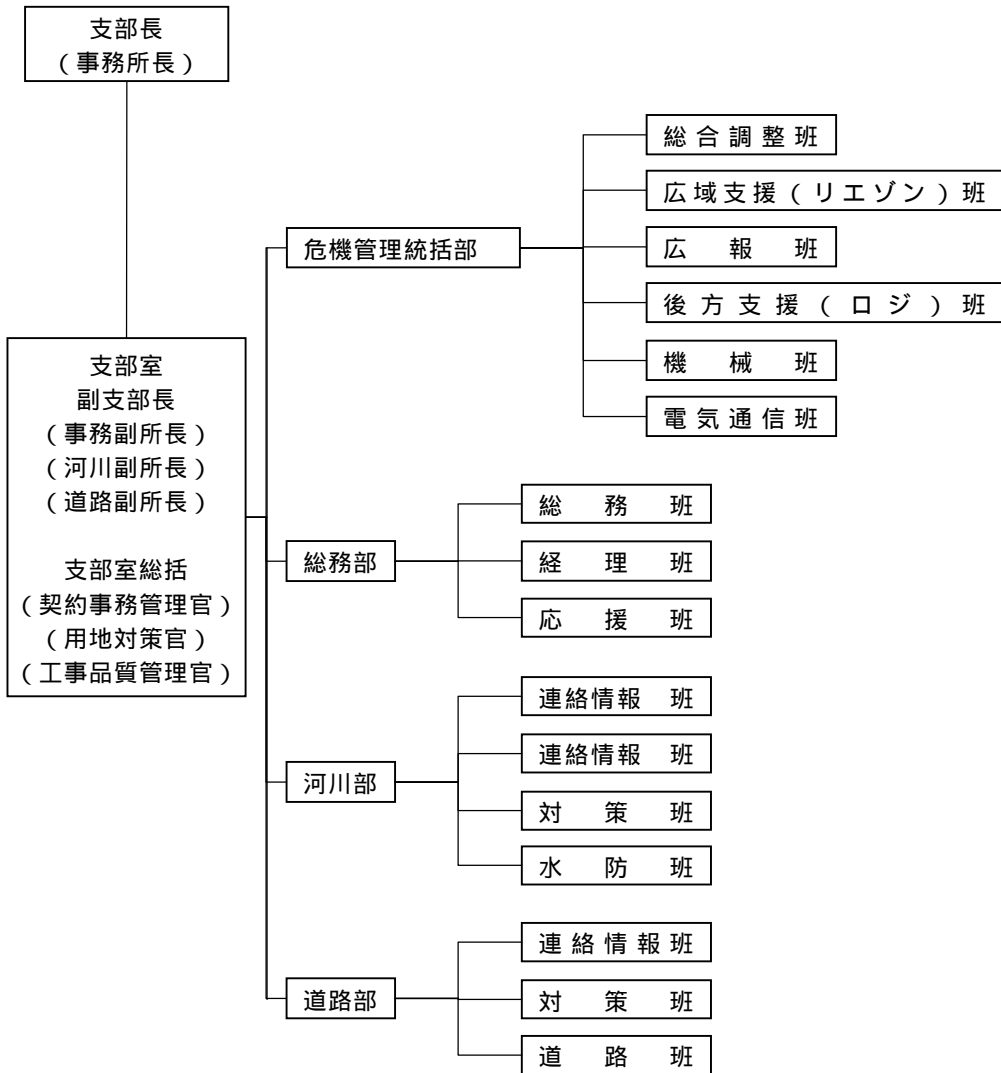


(4) 設置場所

大分海上保安部内

5 九州地方整備局関係災害対策組織
 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部

- イ 設置の基準
 災害が発生したとき又は予想されるとき
- ロ 組織



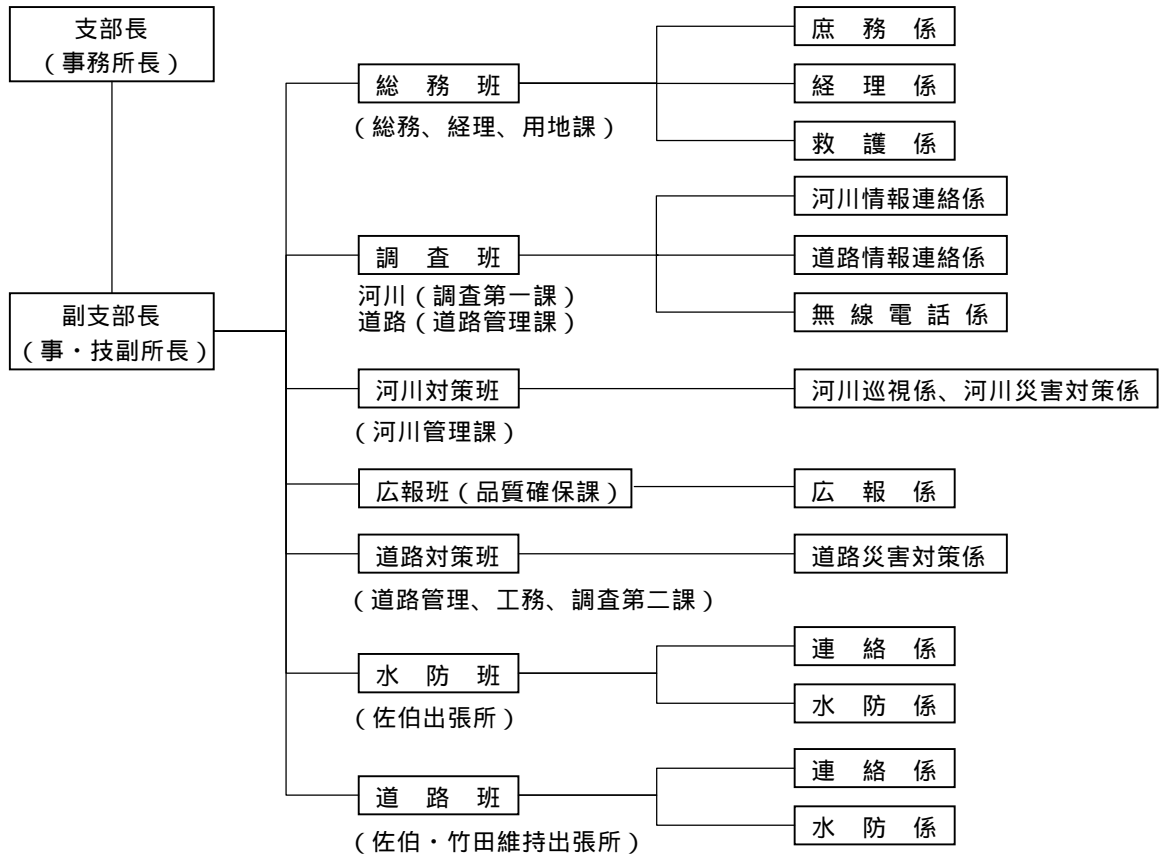
- 八 設置場所
 大分河川国道事務所内
- 二 連絡窓口
 総合調整班(防災課)

(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



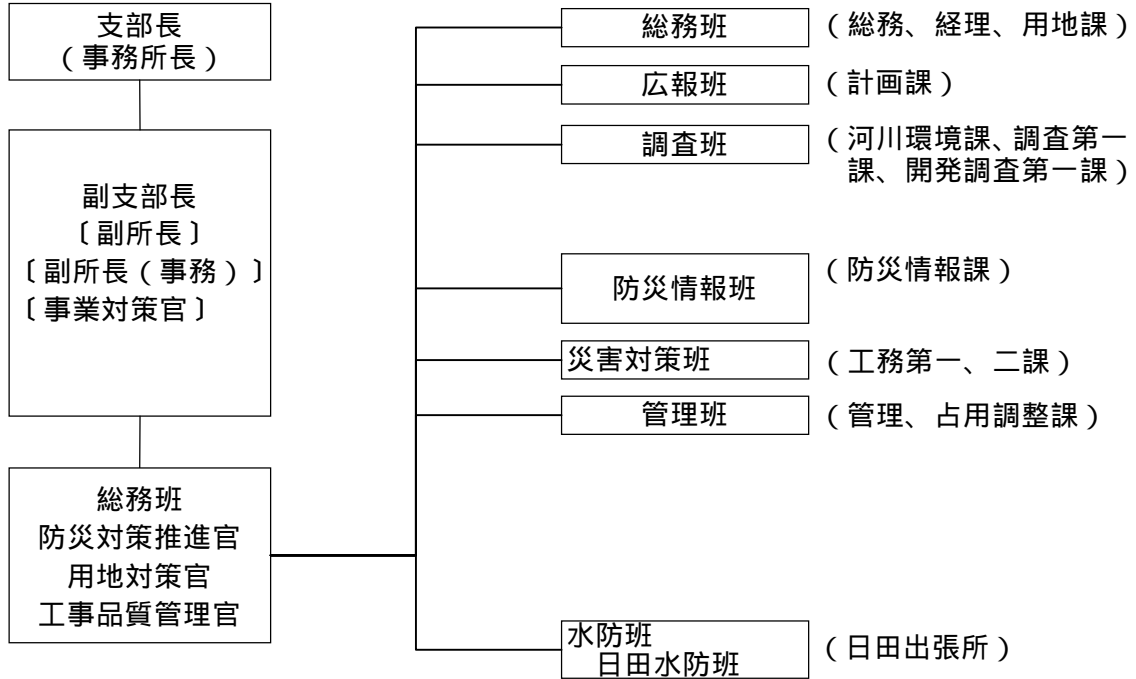
八 設置場所 佐伯河川国道事務所内

(3) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

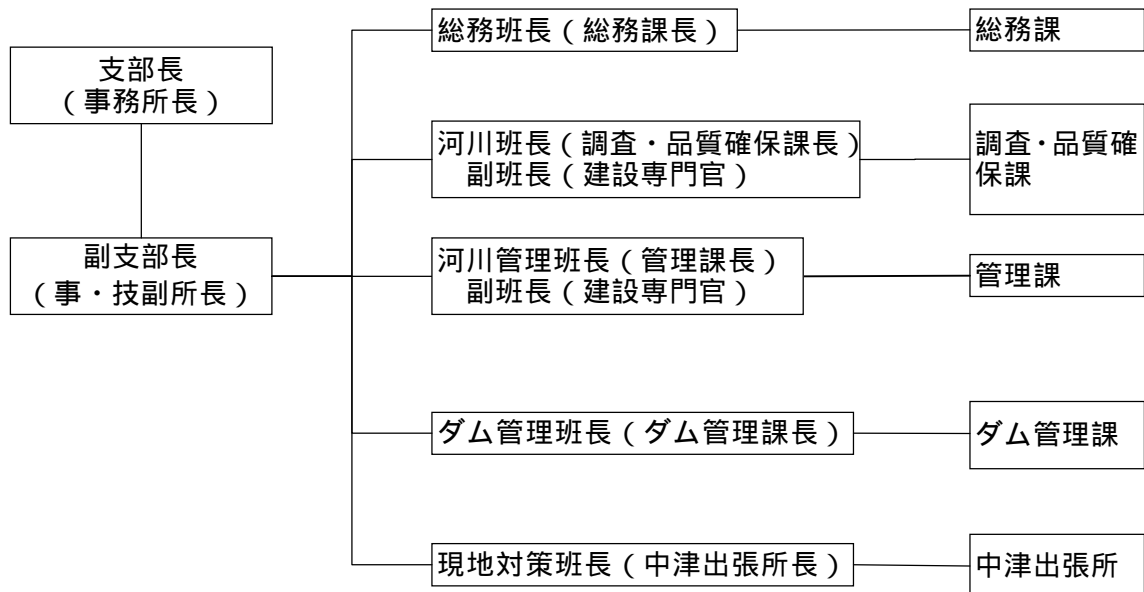
筑後川河川事務所日田出張所内

(4) 山国川河川事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

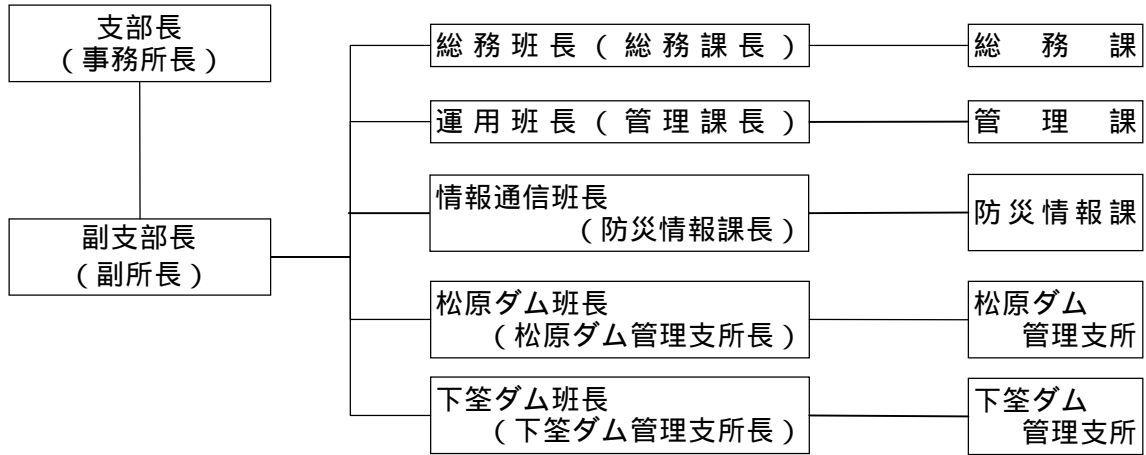
山国川河川事務所内

(5) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

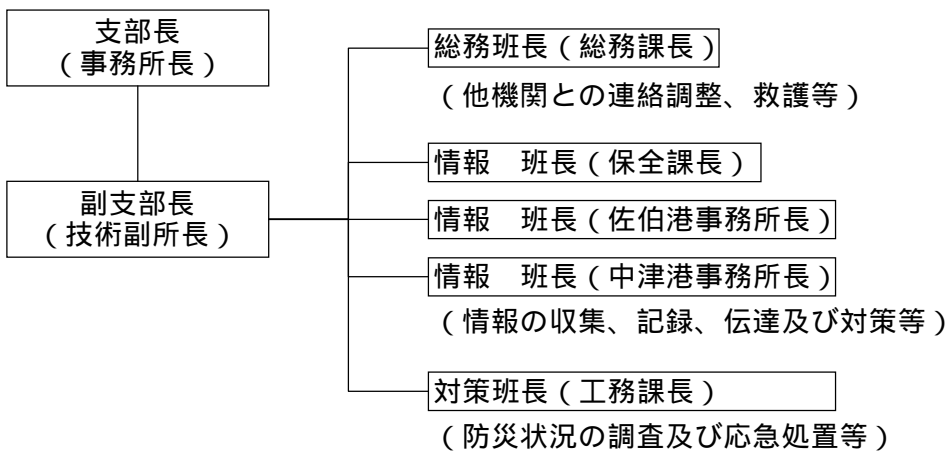
筑後川ダム統合管理事務所内

(6) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

別府港湾・空港整備事務所内

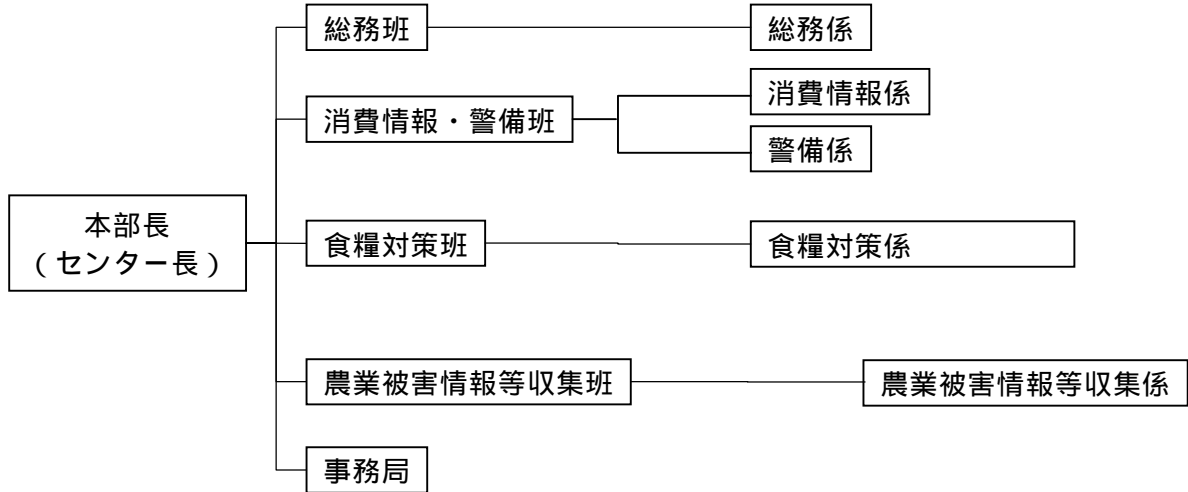
(7) その他の事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

6 九州農政局大分地域センター災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等による甚大なる被害が発生したとき又はその発生が予想されるとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

九州農政局大分地域センター内

(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

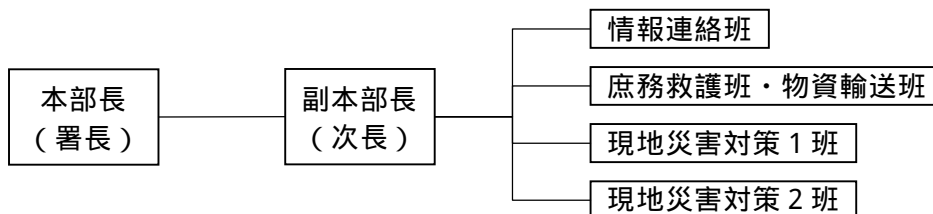
7 九州森林管理局関係災害対策組織

(1) 大分森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

風水害等各種災害が発生したとき。

ロ 組織

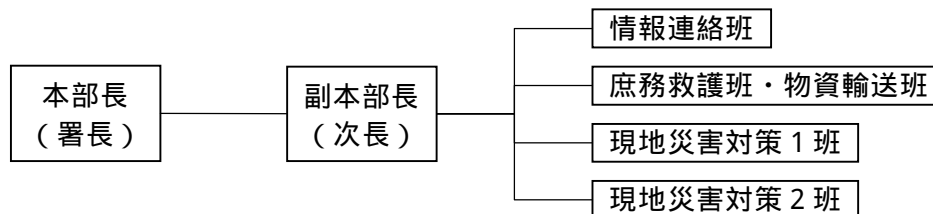


(2) 大分西部森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

風水害等各種災害が発生したとき。

ロ 組織



(3) 設置場所

各森林管理署内

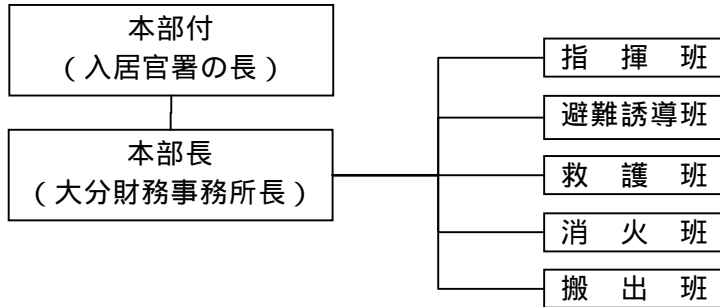
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

8 九州財務局大分財務事務所災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等が発生したとき

(2) 組織



(3) 設置場所

大分財務事務所内

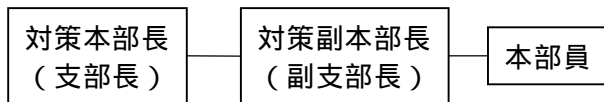
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部

(1) 設置の基準

地震等による非常災害が発生したとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

日本赤十字社大分県支部内

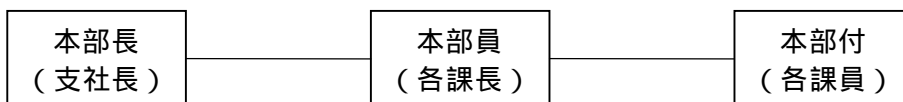
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

10 九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により災害対策本部を設ける。

(2) 組織



(3) 設置場所

大分支社内

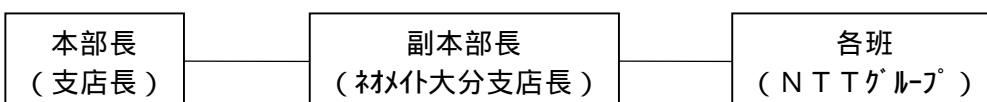
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

11 西日本電信電話(株)大分支店災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

西日本電信電話(株)大分支店内

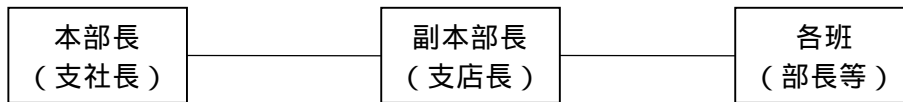
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.2 KDDI(株)九州総支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

KDDI(株)九州総社内

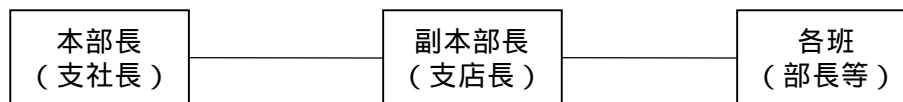
(4) その他必要な事項は、内部規定の定めるところによるものとする。

1.3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店内

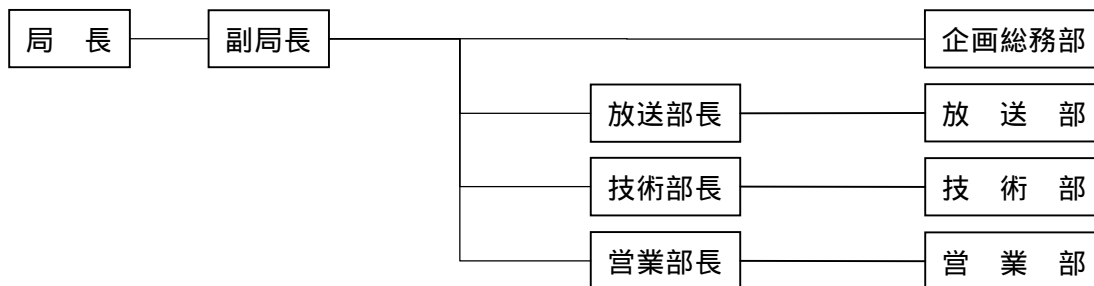
(4) その他必要な事項は、内部規定の定めるところによるものとする。

1.4 日本放送協会大分放送局災害対策本部

(1) 設置の基準

地震、大規模火災等の災害が発生し又は発生しようとするとき。

(2) 組織



(3) 設置場所

日本放送協会大分放送局放送部

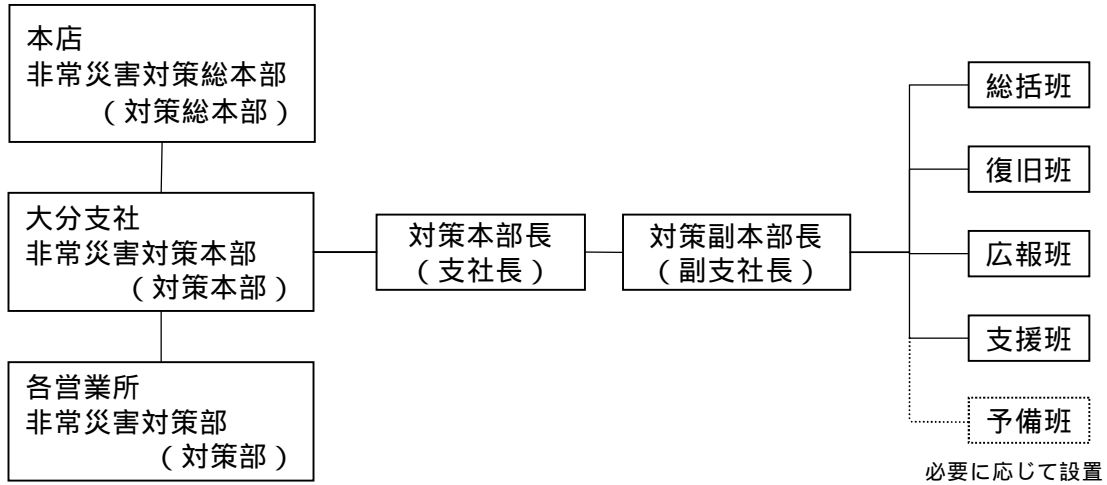
(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.5 九州電力(株)大分支社非常災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等により災害が発生し又は発生が予想されるとき。

(2) 組織



(3) 設置場所 九州電力(株)大分支社内

(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.6 市町村の災害対策組織

市町村における災害対策組織は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に災害に関する情報の収集体制の確立と被害状況調査の専門組織を設けるものとする。

1.7 その他の機関の災害対策組織

その他の防災関係機関においても、それぞれの災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< > 内は主に担当する班等

県職員の参集

県災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

（総合調整室要員は、総合調整室設置予定地へ）

地区災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関（県庁を含む）
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

（地区災害対策本部総務班要員は、地区災害対策本部総務班設置予定地へ）

参集した職員の動員配備<総合調整室総務班>

- * 県庁機能全壊（参集職員3割以下）：「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置
- * 県庁一部損壊（参集職員5割程度）：「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員を重点的に配置
- * 県庁機能支障なし（参集職員7割以上）：必要に応じて要員不足の部へ応援

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 県の動員配備体制

(1) 職員等の動員順序

イ 準備体制

- (イ) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。
- (ロ) 災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - a .設置基準のa及びbは、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム(携帯電話)により要員を確保する。

- b. 設置基準のcは、随時呼び出しにより要員を確保する。
- c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ロ 警戒体制

- (イ) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。
- (ロ) 災害警戒本部情報室及び地区情報室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - a. 設置基準のa及びbは、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム(携帯電話)により要員を確保する。
 - b. 設置基準のcは、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ハ 非常体制

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

(イ) 第1次配備体制

災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。

第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員(おおむね2割程度の職員;各部局で定める)及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。

要員の確保は次の方法による

- a. 設置基準のa及びbは、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム(携帯電話)により要員を確保する。
- b. 設置基準のcは、随時呼び出しにより要員を確保する。
- c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。
- d. なお、設置基準a及びbに該当する場合は、本庁及び該当振興局の管内の地方機関のすべての職員は指定された配備体制にかかわらず、直ちに登庁するものとする。

(ロ) 第2次配備体制

- a. 災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施する。
- b. 第2次配備は、災害対策本部第2次体制の人員(おおむね5割程度の職員;各部局で定める)及び地区災害対策本部第2次体制の人員とする。
- c. 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

(ハ) 第3次配備体制

- a. 第2次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する。
- b. 第3次配備は、県職員全員を動員する。
- c. 要員の確保は、第1次配備体制及び第2次配備体制と同様とする。

(2) 動員配備方針

県職員は、配備基準に該当する地震等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく(夜間、休日等の時間外を含む。)。なお、配備体制の変更等については、必要に応じて(3)に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うほか、全職員体制の場合には参集判断を助けるため、報道機関へ動員体制に関する放送を依頼する。

イ 準備体制の場合

(イ) 災害対策連絡室の要員として指名された職員

- a. 災害対策連絡室設置場所に参集する。

(ロ) 地区災害対策連絡室の要員として指名された職員

- a. 振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策連絡室設置場所に、振興局

を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

(八) その他の職員

a. 各部の要員は、各所属に参集する

b. その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

□ 警戒体制の場合

(イ) 災害警戒本部情報室の要員として指名された職員

a. 災害警戒本部情報室設置場所に参集する。

(ロ) 地区災害警戒本部情報室の要員として指名された人員

a. 振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害警戒本部連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

a. 各部の要員は、各所属に参集する。

b. その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

八 非常体制の場合

第1次又は第2次配備体制の場合

(イ) 災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員

a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参集する。

b. 各部の要員は、各所属に参集する。

(ロ) 地区災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員

a. 地区災害対策本部総務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策本部総務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の職員は、各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

a. 動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

第3次配備の場合

(イ) 災害対策本部第3次体制の人員

a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参集する。

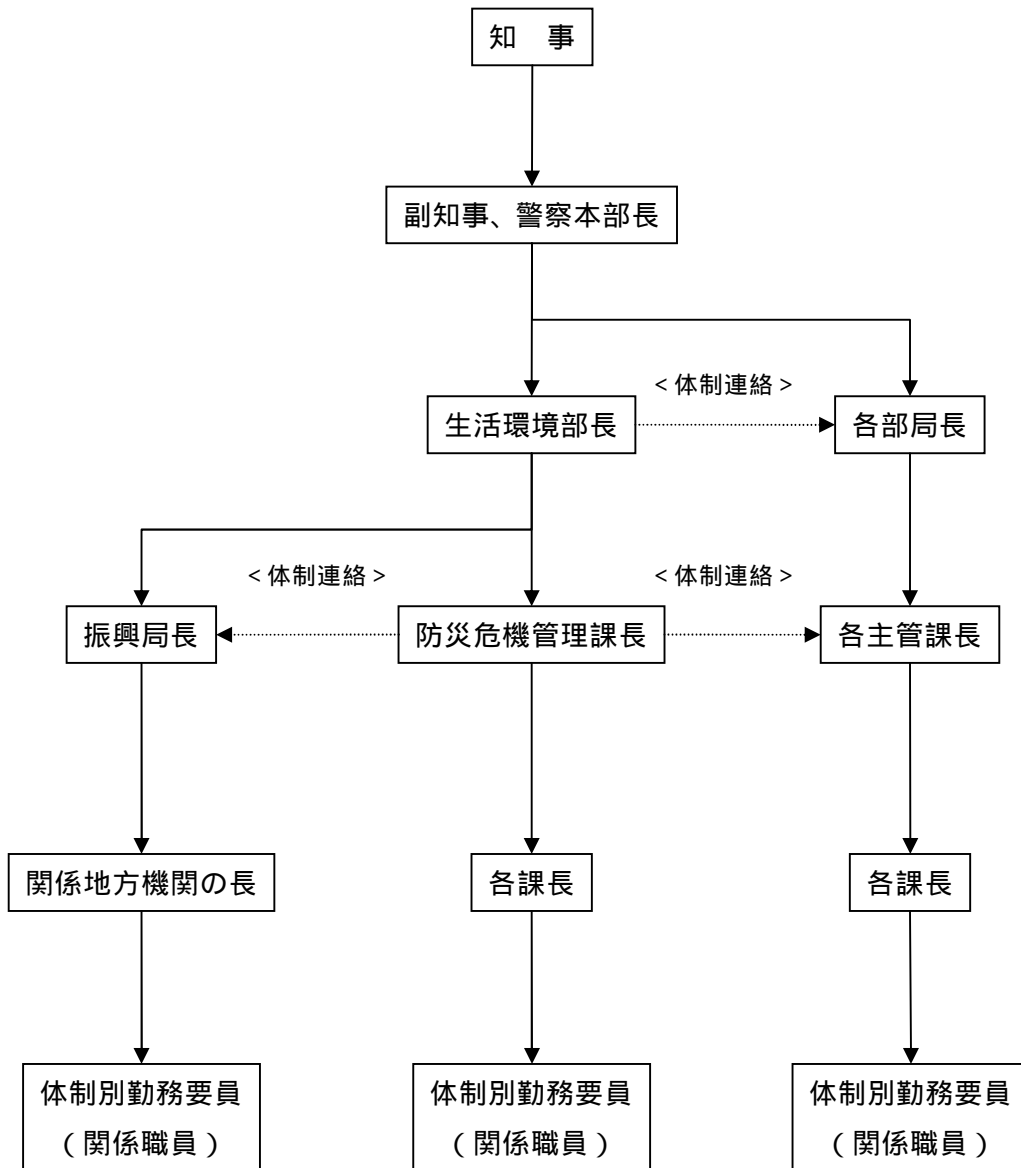
b. その他の全職員は、各所属に参集する。

(ロ) 地区災害対策本部第3次体制の人員

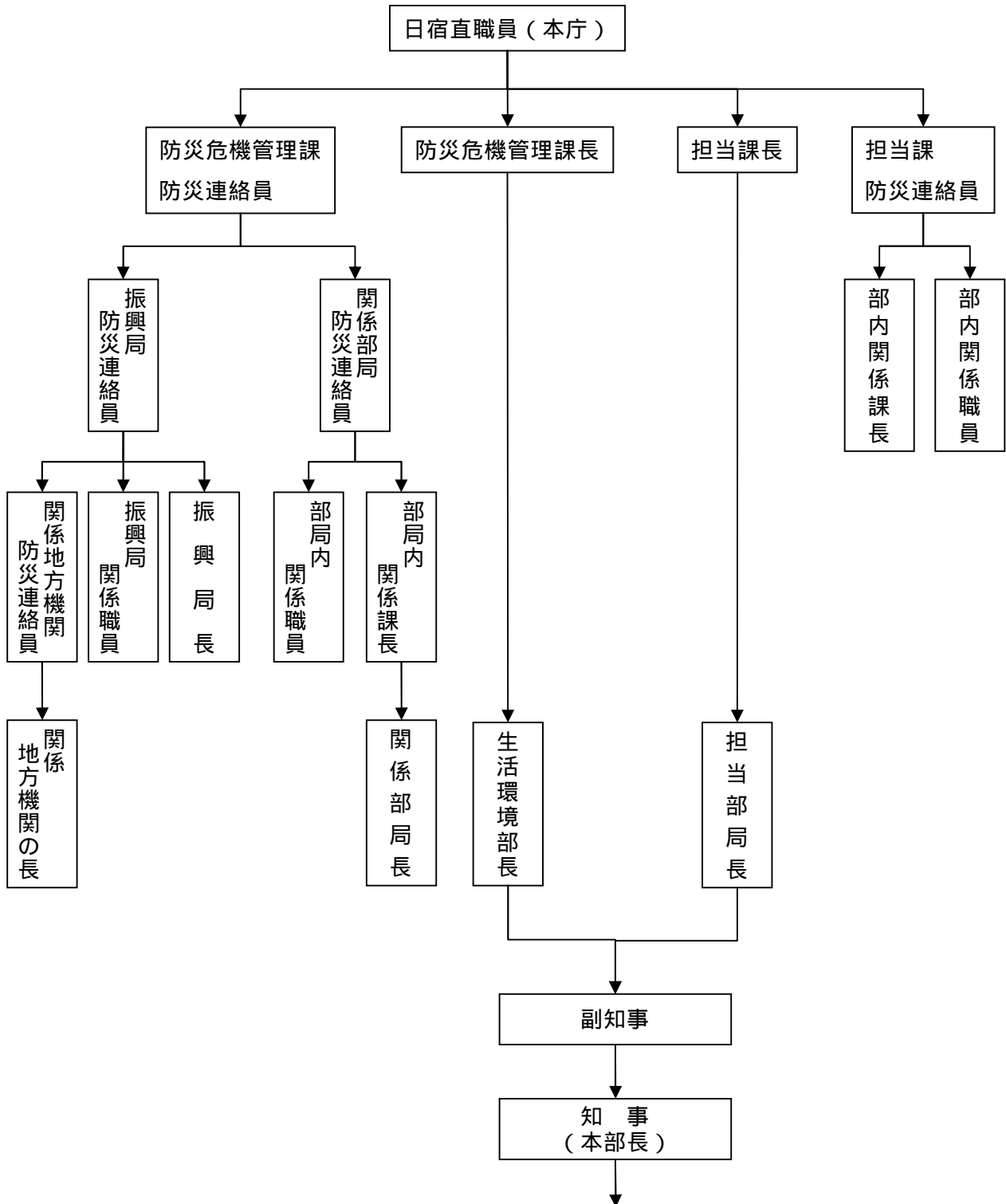
a. 地区災害対策本部総務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策本部総務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の全職員は、各所属に参集する。

(3) 職員等の動員系統
イ 勤務時間内



□ 勤務時間外



以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする

(4) 時間外の参集に当たっての留意事項

イ 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次に掲げる県の機関へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

(イ) 本庁職員

- ・第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

(ロ) 地方機関職員

- ・第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関（県庁を含む。）
- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

ロ 多少とも揺れを覚知した際の対応

大きな揺れが局地的に発生し、それに対して迅速に応援体制を確立しなければならない場合も想定して、職員は、多少とも揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報の確認を行う。

ハ 参集手段

徒歩又は2輪車での参集を原則とする。

ニ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

(5) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて、総合調整室総務班は次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、地区災害対策本部についても同様とする。

イ 県庁機能全壊（3割以下の職員しか参集できない）

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

ロ 県庁機能一部損壊（5割程度の職員が参集できる）

各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ハ 県庁機能支障なし（おおむね7割以上の職員が参集できる）

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

(6) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（第2部第4章第1節参照）。

3 大分県警察の警備要員の招集及び参集

警察職員の招集及び参集については、大分県警察における大規模震災警備実施計画の定めるところによるものとする。

4 市町村の動員配備体制

市町村における災害対策の動員配備は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に勤務時間外に発生する災害時の動員配備体制を確立しておかなければならない。

5 その他の機関の動員配備体制

県の機関以外で県内に所在する防災関係機関は、災害時において必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力のうえ総合的な防災の推進を図るものとする。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

県本庁内の通信連絡手段の確保

電話の点検・確認<通信・輸送部通信班>

庁内放送設備の点検・確認<通信・輸送部通信班>

電気通信事業者（NTT等）との連絡調整<通信・輸送部通信班>

報道機関との連携体制の確立<総合調整室情報対策班>

防災行政無線等庁内無線設備の点検・起動<総合調整室総務班通信・輸送部通信班>

* 県庁機能全壊：衛星系移動通信機器を災害対策本部の通信設備として活用

* 県庁機能一部損壊：防災行政無線、防災相互通信用無線などにより通信手段を確保

* 県庁機能支障なし：防災行政無線、水防無線、消防救急無線なども活用

防災関係機関の保有する通信機能の確認<通信・輸送部通信班>

庁内LANの点検・確認・暫定復旧<通信・輸送部通信班>

被災地における通信連絡手段の確保<通信・輸送部通信班>

被災地への防災行政無線の持ち込み

孤立防止対策用衛星電話の活用

九州総合通信局や移動通信事業者等との連携

通信連絡手段の確保情報の一元化<通信・輸送部通信班>

通信連絡手段の確保状況に関する資料作成

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 県における通信連絡手段の確保

総合調整室情報対策班及び通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。なお、地区災害対策本部においてもこれに準じた対応をとることとする。

(1) 電話、庁内放送設備の点検・確認

(2) 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整

(3) 報道機関との連携体制の確立

(4) 防災行政無線等（大分県防災情報システム等）無線設備の点検・起動

対象となる無線設備は次のとおりである。

・ 防災行政無線

- ・防災相互通信用無線
- ・水防無線（九州地方整備局向け）
- ・消防救急無線（消防応援活動調整本部と現地指揮本部及び緊急消防応援隊間）

(5) 庁内LANの点検・確認・暫定復旧

県庁（統制局）が被災した場合には、被災の状況に応じて次のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ・NTT回線、防災行政無線などの全ての通信システムがダウン。	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星系移動通信機器等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ・NTT回線等交換機を経由するシステムがダウン。 ・防災行政無線専用電話等は使用可能。	防災行政無線のほか、防災相互通信用無線などにより、通信手段を確保する。
C：県庁機能支障なし ・全ての通信システムが利用可能。	通常のNTT回線については、輻輳等により通話困難になる可能性が高いため、防災行政無線のほか、水防無線、消防救急無線なども活用する。

(6) 被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

イ 被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線、衛星系移動通信機器等を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び市町村災害対策本部との連絡調整を行う。

ロ 孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用

現地に防災行政無線が到着するまでの間、または、道路の寸断等により到着に時間を要する場合においては、県内各地の市町村内に設置されている孤立防止対策用衛星電話等の無線局を活用する。ただし、通信をより確実にするため、ヘリコプター等も活用して、できるだけ早く現地に防災行政無線を持ち込むよう努める。

ハ 振興局公用車等の活用

地区災害対策本部通信・輸送班は無線設備を有する振興局及び土木事務所の公用車も活用して通信手段を確保する。

ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携

総務省九州総合通信局や移動通信事業者（NTTドコモ等）等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。

(7) 通信連絡手段の確保・情報の一元化

通信・輸送部通信班は、通信連絡手段の確保状況に関する資料を作成し、必要に応じて各部に配布するとともに、九州総合通信局への連絡に努めるものとする。

3 市町村の通信連絡手段の確立措置

市町村における通信連絡手段の確立措置は、市町村地域防災計画に定めるところによる。特に、市町村内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立するものとする。

(1) 市町村防災行政無線による通信連絡

- (2) 地域防災無線による通信連絡
- (3) オフトーク通信による通信連絡
- (4) 防災相互通信用無線局による通信連絡
- (5) ケーブルテレビによる通信連絡

4 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線局を利用して通信の確保を図る。

5 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県防災危機管理課内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- イ 人命救助に関すること
- ロ 被災地への救援に関すること
- ハ 交通通信の確保に関すること
- ニ 秩序の維持に関すること
- ホ その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

- イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する緊急地震速報、震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、
「各地の震度に関する情報」）、津波警報・津波注意報、津波情報および津波予報の収集・伝達に
関する要領等を定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づ
く県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

気象庁が発表する緊急地震速報、津波警報、震度速報、地震情報等の収集・伝達

* 第一次的には、各防災関係機関においてテレビ・ラジオ・携帯電話等を通じ情報を入手
する。

収集<総合調整室情報対策班>

本庁内各部局、地区災害対策本部総務班、市町村への伝達<総合調整室情報対策班>

各水防支部（土木事務所）への伝達<土木建築部河川課>

各警察署へ伝達<警察本部>

1 基本方針（地震）

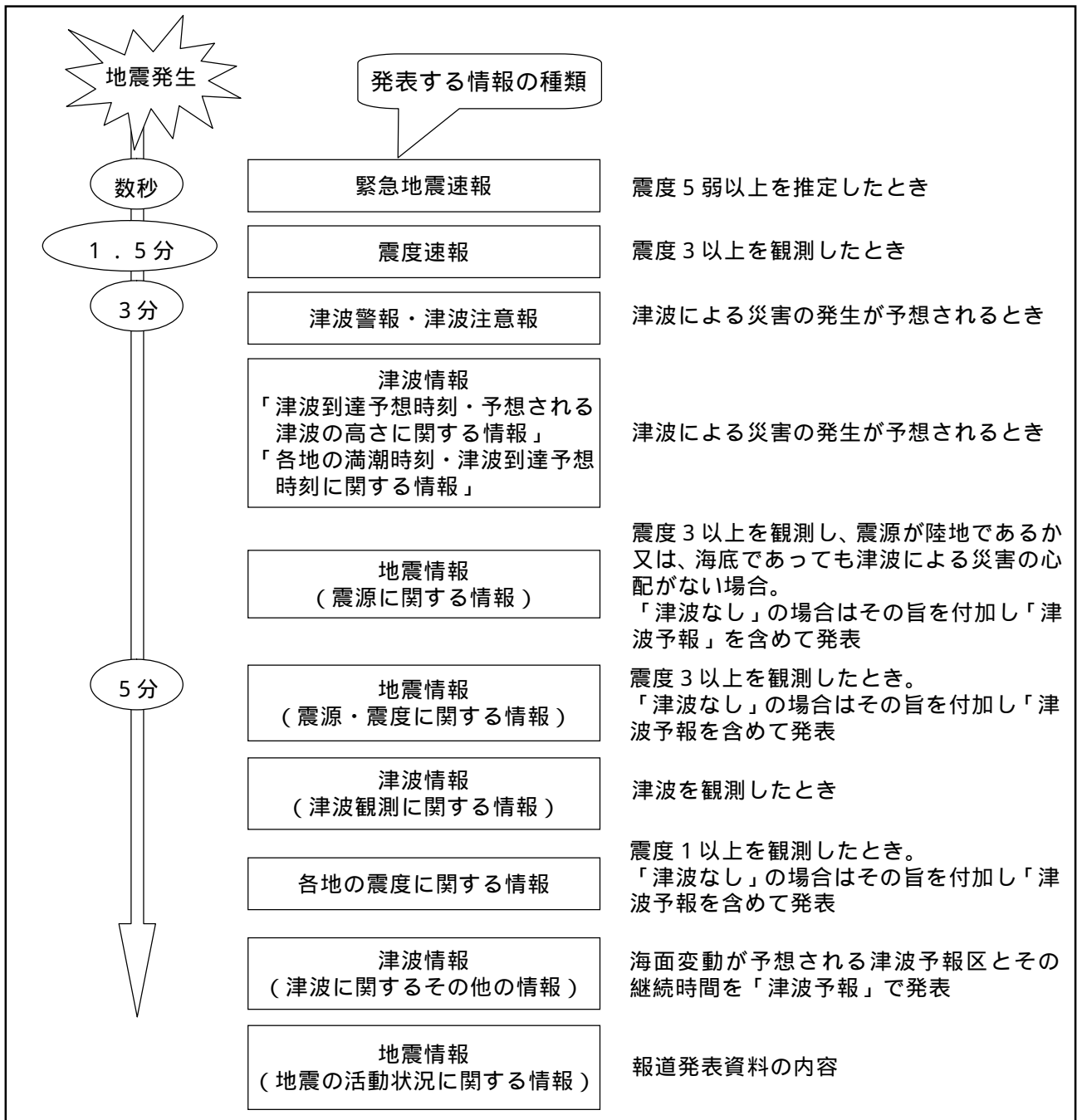
地震発生後、気象庁から発表される緊急地震速報・震度速報については、各防災関係機関にお
いて直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。また、地震情報については
気象庁が発表する情報を防災情報提供システム(専用線又はインターネット回線)により入手し、
これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。揺
れの大きさは、県内の各所で異なることもあるので、初期の段階から県内の防災関係機関が一丸
となって県民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わらず直
ちに気象庁からの情報伝達及びテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

(1) 地震・津波に関する情報の概要

気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生する
と、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防
災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を
発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報
（警報）を発表する。

イ 情報発表の流れ



第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

□ 用語解説

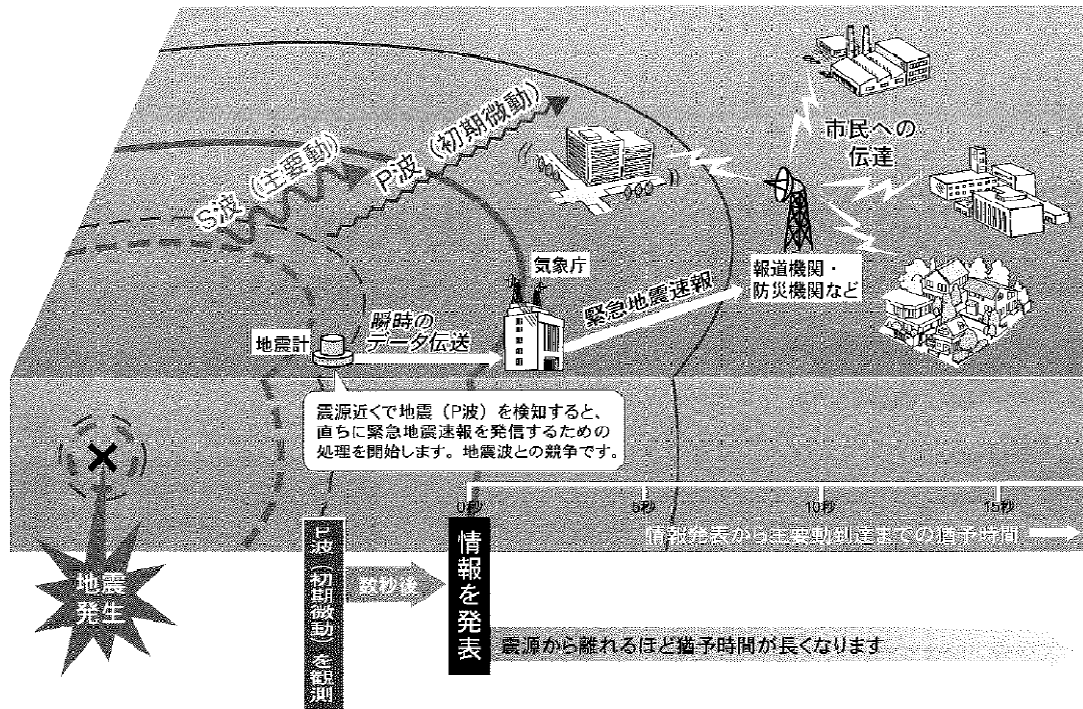
情報の種類		解 説
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表。なお、地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もある。
震度速報		震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を発表。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1.5分で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」、「津波」の津波警報、又は津波注意報を発表。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に発表。 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報・津波注意報に引き続き、地震発生後5分程度を目標に、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（8段階、メートル単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻）を適宜とりまとめて発表。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表。
地震情報	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表。 この情報は、大きな揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災関係機関の防災対応（即時対応）に資するために提供するもの。津波警報・津波注意報を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名を地震発生から5～10分程度で発表。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。
各地の震度に関する情報		最大震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。
地震回数に関する情報		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表。
---------------	-------------------------

緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域を揺れが来る前に発表するもの。



「緊急地震速報」は、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。


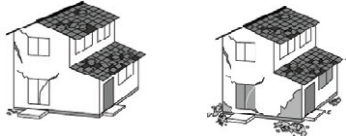



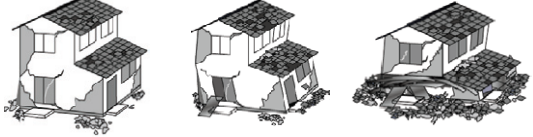

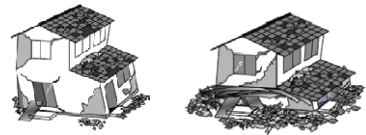
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

(2) 気象庁震度階級関連解説表

イ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

□ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5 強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。 
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

八 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

二 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

ホ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

ヘ 大規模構造物への影響

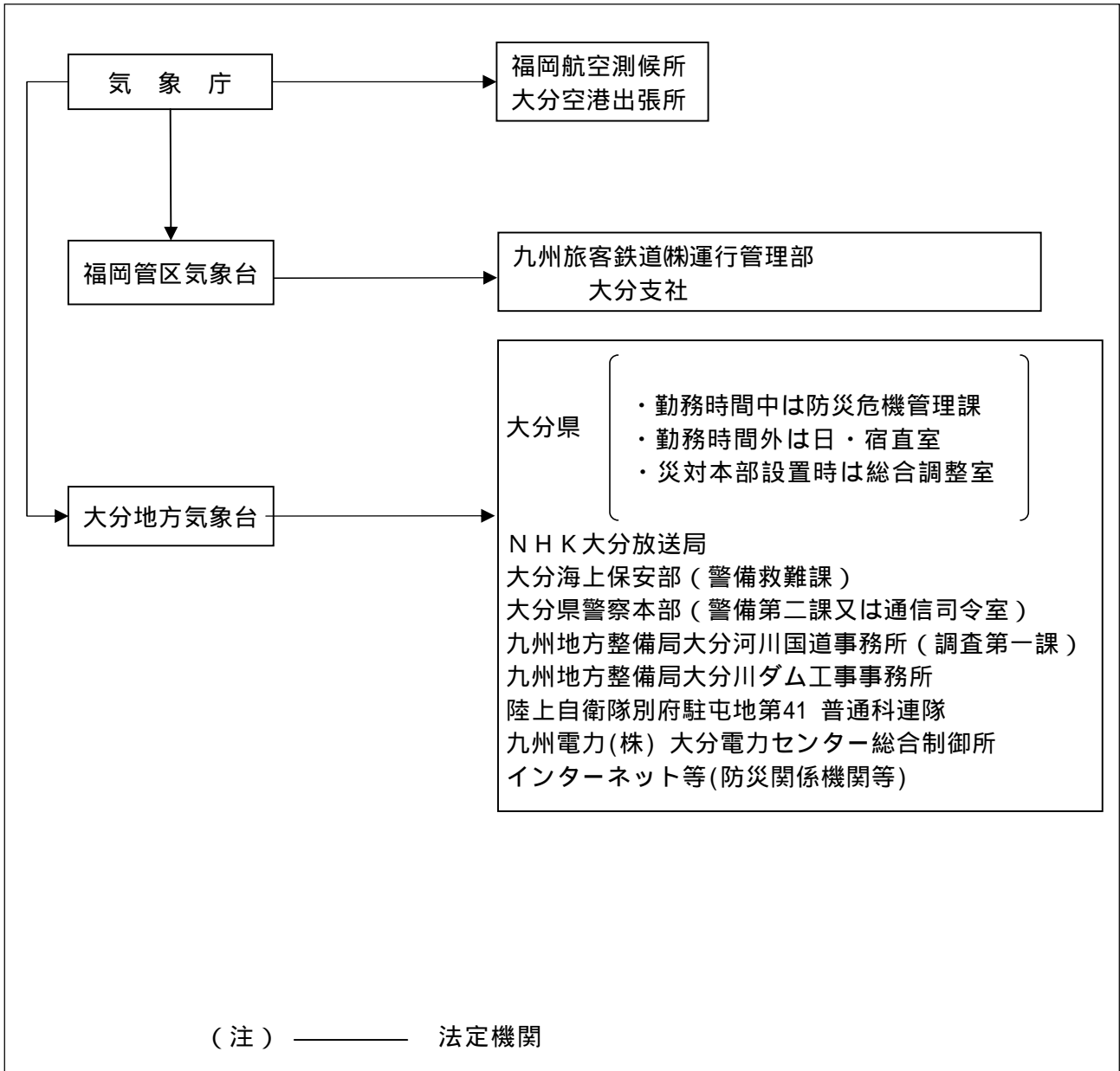
長周期地震動による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

2 大分地方気象台の措置（地震）

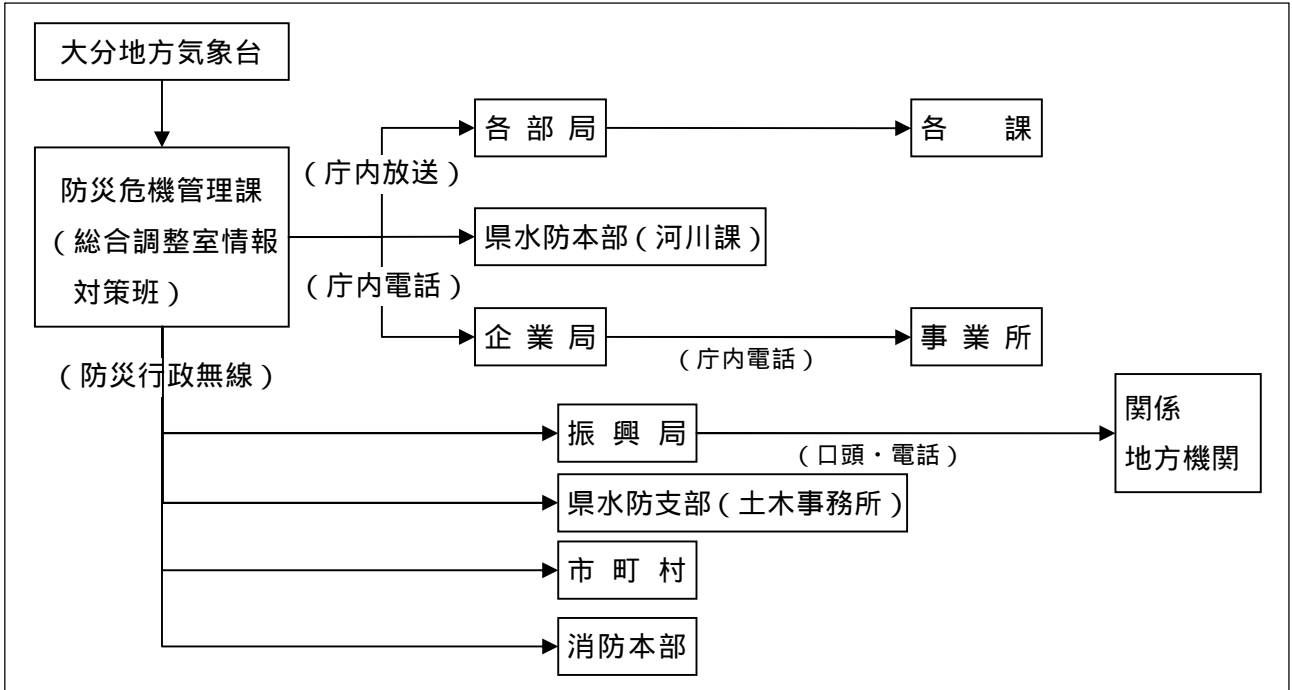
大分地方気象台は、気象庁発表の地震情報を関係機関に伝達する。



第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

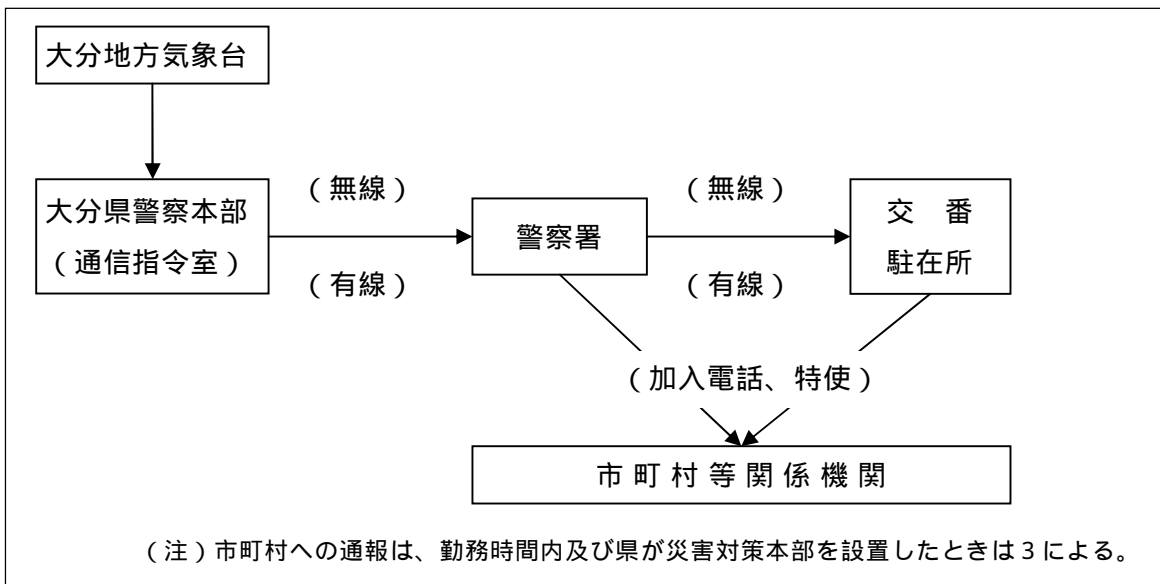
3 県（警察本部を除く）の措置（地震）

県は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、本部が設置されていないときは生活環境部防災危機管理課が、本部が設置されているときは総合調整室情報対策班がその情報を関係先に伝達する。



4 警察本部の措置（地震）

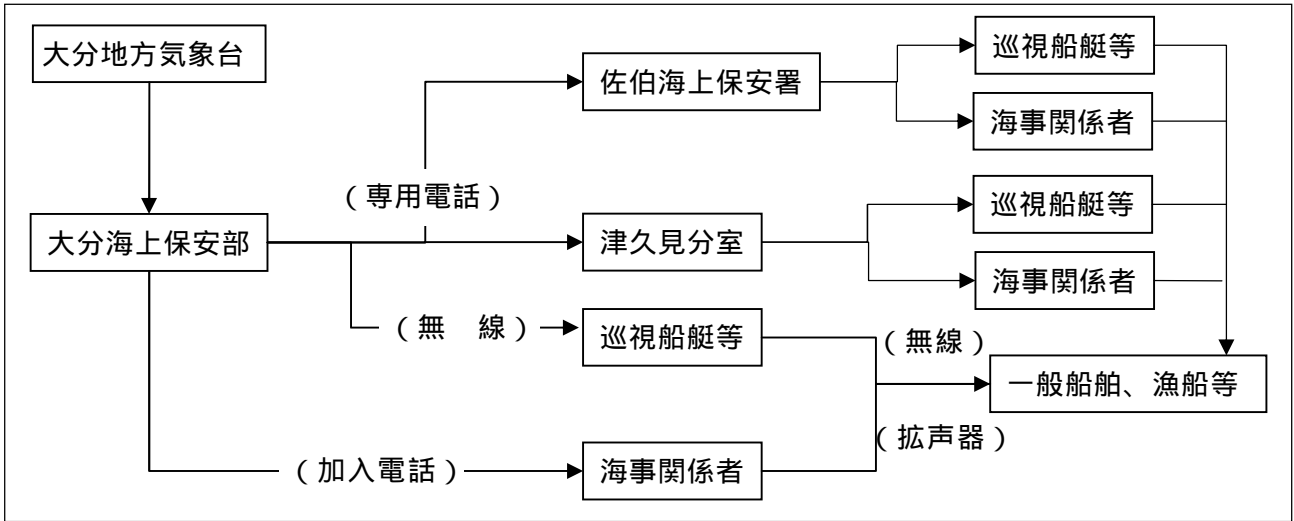
警察本部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、通信司令室がその情報を関係先に伝達する。



第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

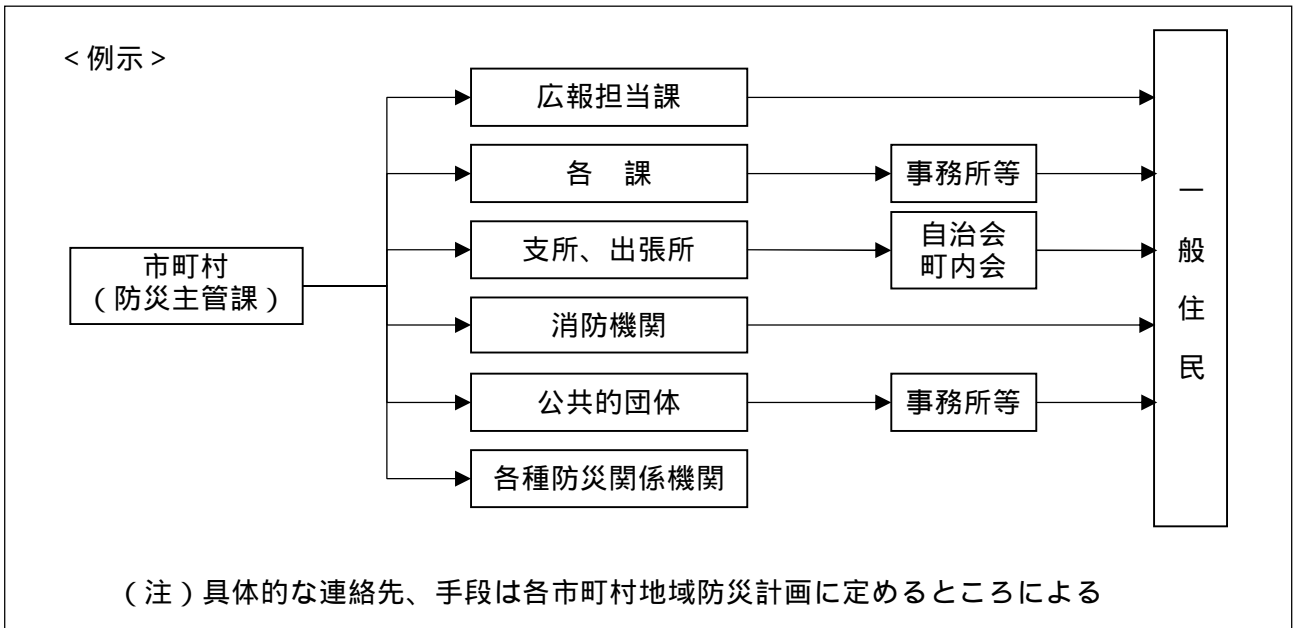
5 大分海上保安部の措置（地震）

大分海上保安部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。



6 市町村の措置（地震）

市町村は、関係機関から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。



7 NHK大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)、(株)エフエム大分（テレビ、ラジオ局）の措置（地震）

テレビ、ラジオ局は、大分地方気象台等から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を迅速に放送する。

また、大分県との間に締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、緊急放送を行う。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

8 その他の防災関係機関の措置（地震）

その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から地震情報等を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。

9 基本方針（津波）

地震発生後に気象庁から発表される津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、海岸部を所管する各防災関係機関は、第一次的には防災情報提供システムによるほか、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手することが可能である。これらは、県内での地震による揺れが小さい場合にも発表されることがあるので、初期の段階から県内の防災関係機関が一丸となって被害を最小限とする体制を整えるため、各防災関係機関は、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

10 津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等

(1) 発表基準

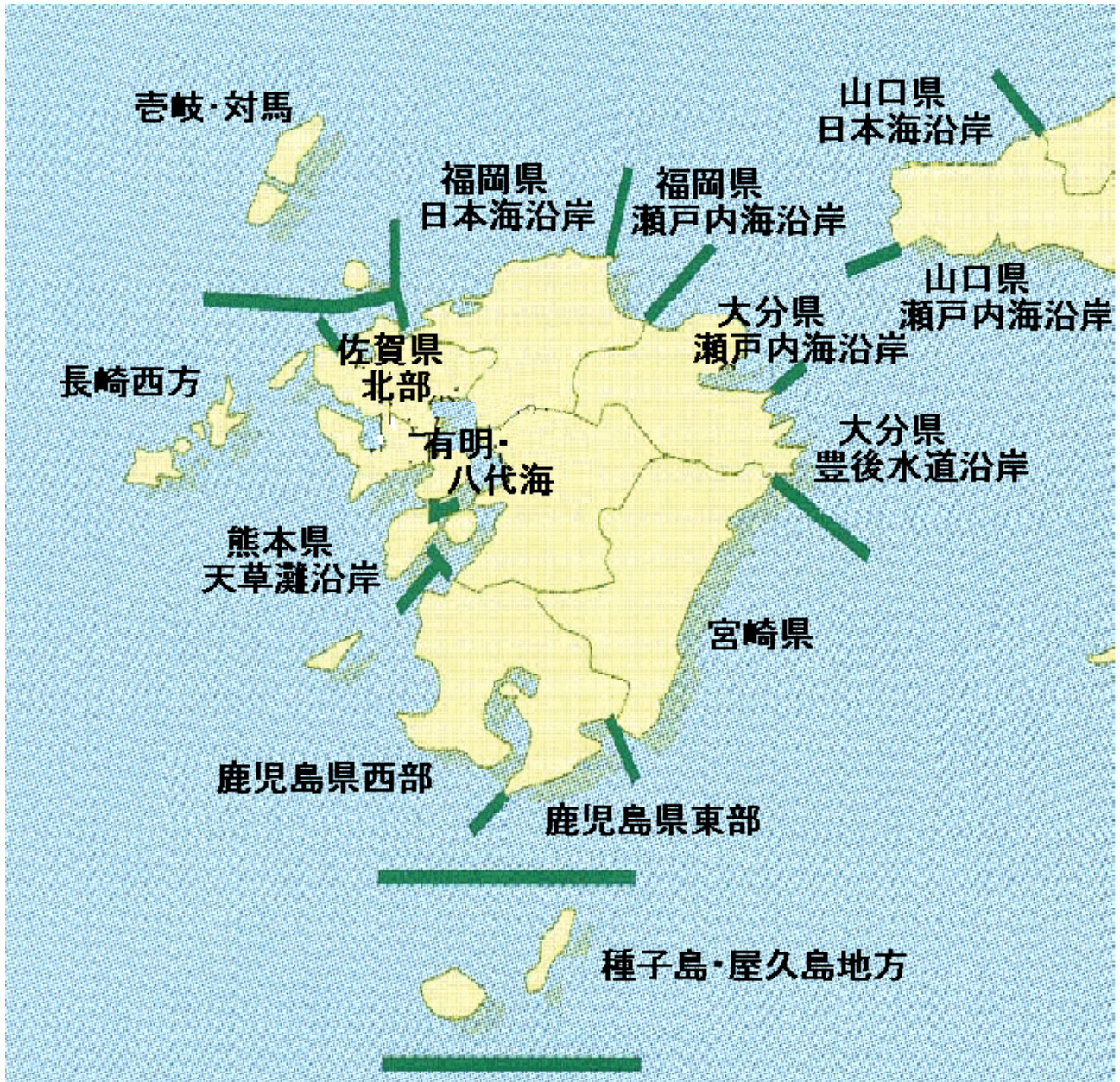
地震発生後、「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」において、津波による災害が予想される場合に津波警報（大津波・津波）又は津波注意報を発表する。

津波予報区

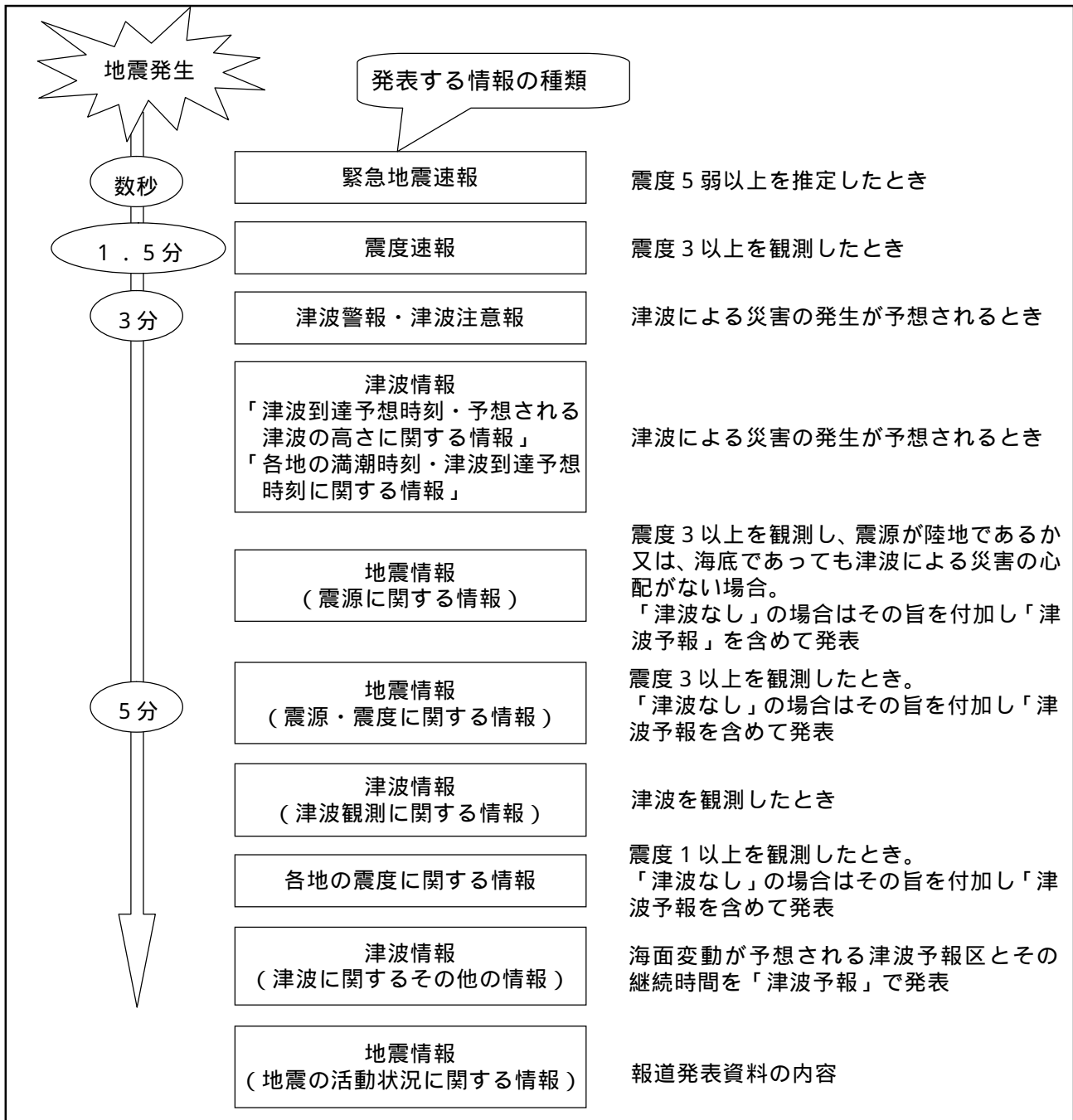
九州・山口県については16の津波予報区に分けられ、大分県の沿岸は「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に分けられている。

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県（関崎東端以南を除く）	大分県（関崎東端以南に限る）
大分県沿岸市町村名	中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村、国東市、杵築市、日出町、別府市、大分市	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市

「津波予報区分図」



(2) 情報発表の流れ



第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

(3) 用語解説

情報の種類		解 説
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表。なお、地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もある。
震度速報		震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を知らせる。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1.5分で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」、「津波」の津波警報、又は津波注意報を発表。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に発表。 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報・津波注意報に引き続き、地震発生後5分程度を目標に、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（8段階、メートル単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻）を適宜とりまとめて発表。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表。
地震情報	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

報		<p>の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表。</p> <p>この情報は、大きな揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災関係機関の防災対応（即時対応）に資するために提供するもの。津波警報・津波注意報を発表したときには、この情報は発表しない。</p>
	震源・震度に関する情報	<p>最大震度3以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名を地震発生から5～10分程度で発表。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表。</p> <p>「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。</p>
	各地の震度に関する情報	<p>最大震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。</p> <p>震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表。</p> <p>「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。</p>
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表。
	地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

(4) 津波警報・津波注意報

気象庁は、震源が海底にあり、津波を引き起こす可能性のある大きな地震が発生したときは、震源やマグニチュードなどから、沿岸における津波の高さや到達時刻を予測し、津波警報・注意報を発表する。九州・山口県については、16に区分した津波予報区に対して発表。

なお、津波の心配が無い場合や、津波による被害の心配はないものの若干の海面変動が予想される場合は、津波予報でその旨を知らせる。

津波警報・注意報等の解説

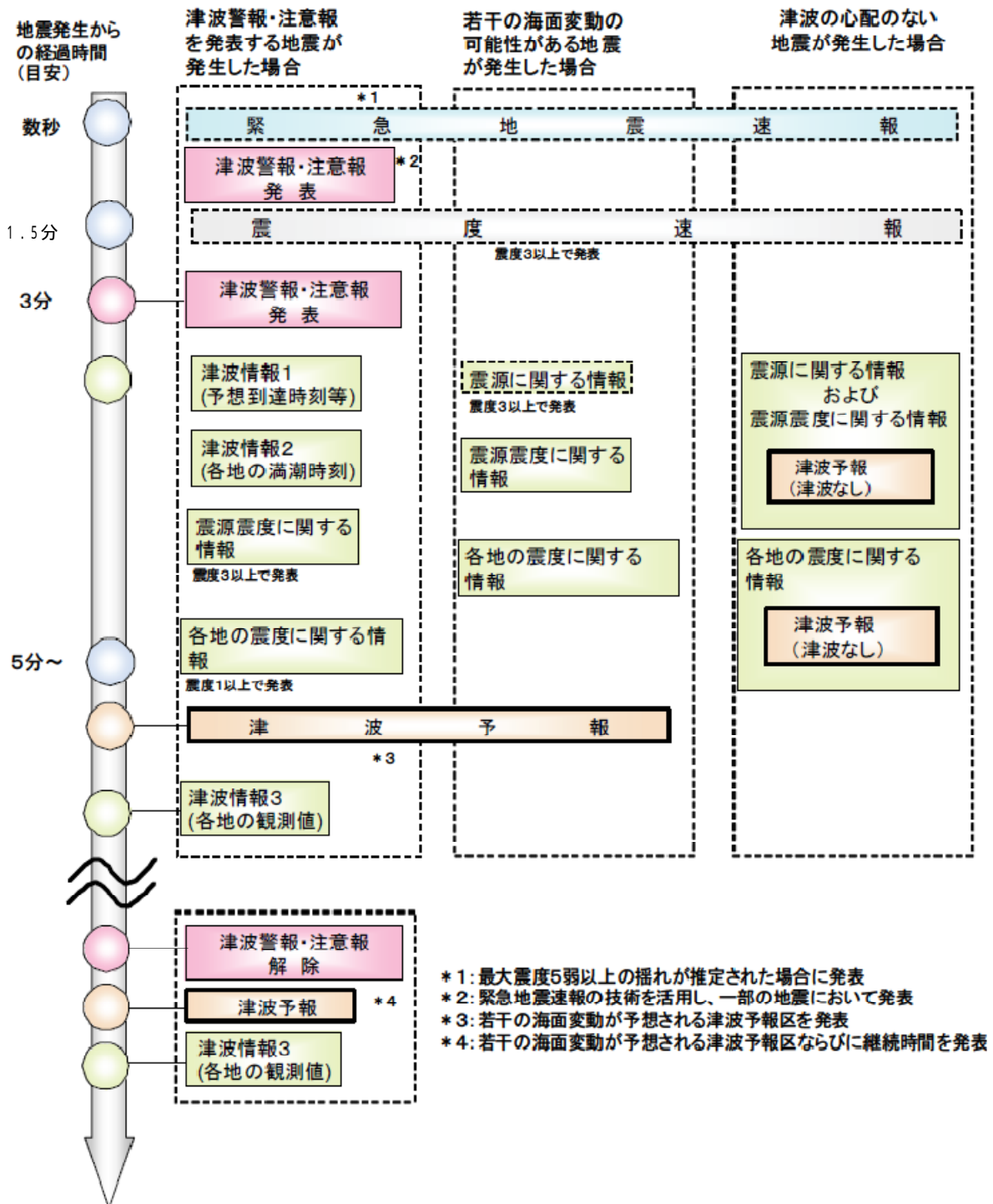
津波警報・津波注意報		解 説	津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されるときに発表。 家屋の倒壊など、人命に関わる被害が発生するおそれがある。	3m、4m 6m、8m 10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されるときに発表。 漁船の流失や家屋の浸水などの被害が発生するおそれがある。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されるときに発表。 満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所では、浸水などの被害が発生するおそれがある。	0.5m
津波予報		津波の心配が無い場合や、津波による被害の心配はないものの若干の海面変動が予想されるときに発表。	

津波警報等の発表基準や情報文等については、気象庁にて改訂作業中のため、新基準が適用された場合はこれに変更するものとする

(5) 津波の高さと予想される被害の関係

津波の高さ(m)	1	2	4	8	16	32
津波の形態 ・緩斜面 ・急斜面	岸で盛り上がる 速い潮汐	沖でも水の壁 第二波が砕波 急斜面では速い潮汐	先端の砕波が増える	第一波が巻き波、砕波		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる				全面破壊	
漁船	被害発生		被害率50%	被害率100%		
防潮林(幅20m)	被害軽減、漂流物阻止、津波軽減			部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖いかだ	被害発生					

(6) 津波警報・注意報及び津波予報発表のタイミング

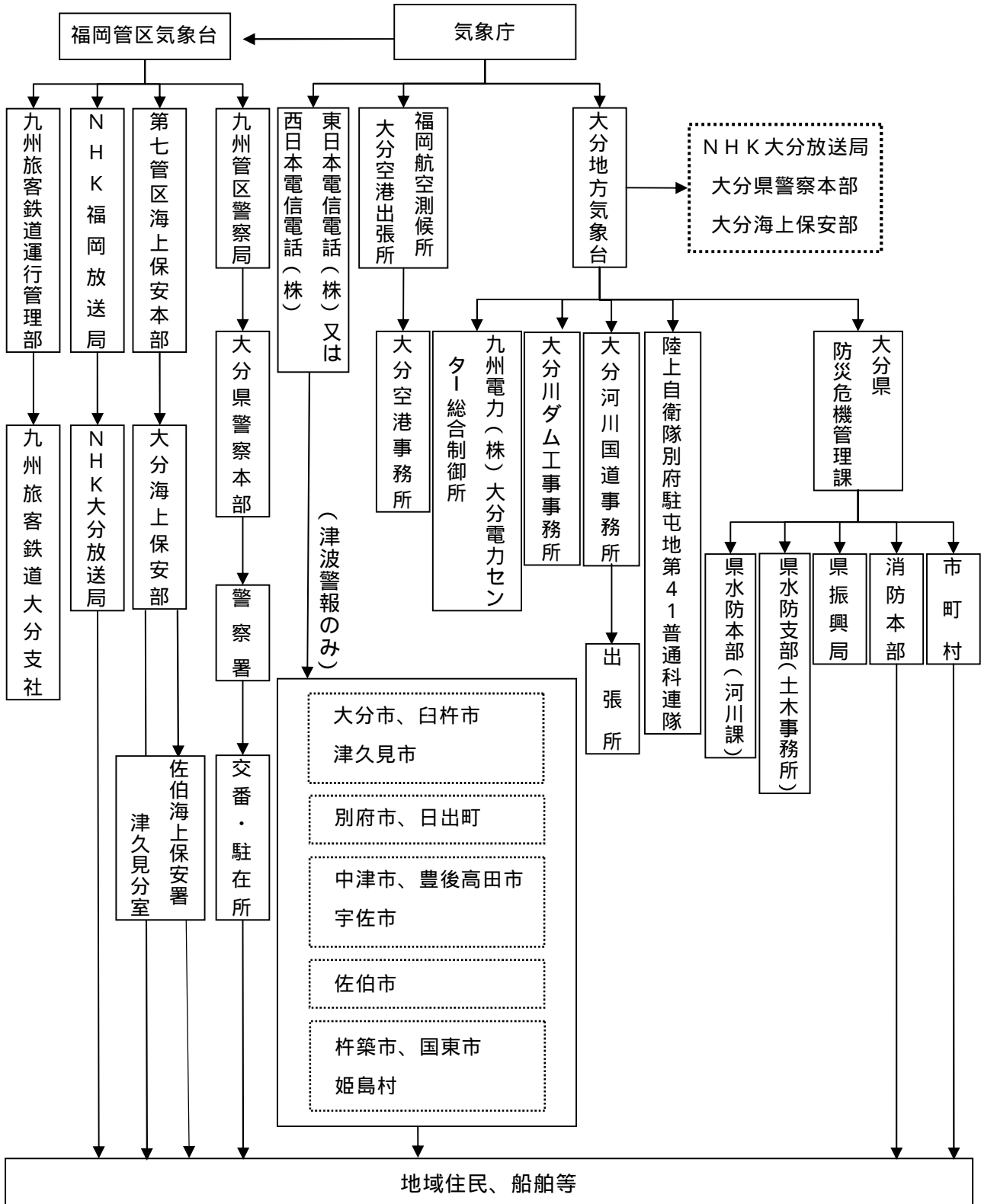


第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

1.1 津波警報・注意報等の伝達系統及び各機関の措置

(1) 津波警報・注意報の伝達系統

津波警報・注意報の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。



第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

(2) 各機関の措置

イ 福岡管区気象台

福岡管区気象台は、津波予報区「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に係る津波を発表・解除した場合は、次の各防災関係機関に直ちに通知する。

(イ) 九州管区警察局

(ロ) 第七管区海上保安本部

(ハ) NHK福岡放送局

(ニ) 九州旅客鉄道株式会社

ロ 大分地方気象台

大分地方気象台は、気象庁が津波警報・注意報等を発表・解除した場合は、直ちに大分県及び防災関係機関に通知する。

ハ 大分県（警察本部を除く。）の措置

県（防災危機管理課又は災害対策本部）は、大分地方気象台から津波警報・注意報等の発表・解除（以下「津波に関する情報」という。）の通知を受けた場合は、直ちに沿岸の市町村、消防本部及び関係する振興局へ通知する。

ニ 大分県警察本部の措置

大分県警察本部は、大分地方気象台又は九州管区警察局から津波に関する情報の通知を受けた場合、沿岸区域を管轄する警察署へ、また警察署はそれぞれの定めるルートにしたがって駐在所及び交番並びに沿岸市町村へ直ちに通知する。

ホ 大分海上保安部の措置

大分海上保安部は、大分地方気象台又は第七管区海上保安本部から津波に関する情報の通知を受けた場合、佐伯海上保安署・津久見分室へ直ちに通知する。大分海上保安部及び佐伯海上保安署・津久見分室は、直ちに入港中の船舶及び海事関係者等に周知する。

1.2 海面状態の監視等

(1) 海面状態の監視

沿岸市町村は、津波警報・注意報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、高台等津波の危険性のない場所において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

(2) 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市町村長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市町村長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕（初動期）

< >内は主に担当する班等

情報の収集体制の確立

防災ヘリコプターの出動<総合調整室応急対策班>

警察本部ヘリコプターの出動<警察本部>

自衛隊ヘリコプターの出動要請<総合調整室総務班>

* 防災行政無線（地上系移動局、衛星系移動通信機器）は激甚地がおおむね特定できた段階で出動

本部長（知事）の意思決定に必要な情報の収集<総合調整室情報対策班>

人的被害、住家被害・火災に関する情報の収集

避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

収集した情報の伝達

消防庁への伝達<総合調整室情報対策班> * 警察本部、自衛隊、海上保安部、
警察庁への報告<警察本部> 大分地方気象台とは総合調整室で
九州地方整備局への伝達<土木建築部> 情報をリアルタイムで共有。

農林水産省への伝達<農林水産部>

厚生労働省への伝達<福祉保健部>

地区災害対策本部への伝達<総合調整室情報対策班>

報道機関への伝達<総合調整室情報対策班>

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 災害情報の収集調査基準

災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところ

による。

3 県の災害情報・被害情報収集・伝達活動

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

災害対策本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、総合調整部門として総合調整室を置く。

イ 防災ヘリコプターの出動

総合調整室応急対策班は、必要に応じて被災地等の上空に防災ヘリコプターを出動させ、その映像を直接防災センターに電送する。

ロ 警察本部ヘリコプターの出動

警察本部は、必要に応じて被災地等の上空にヘリコプターを出動させ、情報収集に当たる。

ハ 自衛隊ヘリコプター等の出動

自衛隊は、必要に応じて被災地等の上空でヘリコプター等による情報収集活動を行い、その結果を総合調整室情報対策班に通報する。

ニ 防災行政無線の被災現地への持ち込み

通信・輸送部通信班は、イ～ハの情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。

ホ 自衛隊連絡幹部の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。

ヘ 海上保安部職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。

ト 大分地方気象台職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。

チ 九州地方整備局職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。

リ 防災GIS（地理情報システム）の活用

総合調整室情報対策班は、防災GISにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、防災GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。

(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

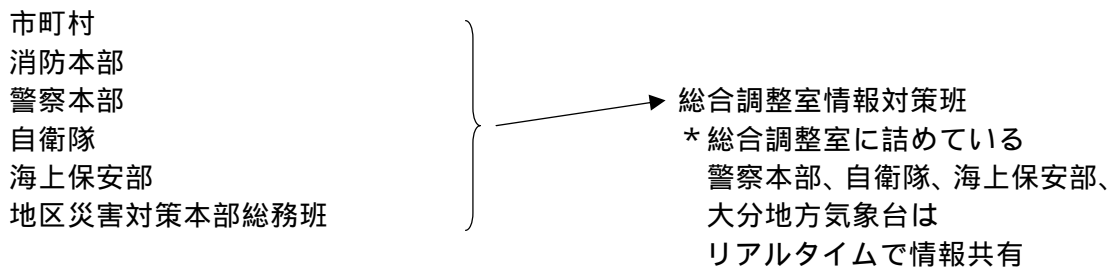
災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の（3）、（4）に関わらず本項の（イ）～（ト）により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報対策班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災危機管理課とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。これらの情報は、知事が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、県民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、国、各部局及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部局は必要な情報を、総合調整室情報対策班を通じて収集するものとする。

- ・ 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
 - ・ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
 - ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
 - ・ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
 - ・ 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
 - ・ 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
 - ・ 電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・ 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
 - ・ 現場の位置
 - ・ 発信する情報を入手した時刻

(イ) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報

〔収集〕

自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総合調整室が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

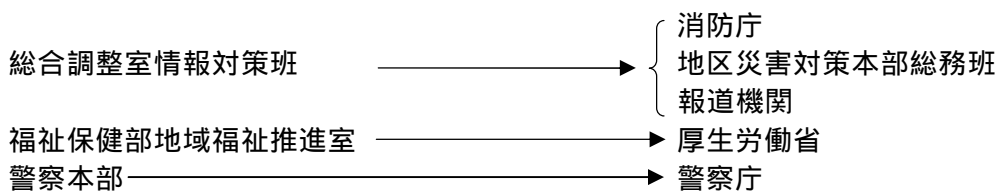


* 消防本部にあつては、119番通報の殺到状況に留意し報告する。

* 警察本部、自衛隊にあつては、ヘリコプターからの情報収集結果に留意し報告する。

〔伝達〕

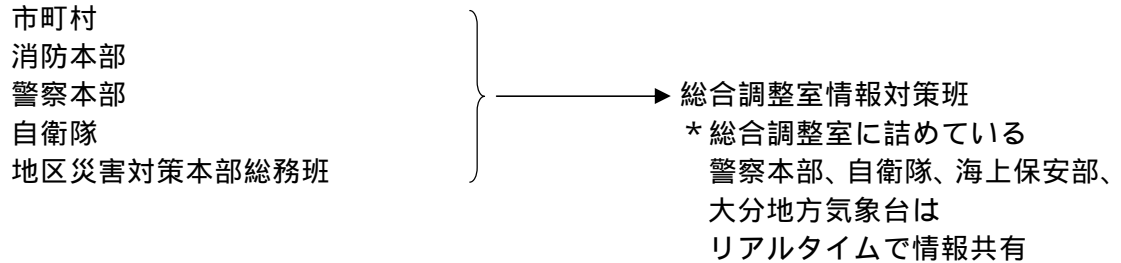
総合調整室情報対策班、福祉保健部地域福祉推進室及び警察本部は、収集した情報を次のルートで報告する。



(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

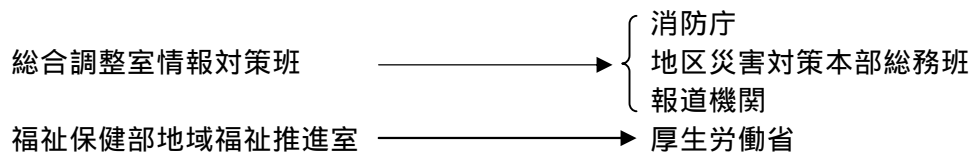
〔収集〕

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、総合調整室情報対策班が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

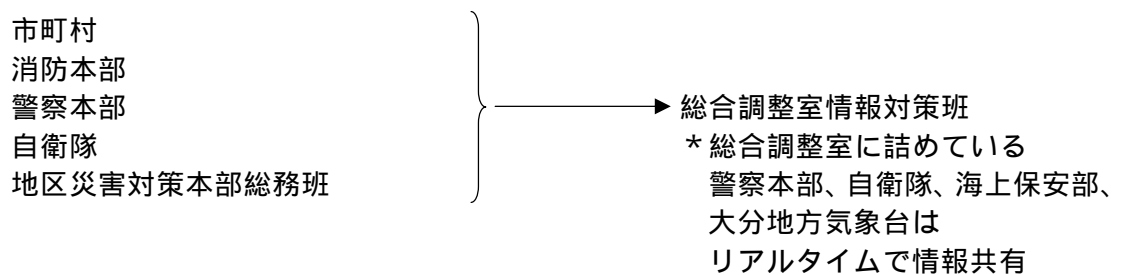
総合調整室情報対策班及び福祉保健部地域福祉推進室は収集した情報を次のルートで伝達する。



(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

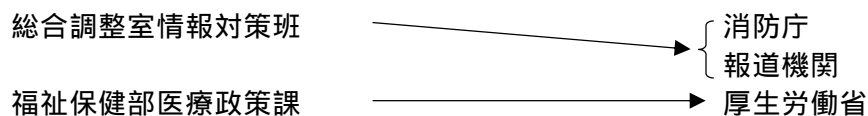
〔収集〕

医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報対策班が次のルートから収集する。収集にあたっては「大分県広域災害・救急医療情報システム」を積極的に活用する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

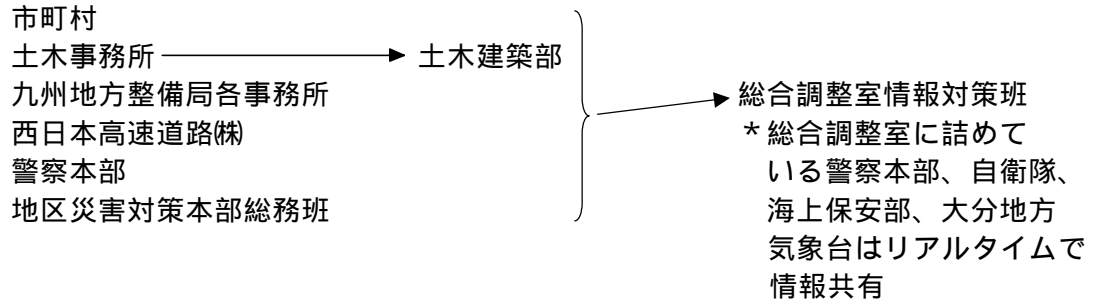
収集した情報を総合調整室情報対策班及び福祉保健部医療政策課は次のルートで伝達する。



(二) 道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

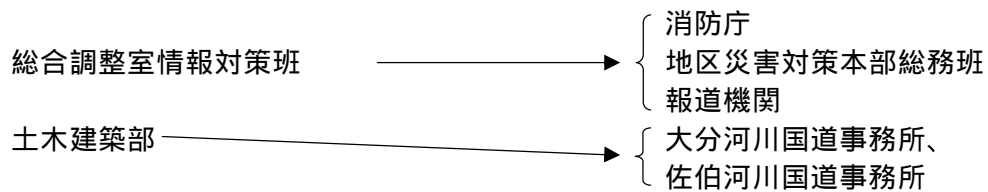
〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報対策班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

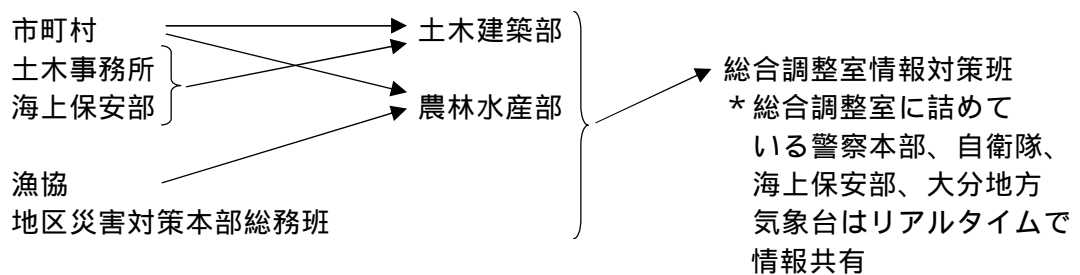
総合調整室情報対策班及び土木建築部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ホ) 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

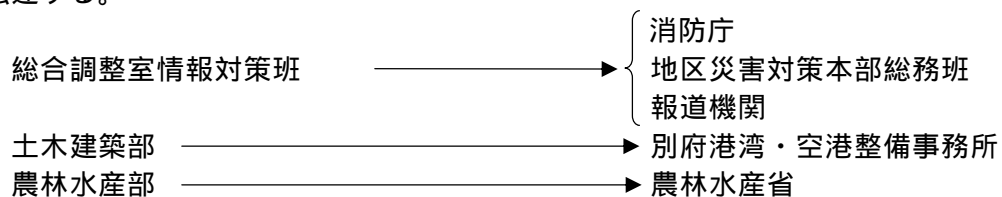
〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報対策班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

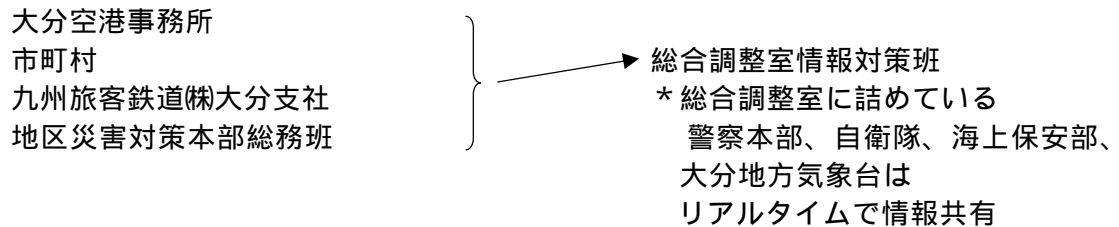
総合調整室情報対策班、土木建築部及び農林水産部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(へ) 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報

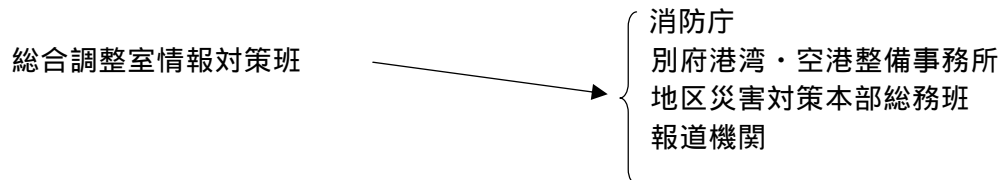
〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報対策班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

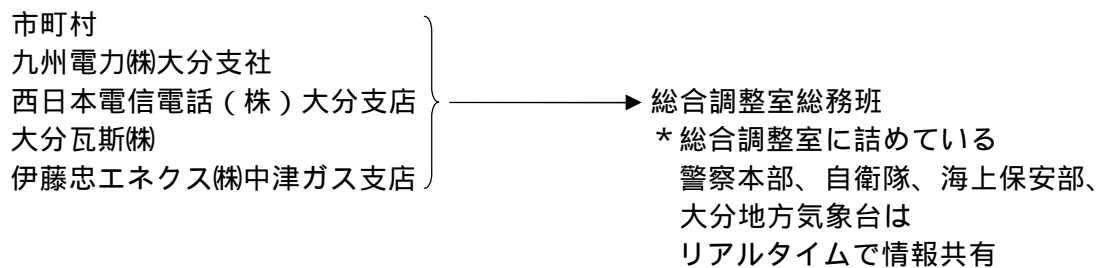
総合調整室情報対策班は収集した情報を次のルートで伝達する。



(ト) 電気、上・下水道、電話、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報

〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、総合調整室情報対策班が次のルートから収集する。

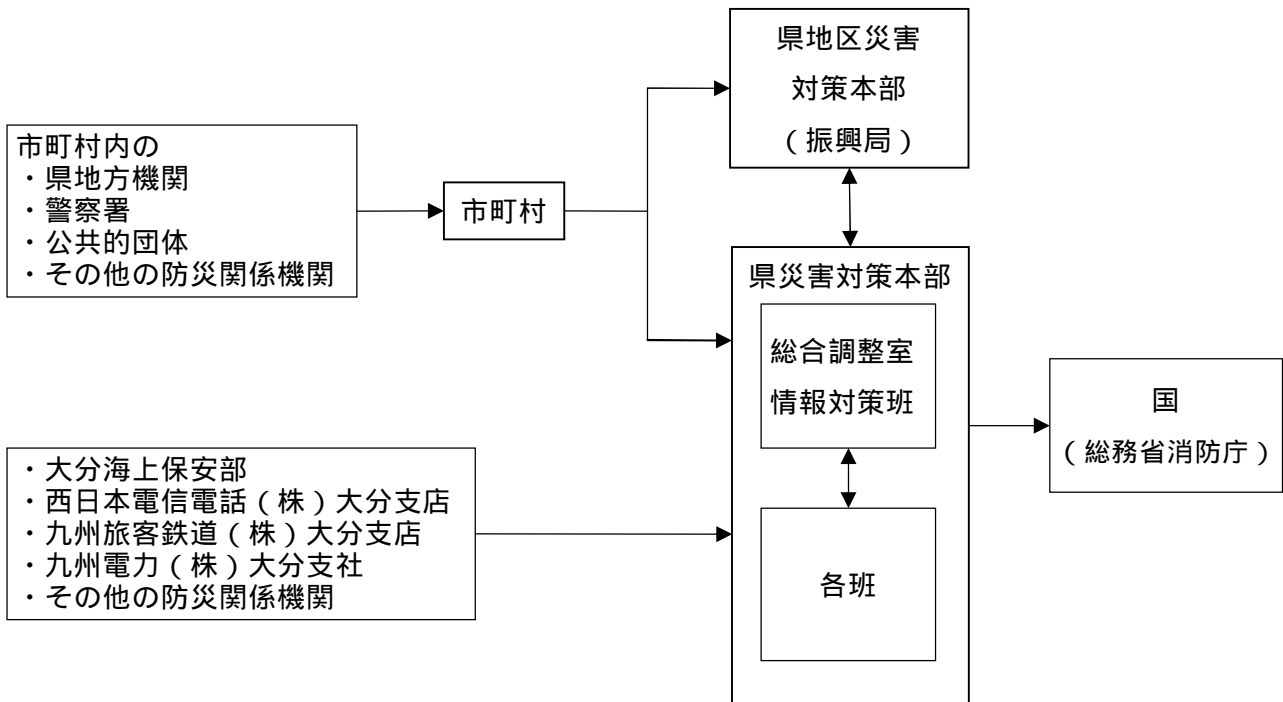


〔伝達〕

総合調整室は収集した情報を次のルートで伝達する。



(3) 総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。(収集系統)



(4) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ提出する。

4 市町村の災害情報・被害情報収集・伝達措置

市町村は、災害情報・被害情報の収集・伝達に関し以下の措置を地域防災計画等において定めるものとする。

- (1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置
- (2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置
- (3) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

5 他の防災関係機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、県及び市町村が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が調査収集した災害情報等について、努めて県及び関係市町村に通報又は連絡を行うものとする。
- (2) 県内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に当該出先事務所又は事業所等の所在地を管轄する市町村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

< >内は主に担当する班等

被害情報の収集<福祉保健部地域福祉推進室>

厚生労働省社会・援護局総務課へ災害発生の情報提供(第一報)<福祉保健部地域福祉推進室>

総合調整室情報対策班及び応急対策班が把握した情報の入手<福祉保健部地域福祉推進室>

基準に達した場合

災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部地域福祉推進室>

災害救助法適用に関する厚生労働省との調整<福祉保健部地域福祉推進室>

厚生労働省社会・援護局総務課への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議

災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立

関係市町村への連絡<福祉保健部地域福祉推進室>

* 通信手段は第3節参照。

関係地方本部への連絡<福祉保健部地域福祉推進室>

本庁各部局への連絡<福祉保健部地域福祉推進室>

日赤大分県支部への連絡<福祉保健部地域福祉推進室>

報道機関への連絡<総合調整室情報対策班>

* 知事が発表する。

1 災害救助法適用に関する県の活動

県内で地震・津波による被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1) 被害情報の収集

福祉保健部地域福祉推進室は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報対策班及び応急対策班から入手する。また、N T T回線が利用可能な場合は、市町村、地区災害対策本部保健所班等に対しても被害情報の収集依頼及び確認を行う。

(2) 厚生労働省への第一報

福祉保健部地域福祉推進室は、厚生労働省社会・援護局総務課に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

(3) 知事決裁

福祉保健部地域福祉推進室は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは、知事の決裁の手続きを行う。

(4) 厚生労働省への情報提供

福祉保健部地域福祉推進室は、災害救助法適用基準に該当した旨を、厚生労働省社会・援護局総務課に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部地域福祉推進室は、災害救助法適用について該各市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

- イ 関係市町村
- ロ 関係地区本部
- ハ 報道機関（知事が発表する）
- ニ 各部局
- ホ 日本赤十字社大分県支部
- ヘ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

2 災害救助法適用基準

(1) 第5節で情報収集した被害が市町村の区域単位で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

イ 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯（生活を1にした実際の生活の単位の数）	30	40	50	60	80	100	150

(注) 被害の認定基準

- (A) 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- (B) 「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (C) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。
- (D) 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
- (E) 「半壊（焼）」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、

具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

- (F) 「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (G) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
- (H) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。
- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (J) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。
- (K) 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (L) 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

□ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30	40	50	75

八 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

二 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(厚生労働省令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

- (イ) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。
- (ロ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

(厚生労働省令で定める基準)

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ロ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

- (イ) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。
- (ロ) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。
- (ハ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。
- (ニ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。
- (ホ) 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合。
- (ヘ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。
- (ト) 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合。
- (チ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

3 災害救助実施体制

(1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

イ 災害対策本部及び地区災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて市の応急救助を支援し又は指導する。

ロ 関係部局

災害対策本部及び地区災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力をを行うものとする。

ハ 福祉保健部地域福祉推進室

災害救助法に基づく事務処理を行う。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の災害時要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 災害時要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であれ

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第6節 災害救助法の適用及び運用

救助の種類	対 象	期 間	備 考
与	事ができない者		ばよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から 1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者(埋葬を除く)	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

ロ 情報提供

(イ) 救助の実施に関する事務の一部を委任されている市町村においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、当該市町村災害対策本部応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控として保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

(ロ) 各班長は、各責任者から提出された救助実施記録日計表又は報告事項を取りまとめ、その結果を市町村災害対策本部の企画調査を担当する班長(応急救助部門の総括者)へ報告する。ただし、災害発生直後にあっては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。

(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を把握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部地域福祉推進室へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。

八 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市町村長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第7節 市町村への支援

市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

管内市町村への初動期活動支援及び市町村における応急対策の状況把握

応急対策に関する情報収集<地区災害対策本部総務班>

支援体制の強化の必要性についての判断<地区災害対策本部地区本部会議>

市町村への支援体制強化の必要性について総合調整室情報対策班へ連絡<地区災害対策本部総務班>

* 通信手段は第3節参照。

支援体制強化の必要があると判断された場合

市町村への支援体制の強化

被災地に持込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立<通信・輸送部通信班>

現地災害対策本部の設置<総合調整室総務班>

被災市町村からの応援要請<総合調整室応急対策班>

被災市町村から応援要請があった場合

被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介

被災市町村が応援要請できない場合

自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介

職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行

1 市町村における応急対策に関する状況把握等

県内で震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波の津波警報が発表された場合、以下の活動を迅速かつ的確に行い市町村への支援体制を確立することにより、被災者への応急対策の実施を図る。

(1) 市町村における応急対策に関する情報収集

地区災害対策本部総務班は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握する。

(2) 支援の必要性についての判断

地区災害対策本部地区本部会議は、(1)の情報に基づいて、市町村を支援する必要があるかどうかを判断する。

(3) 総合調整室情報対策班への報告

地区災害対策本部総務班は、(2)の判断結果を総合調整室情報対策班に報告する。

2 市町村への支援

1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

(1) 地区災害対策本部職員の派遣

地区災害対策本部総務班は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。

(2) 現地災害対策本部の設置

特に甚大な被害が発生した地域があるときは、総合調整室総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。

(3) 被災地への防災行政無線の持ち込み

被災市町村における防災行政無線等が使用不能となった場合には、通信・輸送部通信班が防災行政無線を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完することとする。

3 被災市町村からの応援要請

被災市町村から応援要請があった場合又は被災市町村が応援要請できない場合については、平成10年に締結した「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき支援を行う。

(1) 被災市町村から応援要請があった場合

被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

(2) 被災市町村が応援要請できない場合

被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

また、被災市町村の長などが所在不明の場合、知事が地方自治法第252条の17の8の規定に基づき、臨時代理者を指名し、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、職員を派遣して臨時代理者を支えながら被災市町村の事務を代行する。

第8節 広域的な応援要請

県内において地震・津波の大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく、県の主な活動〕

< >内は主に担当する班等

災害情報・被害情報の収集・分析

- 総合調整室情報対策班が収集した災害・被害情報（第5節）の入手
- 総合調整室情報対策班及び市町村の応急対策状況に関する情報（第7節）の入手
- 災害対策本部各部の応急対応能力の把握
- 広域応援要請の必要性和応援要請先についての検討
- 検討結果の総合調整室広域応援対策班への報告

広域応援要請が必要と判断される場合

応援の受入れ方法について検討<総合調整室総務班・広域応援対策班、災害対策本部各部>

- 第5節で得た情報を基に受入れに当たっての交通ルートを検討
- 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討

応援要請<総合調整室総務班・広域応援対策班>

- 事前に応援協定を締結している国・都道府県等へ応援要請
- 他の防災関係機関へ応援要請

関係市町村・地区災害対策本部・防災関係機関への連絡<総合調整室情報対策班>

1 県における広域応援要請の実施

(1) 組織体制

- イ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、総合調整室広域応援対策班が、応援を受け入れるかどうかを検討する。
- ロ 国において、被災地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総合調整室総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。

(2) 災害情報・被害情報の収集・分析

- イ 各部局は、総合調整室情報対策班が収集した以下の情報を入手する。
 - (イ) 災害情報・被害情報（第5節）
 - (ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報（第7節）
- ロ 総合調整室総務班・広域応援対策班及び災害対策本部各部は、下記の(3)から(5)の広域応援要請の必要性和応援の要請先について検討する。

(3) 他の都道府県等への応援要請

- イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請

県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県知事に対し応援を要請する。

(イ) 応援の要請

総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、関係県に直接または九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、応援の要請を行う。

(ロ) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

職員の派遣

食料、飲料水及び生活必需品の提供

避難施設及び住宅の提供

緊急輸送路及び輸送手段の確保

医療支援

その他応援のため必要な事項

ただし、被害が著しく、速やかに必要な応援要請内容の把握をすることが困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部に対して、応援要請地域を指定して応援を要請する。

ロ 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援要請
上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、上記協定に基づき、関西広域連合の構成府県に応援を要請する。

(イ) 応援の要請

総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、関西広域連合への応援要請を行う旨を申し入れる。この際、可能な範囲において、次の事項を明らかにする。

被害の状況

応援を要請する内容

応援を要請する地域及び当該地域までの経路

その他応援にあたって留意すべき事項

(ロ) 応援要請の種類

上記イの(ロ)に加えて「資機材の提供」

ハ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

(イ) 応援の要請

総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

施設、提供業務の種類又はあっせんの内容

職種及び人数

応援区域又は場所及びそれに至る経路

応援期間(見込みを含む)

前各号に定めるものの他必要な事項

(ロ) 応援要請の種類

被災地における救援・救護

災害応急・復旧対策

復興に係る人的物的支援

施設若しくは業務の提供またはそれらのあっせん

二 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援要請
機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。

(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請

国又は都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし、総合調整室総務班は、総務部人事課と協議する。

イ 県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

(イ) 派遣を要請する理由

(ロ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ハ) 派遣を必要とする期間

(ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ホ) その他職員の派遣について必要な事項

ロ さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣についてあっせんを求める。

(イ) 派遣のあっせんを求める理由

(ロ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ハ) 派遣を必要とする期間

(ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ホ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ハ 他の都道府県に対する職員の派遣要請は、上記1の(3)に基づき実施するほか、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請を行う。

(5) 消防広域応援

総合調整室総務班は、県内の消防力に対応が困難であると認める場合には、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請する。

2 応援の受け入れ

(1) 連絡体制の確保

総合調整室広域応援対策班は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受け入れ体制の確保

イ 応援要請が必要と判断された場合、総合調整室総務班・広域応援対策班と通信・輸送部輸送調整班は、以下の点について検討する。

(イ) 受入れにあたっての交通ルート（第5節の情報を基に）

(ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

ロ 総合調整室広域応援対策班は、応援を要請する地域とその内容及び前記イの検討結果を要請先に通知する（通信手段については第3節で掌握された通信手段を用いる。）。

ハ 総合調整室情報対策班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(3) 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

第9節 防災ヘリコプターの運航体制の確立

災害が発生した場合、県は「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で又は市町村等からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を下記により運航し、被災者の捜索・救助活動等を行う。

1 活動内容

- (1) 災害応急対策活動.....地震、津波、台風等の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等への伝達及び被災地への緊急物資等の搬送
- (2) 災害予防対策活動.....住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等
- (3) 救急活動.....山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送
- (4) 救助活動.....海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助
- (5) 火災防御活動.....林野火災等における空中からの消火活動、情報収集
- (6) ヘリTV活動.....地震、風水害等の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

2 運航管理体制

- (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部長（統括管理者）が行う。
- (2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。
- (3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（防災航空管理者）が処理する。
- (4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。

3 基地及び場外離着陸場

- (1) 基地は大分県央飛行場（豊後大野市大野町）とする。
- (2) 各市町村は管内に最低1か所以上の場外離着陸場を確保し、（平成24年2月29日現在県内121箇所）災害時や緊急時の防災ヘリコプターの有効活用に供するものとする。

4 運航体制及び時間

- (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は3県（大分・熊本・宮崎）応援協定により対応する。
- (2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。

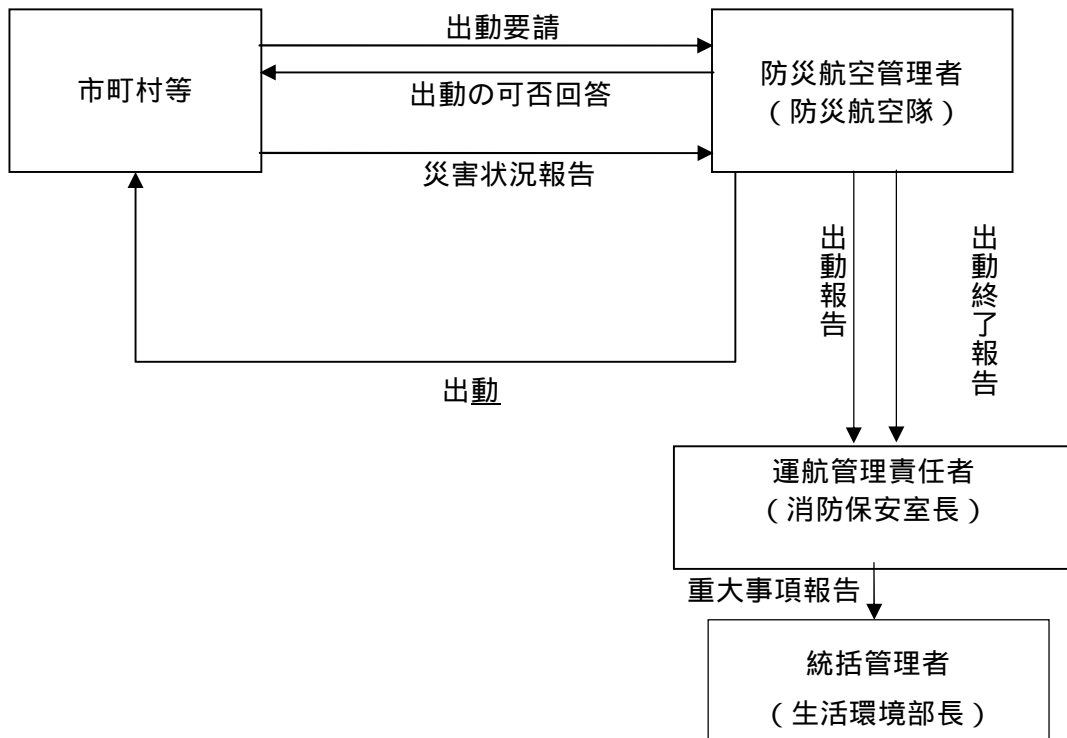
5 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

6 緊急運航要請に係る手続

(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



(2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。

7 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代 2592-2
電話 0974-34-2192
FAX 0974-34-2195
緊急運搬要請専用電話 0974-34-3136

8 連携体制の整備

(1) 大分・熊本・宮崎の三県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。

(2) 各種訓練等を通じて、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。

第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

自衛隊の災害派遣のための組織体制確立＜総合調整室総務班＞
自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ

災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

第5節で収集した情報の分析＜総合調整室応急対策班＞

市町村等からの派遣申請の受理＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

派遣要請事項の検討（自衛隊連絡幹部等との事前協議）＜総合調整室統括スタッフ会議＞

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合

派遣要請＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監）＞

自衛隊指定部隊の長等へ連絡＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災危機管理課長）＞

第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡＜総合調整室情報対策班＞

活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡＜総合調整室総務班＞

災害派遣調整のための体制確立＜総合調整室総務班、災害対策本部各部＞

* 派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。

* 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総合調整室総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。

1 自衛隊の災害派遣

知事等（知事、第七管区海上保安本部長、大阪航空局大分空港事務所長）は災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、防衛大臣（自衛隊指定部隊の長）に対し災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、次のとおりとする。

自衛隊の自主派遣の判断基準

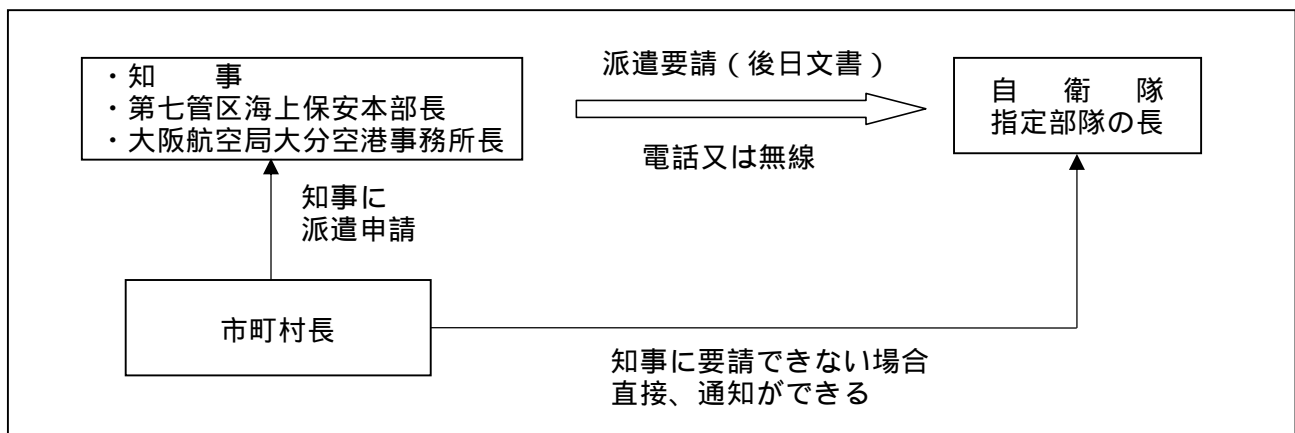
（1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
イ 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
ロ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待たないとまがないと認められること。
*(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

(2) 要請先等

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地) 別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地) 大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-211	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地) 玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地) 福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域
	西部方面總監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地) 熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256,2257	總監	九州・沖縄(大分県含む)全域
海上 自 衛 隊	呉地方總監部 防衛部第3幕僚室 広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監	大分県沿岸部全域を管轄
航空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課 福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2333~4 FAX 092-581-4031 内線6923	司令官	大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課 大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科 佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370	隊長	呉地方總監部との連絡調整

(3) 要請連絡先及び連絡方法

- イ 生活環境部防災危機管理課：大分市大手町 3-1-1
電話 097-536-1111 内線 3152~3154 FAX 097-533-0930
097-506-3155,3152(ダイヤルイン)
097-534-1711,1713(直通)
防災行政無線 200-264,204 FAX 200-387
- ロ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10
電話 093-321-2931
- ハ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町系原字大海田
電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置

(1) 組織体制の確立

- イ 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は、総合調整室総務班とする。
 - ロ 災害対策本部を設置した場合、総合調整室総務班は、自衛隊連絡幹部等を総合調整室に受け入れる。
 - ハ 本部長（知事）は、本部会議に自衛隊連絡幹部等の出席を求めることができる。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整
- イ 総合調整室統括スタッフ会議は、第5節で収集した災害情報・被害情報、第7節で把握した市町村の対応状況を基に、自衛隊の災害派遣要請の必要性について検討する。
 - ロ 総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班は、市町村長、警察署長その他これに準ずる官公署の長（以下「市町村長等」という。）から自衛隊の災害派遣の申請を受理する。
 - ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。
この際、県の総合窓口である自衛隊第41普通科連隊（別府駐屯地）に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。（自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。）
- ニ 総合調整室長は、自衛隊連絡幹部等との派遣事前調整（協議）結果を踏まえ、知事に対し自衛隊の派遣要請を上申する。（又は意見具申する。）
- (3) 派遣要請
- イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合
の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第41普通科連隊長又は上級部隊長とする。
なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災危機管理課長の順位で知事の職務を代行するものとする。
 - ロ イの要請は、要請先に対して次の事項を明らかにした上で行うこととする。
（イ）災害の状況及び派遣を要請する事由
（ロ）派遣を希望する期間
（ハ）派遣を希望する区域及び活動内容
（ニ）その他参考となるべき事項
 - ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報対策班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総合調整室総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報対策班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。
- (4) 災害派遣調整のための体制確立
- イ 総合調整室総務班及び派遣要請事項を所管する災害対策本部各部は、自衛隊及び関係市町村等との連絡調整を図るため、必要に応じて連絡職員を指名し自衛隊の派遣地に派遣する。
 - ロ 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総合調整室総務班及び災害対策本部各部が自衛隊連絡幹部等と協議する。
- 4 市町村等の自衛隊の災害派遣のための措置
- (1) 災害派遣の要請
- イ 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
 - ロ 市町村長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長

に通知することができる。

八 市町村長は、イ・ロの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の方法

市町村長等が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

イ 災害の情况及び派遣を要請する事由

ロ 派遣を希望する期間

ハ 派遣を希望する区域及び活動内容

ニ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

(3) 市町村における派遣部隊の受入体制

市町村は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

イ 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

ロ 連絡調整員の指定

市町村側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ハ 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。

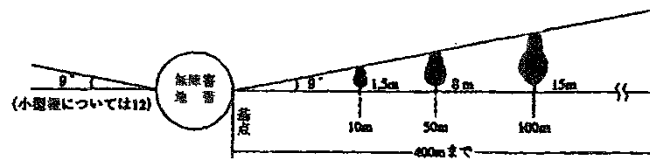
この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

ニ 臨時ヘリポートの設定

(臨時ヘリポートの基準)

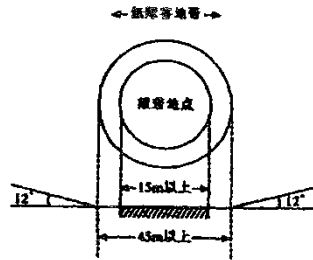
(イ) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

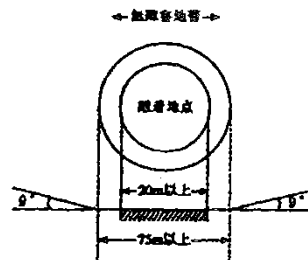


着陸地点及び無障害地帯の基準

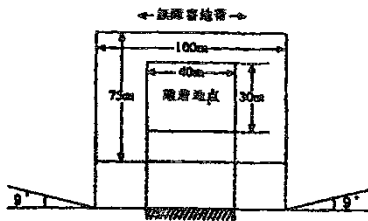
a 小型機 (OH-6) の場合



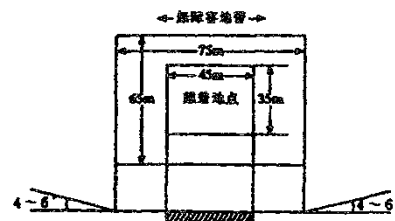
b 中型機 (HU-1) の場合



c 大型機 (V-107) の場合

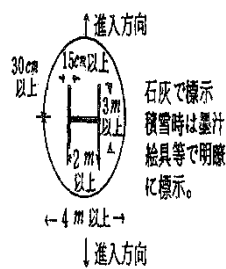


d 大型機 (CH-47, HSS-2B, SH-60I) の場合

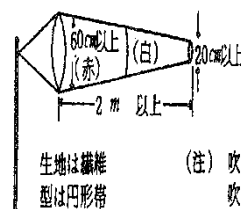


(ロ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

(八) 危険予防の措置

離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

ホ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

ヘ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、

速やかに情報の提供を行うものとする。

ト その他

その他必要な事項は、市町村地域防災計画に定めるものとする。

5 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- イ 被害状況の把握
- ロ 避難の援助
- ハ 遭難者等の捜索援助
- ニ 水防活動
- ホ 消防活動の支援
- ヘ 道路又は水路の啓開
- ト 応急医療、救護及び防疫
- チ 人員及び物資の緊急輸送
- リ 炊飯及び給水
- ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ル 危険物の保安及び除去
- ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ロ 他人の土地等の一時使用等
- ハ 現場の被災工作物等の除去等
- ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- ホ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容
交	ド ー ザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし
		中 型	
		大 型	
通	バスケットローダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
	クレーダ		1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
等	トラッククレーン (20トン)		1. 重量物の吊り上げ(クレーン) 2. 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

	ダン プ	2 1/2ト、3 1/2ト	土砂運搬	
		4トン		
	油圧シャベル		側溝掘削	
	橋（人員用）		人員の通過	
	（車 両用 橋）	鋼製道板橋（MZ）		車両の通過
		浮のう橋（M4AZ）		〃
		自走架柱橋		〃
		自走浮橋		〃
ボート		人員、物量の水上輸送		
給水給食	浄水セット		浄水（1セットの展開に約10m ² の地積が必要）	
	野外炊事1号		給食	
消毒 ・ 衛生	除染車			
	化学加熱器			
	噴 霧 器	背負式		
		車載式		
		動力型		
	入浴セット		入浴	
洗濯セット		洗濯		

6 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

7 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、知事等は自衛隊に対し撤収の要請をするものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

8 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。
 細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第11節 他機関に対する応援要請

1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 九州・山口9県災害時応援協定
- (3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (4) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (5) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
- (6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定
- (7) 大分県防災ヘリコプター応援協定
- (8) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
- (9) 防災画像情報の相互協定に関する協定
- (10) 災害時における放送要請に関する協定
- (11) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
- (12) 大規模災害発生時における相互協力に関する協定
- (13) 緊急・救援輸送に関する協定
- (14) 大分DMATの派遣に関する協定
- (15) 災害時の医療救護に関する協定
- (16) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定
- (17) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定
- (18) 緊急給水車による支援活動に関する契約書
- (19) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定
- (20) 災害時における食料の調達に関する協定
- (21) 災害時における木材物資の調達に関する協定
- (22) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定
- (23) 災害時における被災者等の支援に関する協定
- (24) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
- (25) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- (26) 災害時等における安全確認作業等についての協定書
- (27) 災害時における緊急作業等に関する協定
- (28) 土砂災害防止のための活動に関する協定
- (29) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定

2 広域応援要請に関する事項は、「第3部 第2章 第8節 広域的な応援要請」に記載のとおりである。

3 (1) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

(2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知するものとする。

(3) 市町村長は、(1)・(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

- 4 自衛隊の災害派遣に関する事項は、「第3部 第2章 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立」に記載のとおりである。
- 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。
- 7 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めるときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる広域緊急援助隊等の援助の要請を行うものとする。
- 8 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第12節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保）は、この節に定めるところによって行うものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

* 市町村その他の防災関係機関からの人員の確保要請を受け付ける。＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、それぞれの防災関係機関において実施するものとし、県は関係機関からの要請に応じて、これらの者の供給あっせんを行うものとする。

2 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

県による技術者、技能者及び労働者の確保が必要な場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

（1）災害応急対策の遂行に必要な人員の確保状況の把握

- イ 災害対策本部各部は、人員の確保が必要な場合、総合調整室総務班にその旨を連絡する。
- ロ 総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付ける。

（2）各部等における人員の確保

- イ 総合調整室総務班は、庁内職員の応援について調整を行う。
- ロ 総合調整室総務班は、国、他都道府県、市町村への職員の応援要請について調整を行う（第8節参照。）。
- ハ イ、ロによっても人員の確保が困難な場合、総合調整室総務班は大分労働局に対して所要人員の確保を求める。
- ニ イ、ロ、ハによっても人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合、総合調整室総務班は災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（（3）及び（4））を行う。

（3）技術者、技能者の強制確保

知事は、技術者、技能者を確保するため特に必要がある場合は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第24条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

〔災害対策基本法第71条〕

（都道府県知事の従事命令等）

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収容し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第12節 技術者、技能者及び労働者の確保

2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

〔災害救助法第24条〕

第24条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第31条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第31条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 第1項及び第2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

4 第23条の2第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に、これを準用する。

5 第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(4) 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、市町村長に業務が委任された場合は、市町村長が行う。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗れ及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注)他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注)上記のほか激甚災害等特殊な場合には、厚生労働大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ)「遺体埋葬のための労働者」

第12節 技術者、技能者及び労働者の確保

- (ロ) 「炊出しのための労働者」
 - (ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」
- 期間
- それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第13節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

組織体制の確立<災害対策本部>
被災者救援部災害ボランティア調整班の設置

ボランティア・NPO等の活動の支援<被災者救援部ボランティア調整班>
ボランティア活動に関する総合調整
ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、県内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、県及び市町村においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 県の組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に「ボランティア調整班(以下「班」という)」を設置する。

(1) 班の構成機関等

県、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という)で構成し、県が班を総括する。

(2) 班の役割

イ 県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

ロ 総合調整室情報対策班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県社協の協力を得ながら県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。

ニ 災害発生後直ちに、県社協事務局内に設置される「県社協災害ボランティアセンター」に対し、連絡調整のため班員を派遣する。また、必要に応じて県社協災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れるとともに、ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。

ホ 市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者支援班を派遣し、また、必要に応じて現地災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じて現地活動の後方支援を行う。

- ハ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に県社協災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。また、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。
- チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと調整のうえ、場所の提供に努めるとともに、上記へに準じて情報提供を行う。
- リ ボランティア活動に必要な各種資機材については、大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況等を勘案して提供するよう努める。

(3) ボランティア・NPO等の受入及び配置

- イ ボランティア・NPO等の受入及び配置については、現地災害ボランティアセンターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。
- ロ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

専門ボランティア・NPO活動例

- ・ 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- ・ 被災者の健康管理やカウンセリング
- ・ 災害応急対策物資など資財の輸送
- ・ 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- ・ 外国人に対する通訳
- ・ その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

一般ボランティア・NPO活動例

- ・ 炊き出し等食事の提供
- ・ 救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・ 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・ 危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・ その他被災者の生活支援に関する活動

(4) ボランティア・NPO等の安全確保等

現地災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

第14節 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

〔本県に災害対策本部が設置された場合の本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

交通機能が停止した場合の行動に関する情報提供<総合調整室情報対策班、地区対策本部総務班>

交通情報の収集・提供、徒歩帰宅者に対する情報提供地点の確保及び誘導<総合調整室情報対策班、治安対策部交通班、地区災害対策本部総務班・被災者救援班>

帰宅のための支援方針の決定<総合調整室統括スタッフ会議、市町村>

バス、海上及び水上輸送等の代替交通手段の確保のための交通事業者との調整<通信・輸送部輸送調整班>

帰宅途中で救護が必要になった人の救護、避難所等への誘導<治安対策部交通班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班、市町村>

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 県民、事業所等への情報提供

県、市町村及び防災関係機関においては、県民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

総合調整室統括スタッフ会議及び市町村は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、通信・輸送部輸送調整班は、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

市町村その他の防災関係機関からの応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保要請の受け
< 総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班 >

応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給 < 物資支援部救援物資班 >

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとし、県は防災関係機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

2 県における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

県による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

物資支援部救援物資班は各部局等の主管課に物資の調達を依頼し、各部局等の主管課は、部内各課又は指定地方行政機関の保有する物資及び資機材の供給を求める。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

物資支援部救援物資班は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図る。

とともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章 第8節 広域的な応援要請の確立」に準ずる。

(4) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、県内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては県外業者等から調達供給するものとする。なお、県外業者等から調達供給する場合は、当該地の都道府県知事又は九州経済産業局長に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 指定地方行政機関が実施する物資及び資機材の調達措置

(1) 指定地方行政機関は、県の行う物資及び資機材の調達供給措置に協力する。

(2) その他の防災関係機関において、応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるために、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、知事又は指定地方行政

第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

機関の長に対し必要な物資及び資機材の調達あっせんを求め、その調達供給を行う。

- (3) 九州経済産業局は、防災関係物資及び資機材の適正な価格による円滑な供給の確保を図るため必要な措置を行うものとする。

第16節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な行動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

* 災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災関係機関がその全機能をあげて実施するものとする。

* 陸上輸送体制

道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

交通状況についての情報収集・把握＜通信・輸送部通信班、治安対策部交通班＞

交通規制の実施＜社会基盤対策部公共施設班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

緊急交通路の確保＜通信・輸送部通信班、社会基盤対策部公共施設班・農林水産班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

県民への交通規制情報の提供＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付＜総合調整室総務班、治安対策部交通班、地区災害対策本部総務班＞

道路（緊急輸送道路）の応急復旧

交通施設の被害状況の把握＜社会基盤対策部公共施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

交通施設の被害状況の警察署や関係機関への連絡＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

交通施設の応急復旧措置＜社会基盤対策部公共施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

交通施設の被害状況等の一般への周知＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

* 市町村、その他の道路管理者も同様の措置。

輸送手段等の確保

車両（県有、県有以外の民間車両）の確保＜通信・輸送部輸送調整班＞

燃料の確保＜通信・輸送部輸送調整班＞

自衛隊への応援要請＜総合調整室総務班＞

* 海上輸送体制

船舶交通の制限等の実施＜海上保安部（港長）＞

船舶交通の制限等の実施＜海上保安部（港長）＞

港湾、漁港の応急復旧<社会基盤対策部公共施設班・農林水産班、地区災害対策本部社会基盤対策班>

港湾・漁港の被害状況の把握及び応急復旧措置

* 市町村の漁港管理者も同様の措置。

輸送手段の確保<総合調整室総務班>

自衛隊や海上保安庁等の艦艇、船舶の協力要請

* 航空その他輸送体制

必要に応じて関係機関へ要請<総合調整室総務班>

1 県と市町村等との役割分担

(1) 市町村の役割

イ 市町村が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市町村が行う。

ロ 市町村長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化(総合調整室)し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ハ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等

ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

イ 上記(1)の続行

ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

ニ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

イ 上記(2)の続行

ロ 災害復旧に必要な人員及び物資

ハ 生活必需品

3 市町村での輸送拠点(緊急輸送基地)の設置

予め市町村において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への

輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の緊急輸送基地を使用することが効率的、効果的な場合は、通信・輸送部通信班が当該市町村に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、通信・輸送部輸送調整班が他の部局及び機関の協力を求めてこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市町村長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（"）		" 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		" 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		" 7日以内
救 援 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	" 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	" 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	" 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		" 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- イ 輸送費（運賃）
- ロ 借上料
- ハ 燃料費
- ニ 消耗品器材
- ホ 修繕料

(3) 輸送実施市町村長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

イ 交通状況の収集・把握

通信・輸送部通信班及び治安対策部交通班は、関係機関の協力を得て、常に県内の交通事情を収集、把握して総合調整室情報対策班に報告する。

ロ 交通規制の実施

(イ) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法第46条第1項

(ロ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
大分自動車道	各IC	高速道路 交通警察隊	
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		

中九州横断道路	各IC	豊後大野	緊急通行車両以外の 車両の通行禁止・制 限 一般車両の迂回、誘 導
国道10号	*新山国大橋	中津	
	佐野、山下、岩崎、宇佐中入口	宇佐	
	堀	日出	
	九州横断道路入口、富士見通り	別府	
	西生石、大道入口、顕徳町	大分中央	
	宮崎、米良入口	大分南	
	久原	豊後大野	
	番匠、*大原	佐伯	
国道57号	*下菅生、天神	竹田	
国道210号	*高井町、小ヶ瀬	日田	
	新長野	玖珠	
	水分峠、医大挟間入口	大分南	
	羽屋	大分中央	
国道211号	*夜明三叉路	日田	
国道212号	*松原ダム入口	日田	
国道213号	*山国大橋、豊陽	中津	
国道326号	*上小野市	佐伯	
国道386号	*夜明大橋北	日田	
国道387号	*栃野	日田	
国道496号	*山国バイパス	中津	
県道別府一宮線	*長者原	玖珠	

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

八 緊急交通路確保のための措置

(イ) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a. 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b. 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(ロ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ハ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(二) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(ホ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

- a. 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。
- b. 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。
- c. 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

二 県民への交通規制情報の提供

総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。

ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

(イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

- a. 知事部局 総合調整室総務班、地区災害対策本部総務班
- b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所

(ロ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

(ハ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。

(二) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

イ 交通施設の被害状況の把握

(イ) 市町村における措置

- a. 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路（「第2部第2章第6節 緊急輸送道路ネットワーク」）に定める緊急輸送道路とする。以下同じ）及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
- b. 区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(ロ) 県における措置

a. 地区災害対策本部における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所管区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路について地区災害対策本部社会基盤対策班がパトロール等を実施し、被災箇所（道路上のがれきの状況、盛土・法面の崩壊の状況、段差の有無、橋梁被災の状況

等)を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班及び土木建築部その他の道路管理者並びに所轄の警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

b. 災害対策本部における措置

- (a) 総合調整室情報対策班に主要道路の交通支障に関する報告又は通報があった場合は、これに対する必要な指示又は要請を行う。
- (b) 把握した情報は、必要に応じ総合調整室情報対策班を通じて、一般にその状況を周知するものとする。

c. 港湾施設の調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、道路の調査後、必要に応じ地区災害対策本部社会基盤対策班は港湾施設の被害状況調査を実施する。調査結果は、地区災害対策本部総務班を通じ、総合調整室情報対策班に報告する。

(八) その他の機関における措置

九州地方整備局各事務所、西日本高速道路(株)等においてもその管理する主要道路で、災害のため交通上支障が生じた場合、その状況を総合調整室情報対策班に通報し、応急措置に努めるとともに、所轄の警察署に対して通報する。

(二) 九州・山口9県災害時相互応援協定による広域緊急輸送道路の状況確認

総合調整室広域応援対策班は、「九州、山口9県災害時相互応援協定」に基づいた、「緊急輸送道路の確保についての実施要領」により、九州・山口広域緊急輸送道路について、各県の連絡担当課と情報を共有し、被災状況や復旧状況を把握する。

□ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(イ) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総合調整室応急対策班等は、必要に応じ上記(1. 交通施設の被災状況の把握)や第5節(災害情報・被害情報の収集・伝達)により報告を受けた各管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(ロ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

総合調整室応急対策班、通信・輸送部通信班、社会基盤対策部公共施設班・農林水産班等は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案(復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等)し、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

八 交通施設の応急復旧

(イ) 道路啓開及び復旧の体制の把握

社会基盤対策部公共施設班は、必要に応じて土木事務所ごとに大分県建設業協会各支部の会員の被災状況や啓開復旧体制(重機、作業員、運搬車、資材の確保)について、支部または会員に直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制(人員や重機等の量)を把握する。

また、九州地方整備局や西日本高速道路(株)の所管する道路の復旧計画・状況や九州地方整備局などの資機材の貸与可能数について把握する。

(ロ) 道路啓開の実施

地区災害対策部社会基盤対策班をはじめ各道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また、土木事務所は、必要に応じ他の土木事務所と連携し、道路啓開を実施する。

(ハ) 応急対策の実施

a. 短期的対策

各道路管理者は、道路啓開後、輸送用トラック等の通行を可能とするため、路面の段差補修など応急対策を実施する。

b. 中期的対策

各道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(二) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班を通じて総合調整室総務班に出動要請を依頼する。

(3) 輸送手段等の確保

イ 車両の確保・配車

車両(県有車両、県有車両以外)の確保は、通信・輸送部輸送調整班が担当し、災害対策本部及び地区災害対策本部各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め総合調整室総務班、治安対策部交通班及び地区対策本部総務班は迅速に緊急通行車両の確認を行うものとする。

(イ) 県有車両

a. 車両の確保

通信・輸送部輸送調整班は、本庁又は各地区災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

b. 輸送方法

輸送班を編制し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

(ロ) 県有車両以外(社団法人大分県トラック協会等)

a. 車両の確保

社団法人大分県トラック協会(以下、「県トラック協会」という。)との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定書(平成19年5月)」(以下「車両協定」という。)第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とする時は、総合調整室総務班は次に掲げる事項を明示して、文書(別紙1)により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

<明示事項>

- ・災害の状況及び応援を要する事由
- ・応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- ・物資積込み場所及び取り下ろし場所
- ・輸送品目(品名及び数量)
- ・その他参考となる事項

b. 輸送方法

aの要請に基づき、県トラック協会は協会員と調整のうえ協会員の車両により輸送するものとする。

c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請

輸送拠点(緊急輸送基地等)において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総合調整室総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会に必要な人員の派遣を要請するものとする。

□ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者等の支援に関する協定書」（平成18年10月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は通信・輸送部輸送調整班とする。

ハ 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総合調整室総務班が自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

6 海上輸送体制

(1) 海上交通規制及び海上輸送路の確保

イ 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部（港長）において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

□ 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求めるものとする。

ハ 海上輸送路の確保

(イ) 港湾及び漁港の管理者（以下「管理者」という。）は、海上保安庁、市町村、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班に報告する。

(ロ) 通信・輸送部通信班は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。

(ハ) 管理者は、自衛隊、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

イ 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

□ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

ハ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

イ 自衛隊の艦艇及び航空機

□ 海上保安庁の船艇及び航空機

ハ 大分県水難救済会所属救助船

ニ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相

互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。
なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

8 その他の防災関係機関が実施する輸送協力等

- (1) 大分空港事務所は、防災関係機関から航空輸送についての要請があった場合は、航空交通情報システム及び民間航空各社社用通信回線等で関係各社に派遣要請を行い、輸送に協力するものとする。

なお、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、その旨を周知するものとする。

- (2) 九州運輸局大分運輸支局は、民間輸送車両や船舶の確保を行い、輸送実施機関からの要請に応じて供給又はあっせんする。

- (3) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運(株)大分支店）及び指定地方公共機関（大分交通(株)、大分バス(株)、日田バス(株)、亀の井バス(株)、社団法人大分県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。

- (4) 九州旅客鉄道(株)大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。

なお、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

- (5) 日本貨物鉄道株式会社大分支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

第17節 広報広聴・災害記録活動

災害に関する広報広聴活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

広報広聴のための活動体制の確立

- 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供<総合調整室情報対策班>
- ライフライン関係機関との連絡体制の確立<総合調整室情報対策班>
- 報道機関への協力要請<総合調整室情報対策班>
- プレスルームの設置<総合調整室総務班>
- 庁内の複写機、印刷業者の稼働状況の確認<総合調整室総務班>

広報手段・方針の検討及び周知<総合調整室情報対策班>

- 迅速、的確な広報方針及び手続を検討し各部局へ伝達
- *記者発表、広報誌、チラシ、立て看板等各種広報手段の活用方針と手続を周知。

広報する情報の集約及び広報<総合調整室情報対策班>

- 総合調整室及び各部における広報情報の集約
- ライフライン関係機関職員からの情報集約
- 広報の実施

県民からの通報、問い合わせへの対応

- 専用電話の設置<総合調整室総務班、通信・輸送部通信班、地区災害対策本部総務班、通信・輸送班>
- 広聴活動の実施及び重要事項の関係部等への伝達<総合調整室情報対策班>

災害記録活動の展開<総合調整室情報対策班>

災害記録活動

1 広報広聴・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、災害時要援護者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット(県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア)、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、県民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 県の広報広聴・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報広聴・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。なお、総合調整室情報対策班は、各部局が行う広報活動の司令塔として、自ら行う広報活動の他、庁内の広報広聴体制の一元管理及び全体調整を行う。

イ ライフライン関係機関との連絡体制の確立

総合調整室情報対策班は、電気、ガス、水道、通信及び各種交通機関等のライフライン関係機関との間で情報連絡体制を確立する。

ロ 報道機関への協力要請

総合調整室情報対策班は、迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う。

ハ プレスルーム等の設置

プレスルームを設置し、情報を一元的に発信する。また、専用電話を設置し、県民等からの意見、問い合わせに応じる。設置を総合調整室総務班及び通信・輸送部通信班が、運営を総合調整室情報対策班が担当する。

ニ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

総合調整室総務班は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

総合調整室情報対策班は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ確かな広報の方針及び手続きを検討し、各部へ伝達する。その際には、記者発表、広報誌、チラシ、立て看板等各種広報手段の活用方針と手続きを周知する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

イ 総合調整室情報対策班は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

ロ 総合調整室情報対策班は、集約した情報を、(2)に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要性がある場合等においては、(2)の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広 報 手 段	広 報 先
口頭、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ、テレビ、各種広報紙、ビデオ、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、ビデオ、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、ビデオ、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	中央関係機関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
地震情報及び津波警報等	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	地震情報及び津波警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

ロ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (イ) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (ロ) 記事、写真、ビデオ、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ハ) その他
 広報内容に食い違い等が生じないように各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況
- (ヘ) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (ト) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

総合調整室情報対策班が行った広報のうち必要と認められるものについては、回覧等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報

を提供する。

(7) 県民からの通報、問い合わせへの対応

総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班は、専用電話により県民からの通報や問い合わせに応じる。重要事項については、関係対策部等へ伝達する。

(8) 災害記録活動

総合調整室情報対策班は、(1)～(7)の情報を集約し、また写真、ビデオ等を用いて災害を幅広く記録することに努める。

3 市町村の措置

市町村における広報広聴・災害記録の措置は、市町村地域防災計画の定めるところによるが、特に災害時要援護者に対して迅速・的確な広報活動を行うための措置を定めておくものとする。

4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置

その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

(1) テレビ・ラジオ、新聞等報道機関を通じての広報

(2) 広報車による広報

(3) チラシ、貼り紙、立て看板による広報

(4) 市町村防災行政無線(同報系)等を通じての広報(市町村へ依頼)

(5) その他適切な広報媒体を通じての広報

第3章 生命・財産への被害を最小限 とするための活動

- 第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等
- 第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導
- 第3節 津波からの避難
- 第4節 救出救助
- 第5節 救急医療活動
- 第6節 消防活動
- 第7節 二次災害の防止活動

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

本節は、地震・津波による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜総合調整室情報対策班＞

報道機関、県民安全・安心メール、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を通じた県民一般への呼びかけ
（必要に応じて、防災ヘリコプターの出動）

* 市町村は、防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）、広報車等により呼びかける。

災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達

市町村からの通報受信体制の整備＜総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班＞

市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合調整室情報対策班＞

市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合調整室情報対策班＞

* 市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

* 住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官は、その情報を遅滞なく市町村に通報する

1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

（1）基本方針

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、県及び市町村は、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

（2）県の措置

県内で震度5強以上の地震が発生した場合（第2章第4節参照）、総合調整室情報対策班は報道機関、県民安全・安心メール、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、災害時要援護者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは、大分県です。

ただいま、大分県地方に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見てください。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。落ち着いて点検してください。

また、ガスボンベは倒れていませんか。割れたガラスが落ちていませんか。部屋の中を点検

するときは、必ず靴を履きましょう。

津波やがけ崩れの危険のある区域の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。

今後、余震が続くと思われます。余震は本震ほど大きくなることはありません。しかし、ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意してください。

大分県では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。県民の皆さんは、落ち着いて行動してください。

(3) 市町村の措置

市町村は、自市町村内で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合（第2章第4節参照）市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、移动通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、災害時要援護者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

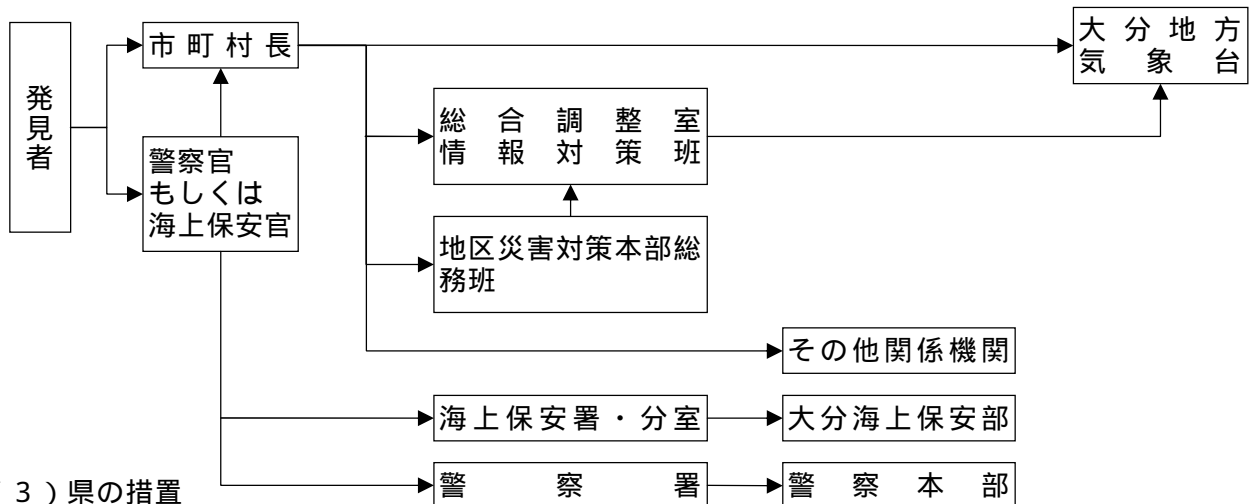
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する（災害対策基本法第54条）。

(2) 市町村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市町村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



(3) 県の措置

市町村からの通報は、総合調整室情報対策班及び地区対策本部総務班で受信し、関係部に伝達して必要な措置を求める。また、総合調整室情報対策班は、大分地方気象台に通報があった旨を伝達する。

3 津波に関する情報の住民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

イ 海面状態の監視

沿岸市町村は、津波警報・注意報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

ロ 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市町村長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市町村長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

(2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ - 津波に対する自衛措置 -

イ 市町村の措置

(イ) 津波は、場合によっては津波警報・注意報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、沿岸市町村は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

a. 市町村長は、自らの判断で、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう勧告、又は指示する。

b. 市町村は、テレビ、ラジオ放送を聴取するよう努める。

(ロ) 沿岸市町村は、県内沿岸部(津波予報区(大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸))に津波警報・注意報等が発表された場合、または、前(1)の海面監視で異常を覚知した場合、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

a. 市町村長は、海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、災害時要援護者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

b. 放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市町村長に津波警報・注意報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

ロ 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。また、報道機関から津波警報・注意報等が放送されたときも、同様の措置をとる。


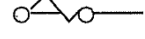
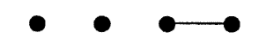

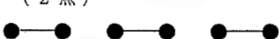
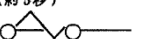

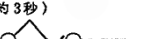
なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報するものとする。

ハ 住民への呼びかけ手段

県及び市町村は、広報車、市町村防災無線(同報無線)、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア)、サイレン、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識は次のとおりである。また、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

図「津波予報の標識」

〔呼びかけの例1〕

こちらは、市町村です。
 ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。
 大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。
 なお、避難の際には、車を使用しないでください。
 (繰り返し)

〔呼びかけの例2〕

こちらは、市町村です。
 津波情報をお知らせします。
 津波情報をお知らせします。
 ただいま、港で津波の第1波を観測しました。
 波の高さは、約メートルです。
 津波は何回も押し寄せてきますから引続き注意してください。
 (繰り返し)

〔呼びかけの例3〕有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは 市町村です。

時 分に、 沿岸に津波警報（津波注意報）が発表されました。

津波の高さは 沿岸では高いところで3 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは 沿岸では高いところで2 m程度の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。）

海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。

、 地区の住民の皆さんは、直ちに 、 へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。

避難する時には、車を使わないでください。

津波は繰り返し襲ってきます。津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

〔呼びかけの例4〕防災ヘリコプター（特に港湾内の船舶への呼びかけ例）

こちらは大分県です。

時 分に、 沿岸に津波警報（津波注意報）が発表されました。

津波の高さは 沿岸では高いところで3 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは 沿岸では高いところで2 m程度の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。）

海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。

、 地区の住民の皆さんは、直ちに 、 へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。）

避難する時には、車を使わないでください。

港の中の船舶は、直ちに港の外の、水深の深い、広い海域へ退避してください。

港の外に退避できない小型の船舶は、高いところに引き上げて、津波が来ても流されないようしっかり固定してください。

津波は繰り返し襲ってきます。津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま港外への退避を続けてください。

津波は繰り返し襲ってきます。津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

東日本大震災で1人の死者も出さなかった茨城県大洗町の防災行政無線の事例では、 普段は使用しない命令調の表現を用いたことや 同じ内容の繰り返しではなく具体的指示や津波の現況情報等放送内容を刻々と変化させたことにより緊急事態の雰囲気伝わり避難行動を促進したとされているため、地域の実情に応じた効果的な伝え方を検討しておく必要がある。

第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する避難の勧告・指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

市町村長は、避難の勧告・指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。

警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の勧告・指示及び避難誘導に積極的に協力する。

なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

避難勧告に係る関係機関への情報提供・指導<地区災害対策本部社会基盤対策班>
重要水防区域及び主要地すべり区域等における立退きの情報提供・指導

避難誘導<地区災害対策本部被災者救援班>
市町村が行う避難誘導への支援・応援協力
県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

避難状況に関する広報<総合調整室情報対策班>

1 避難勧告・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市町村長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛隊等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。

2 避難勧告・指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 事前避難(勧告)

余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。

ロ 緊急避難(指示)

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

八 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れたものを救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着換え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

リ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、地震時には次の点に留意する。

イ 避難場所の開設に当たって、市町村長は、避難場所の管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

ロ 被災市町村の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

イ 避難すべき理由（危険の状況）

ロ 避難の経路及び避難先

ハ 避難先の給食及び救助措置

ニ 避難後における財産保護の措置

ホ その他

(5) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

(イ) 避難実施責任者

(ロ) 避難の順位

- (八) 避難誘導責任者及び補助者
 - (二) 避難誘導の要領及び措置
 - (6) 車両等の乗客の避難措置
 - イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
 - ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。
- 3 市町村の実施する避難措置
- (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
 - (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
 - (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を総合調整室情報対策班又は所管の地区災害対策本部総務班に報告しなければならない。
 - (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
 - (5) 市町村は、避難措置の実施に関し、「市町村地域防災計画」に次の事項を定めておかなければならない。
 - イ 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - ロ 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
 - ハ 避難の伝達方法
 - ニ 地域ごとの避難場所及び避難方法
 - ホ その他の避難措置上必要な要項
- 4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置
- (1) 警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。
 - (2) 警察官は、前記(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。
 - (3) 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。
 - (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。

(2) 重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等

二次災害を防止するため、地区内で震度5強以上の地震が発生した場合（震度計がない場合は体感による）、地区災害対策本部社会基盤対策班は、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

震度5強以上の地震を観測した場合（震度計がない場合は体感による）、地区災害対策本部は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

イ 地区災害対策本部総務班は管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、総合調整室情報対策班に報告する。

ロ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、地区災害対策本部被災者救援班・物資支援班は必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の管理者は、必要と認める場合、2の(5)に基づき入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班に通報する。

また、地区災害対策本部被災者救援班は、2の(2)に準じて避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況に関する広報

総合調整室情報対策班は、災害対策本部各部及び地区災害対策本部総務班から避難に関する情報を入手し、報道機関に依頼して、一般に広報を行う

6 津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

(1) 沿岸の住民への避難勧告等の実施

沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3(2)イにあるとおり、市町村長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう勧告又は指示するものとする。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう勧告又は指示するものとする。

市町村長が必要と認める場合は、知事を通して、避難勧告又は指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。

(2) 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難地、避難場所、避難路を指示し、市町村職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、沿岸の住民等は、前第1節の3(2)ロにあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導

じたときは、あらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難を互いに協力して行うものとする。

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある海溝型地震の場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、活断層型地震による到達時間が短い津波を想定して行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

3 災害時要援護者の避難

(1) 地域における要援護者の避難

東日本大震災で被災し本県に避難された方々に、「ご高齢の方や障がいのある方など、お1人での避難が難しい方の避難の方法」について、伺ったところ、下記表のご意見を頂いた。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、要援護者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが分かった。

表

本県避難者からのご意見	被災時県
避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築しておくことが有効だと思います。	福島県
高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切だと思います。	宮城県
自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。 私の地区にも、知的障がいの独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに 来ている方との連携も必要。	福島県
ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
私は高齢ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうでとても不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いつらいのも不安でした。 お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ている所は来てくれる所もありました。そうでない所は、近所同士で見えあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
近所の人達の声かけが大切だと思います。	
よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しましょうというふうに近所の方との話し合いができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
実際に有効だったことは、近所の人声かけ(普段からも認識が必要)・見知らぬ人でも車に乗せる	福島県
各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げられるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
声かけ、定期的な避難訓練(大規模な災害想定で実施する) 実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。(5分遅かったら助かりませんでした)	福島県
85才の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
行政(市町村)の福祉専用車で避難させたり、(ワゴン車等で。)介護用品も一緒に。	福島県
(子どもが保育園児のため)あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保し、へたにお迎えに行ったら渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に	千葉県

保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。

(2) 施設における要援護者の避難

東日本大震災での下記、の事例から、施設職員のスピーディな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか 200 m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約 1.5km 北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する 5 台の車で、施設の利用者 96 人をピストン輸送することとし、14 時 50 分に最初の車が出発した。15 時 20 分頃に市役所の公用車 4 台が応援に加わり、15 時 30 分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして 144 人全員が避難を終えたのは 15 時 53 分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル 1 階にはがれきや車などを押し込んだ。

石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者 50 人と職員 30 人の計 80 人がいた。

介護施設「めだか」は、海から 400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に 4 回の避難訓練に取り組んでいた。

今回の震災では、鉄骨 2 階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約 20 分かかっていた避難時間も、5 分にまで短縮できたことが、今回の奏功に繋がった。

4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- ・懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- ・地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- ・すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難場所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や災害時要援護者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に災害時要援護者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

6 居住者等に求められる避難

- (1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、避難場所へ直ちに避難する。
なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メール・ツイッターなど、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令・勧告が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ）
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- (3) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関ごとにあらかじめ定めた避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
 - イ 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記(3)の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
 - ロ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報・注意報の解除まで警戒を続ける。

1 津波来襲までの時間的余裕がない場合とは

津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。

2 港外退避海域について

港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

要救出救助現場の状況把握<総合調整室応急対策班>

*情報の収集は「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づく。

応援の必要性和応援要請先について検討<総合調整室統括スタッフ会議>

応援が必要と判断された場合

応援の受け入れ方法について検討<総合調整室広域応援対策班>

交通ルートの検討(第2章第5節の情報に基づく)

応援隊の集結場所、活動拠点の検討

応援要請

消防庁(緊急消防援助隊等)<総合調整室広域応援対策班>

自衛隊(第2章第10節に基づく)<総合調整室総務班>

警察庁(広域緊急援助隊)<警察本部>

被災地外県内消防本部<総合調整室総務班>

活動調整体制の確立

連絡調整職員の現場への派遣<総合調整室総務班・広域応援対策班>

情報の集約・全体活動調整<総合調整室情報対策班・広域応援対策班>

必要な車両、資機材等の確保<物資支援部救援物資班、通信・輸送部輸送調整班>

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。県は、市町村において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町村からの要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 救出の対象者

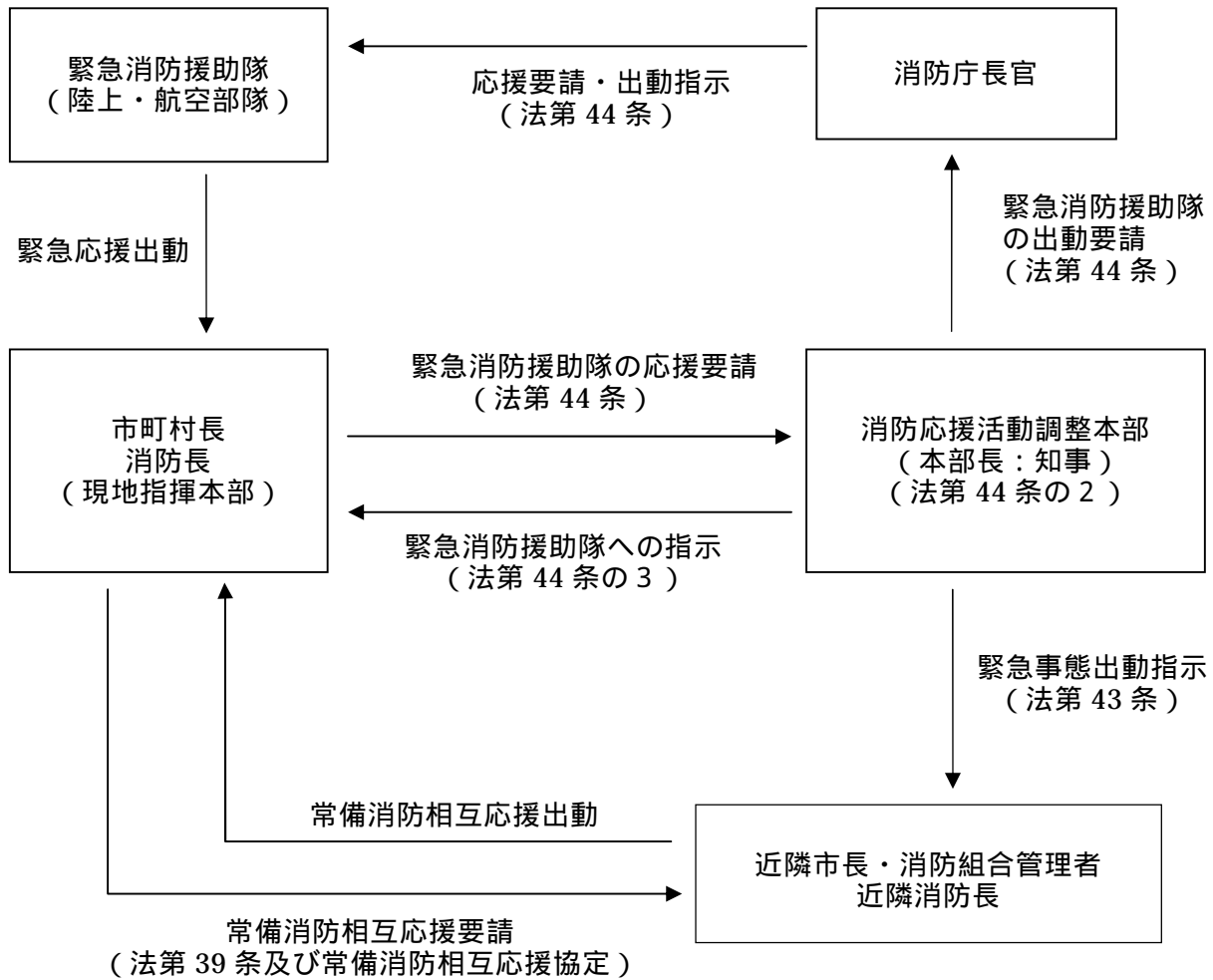
災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 市町村における救出救助

(1) 救出救助及び搬送は、市町村が、市町村地域防災計画の定めるところにより消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

(2) 市町村は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき

応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注) 法：消防組織法

4 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における大規模震災警備実施計画に定めるところによるものとする。

5 大分海上保安部における救出救助

- (1) 船艇、航空機を出動させ捜索救助を行う。
- (2) 状況に応じて、潜水土、特殊救難隊などを投入し捜索救出活動を行う。
- (3) 行方不明者を発見した場合は、応急措置をとりつつ関係機関と連携し移送する。

6 県が実施する救出救助

- (1) 要救出救助現場の状況把握
 総合調整室応急対策班は、要救出救助現場の状況把握を行う(情報の収集については第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照)。
- (2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村からの応援要請を基に、応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

総合調整室広域応援対策班は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討)

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

総合調整室広域応援対策班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等と協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

(1)~(3)を踏まえ、総合調整室総務班は次のイ及びロ、広域応援対策班はハ及びニ、県警本部はホの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。

イ 被災地外県内消防本部

ロ 自衛隊(第2章第10節に基づく)

ハ 九州・山口各県

ニ 消防庁(緊急消防援助隊等)

ヘ 他の都道府県警察広域緊急援助隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合調整室各班及び物資支援部救援物資班、通信・輸送部輸送調整班は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 連絡調整のための職員(総合調整室)を指名し現地へ派遣

ロ 現地対策本部に関係機関協議の場の設定

ハ 現地対策本部(地区災害対策本部総務班)からの情報の集約及び全体の活動の調整

ニ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は通信・輸送部輸送調整班が、資機材の確保は物資支援部救援物資班が、総合調整室広域応援対策班からの指示で実施する。)

なお、総合調整室情報対策班は、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

7 災害救助法の適用

福祉保健部地域福祉推進室は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用(直接搜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる)

ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料

費

- (3) 救出費用の限度額
必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。
- (4) 救出実施期間
救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (5) 市町村長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - イ 救助実施記録日計票
 - ロ 被災者救出用器具燃料受払簿
 - ハ 被災者救出状況記録簿
 - ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する（本節では、地震発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第5節に定める。）。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

医療情報の収集及び提供

医療情報の収集<福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班>
医療情報の提供<福祉保健医療部医療活動支援班>

救急医療活動の実施

医療救護所の設置<市町村>
災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣<応急対策福祉保健医療部医療活動支援班>
医薬品・医療資器材等の供給<応急対策福祉保健医療部医療活動支援班>
被災地内における救急医療活動の調整<市町村、地区災害対策本部保健所班>
広域的な救急医療活動の調整<応急対策福祉保健医療部医療活動支援班>

域外搬送及び広域医療搬送

域外搬送<総合調整室総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送調整班、市町村>
広域医療搬送<総合調整室総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送調整班>

1 救急医療活動の基本方針

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける）ため、県、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、医師会、災害拠点病院、大分DMAT指定病院、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等が密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名	発災 (緊急対策)	72時間 (応急対策)
県 福祉保健部	災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置 医療情報の収集及び提供 大分DMAT及び医療救護班への出動要請 災害医療コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請 医薬品・医療資器材等の確保 県外のDMAT及び医療救護班の出動要請 県外の医療機関に負傷者等の受入要請 広域医療搬送のためのSCUの設置要請	→
	保健所	医療情報の収集及び提供 → 医療機関の被災状況等の現地確認 被災地内における医療救護活動の調整
市町村	医療救護所の設置 → 地域の医療提供体制の確保 医療救護班の受入・調整 医薬品・医療資器材等の確保	
日本赤十字社 大分県支部	医療救護活動の実施 →	
災害拠点病院	重症患者等の受入・域外搬送 →	
大分DMAT 指定病院	被災津でのDMAT活動 → 災害医療対策本部での活動 →	
医師会	医療救護活動の実施 →	
看護協会	災害看護活動の実施 →	

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班と連携し、また、おおいた医療情報ほっとネット（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMISへの医療情報未入力の場合に、被災地内における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）を、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- イ 医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等）
- ロ 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ハ 透析患者等難病者が受診可能な医療機関の稼働状況
- ニ 負傷者の発生状況
- ホ 被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）
- ヘ 近隣県における受入可能医療機関

ト 道路交通状況

チ 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数

リ 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量

ヌ 医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況

ル 市町村が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び収容人数等の規模

(2) 医療情報の提供

福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。

なお、おおいた医療情報ほっとネット(広域災害・救急医療情報システム:EMIS)を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

4 救急医療活動の実施

(1) 災害医療対策本部の設置

福祉保健部は、県庁内に災害医療対策本部(DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等)を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

(2) 医療救護所の設置

イ 市町村は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

ロ 市町村は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班及び災害支援ナースの派遣

イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部及び大分県医師会に対し医療救護班の派遣を、大分県看護協会に対し災害支援ナースの派遣を要請する。

医療救護班及び災害支援ナースは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁(災害医療対策本部(DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等))への派遣を要請する。

(4) 医薬品・医療資器材等の供給

イ 市町村は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村又は医療機関から、医薬品・医療資器材等について調達の要請を受けた場合もしくは県が必要と判断した場合、備蓄している緊急医薬品等医療セットを供給する。また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。

ハ 医薬品・医療資器材等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、福祉保健医療部医療活動支援班は薬剤師会、医薬品卸業協会、医療機器協会の協力を得て医薬品・医療資器材等の供給を実施する。

(5) 被災地内における救急医療活動の調整

イ 被災地内の市町村は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

ロ 地区災害対策本部保健所班は、管内市町村毎の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市町村災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整

イ 県外のDMAT及び医療救護班の派遣

福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMATの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「災害時相互応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。

また、県内外及び県内被災地間におけるDMAT等の受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。

5 域外搬送及び広域医療搬送

(1) 域外搬送（被災地に対処困難な重症患者等を県内の他地域に搬送する活動）

イ 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を域外搬送の拠点とする。

ロ 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班及び通信・輸送部輸送調整班は、救急車両又はヘリコプター等が不足する場合は、他県又は自衛隊に協力要請し、確保する（総合調整室総務班経由「第2章第10節自衛隊の災害派遣体制の確立」第2章第16節 交通確保・輸送対策参照）。

ニ 福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送調整班及び市町村は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

(2) 広域医療搬送（被災地に対処困難な重症患者を県外に搬送する活動）

イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：SCU）の設置を要請する。

ロ 被災地内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等によりSCUに搬送する。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班及び通信・輸送部輸送調整班は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCUから県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する（総合調整室総務班経由「第2章第10節自衛隊の災害派遣体制の確立」第2章第16節 交通確保・輸送対策参照）。

ニ 消防機関、大分DMAT、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、SCUの運営について、県に協力するものとする。

6 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県が実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

なお、近隣各県支部からの応援救護班等も当県支部と同様の取扱いとする。

イ 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力するものとする。

ロ 医療救護体制（常備救護班の編成）

（イ）救護班の編成

医師 1人 看護師長 1人 看護師 2人 主事 2人 計6人

（ロ）救護班数 8個班

ハ 災害時に赤十字の医療救護活動等を支援する赤十字防災ボランティアを養成し、災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、その活動を支援する。

ニ 救護装備の整備状況

品名	数量	品名	数量
救急車	2	担架	15
災害救援車	5	軽便寝台	20
通信指令車	1	医療セット	3
発電機	5	携帯型医療セット	3
投光機	18	救護用毛布	172
天幕（エアテント2を含む）	7		

（2）災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び域外搬送の拠点となる。

（3）大分DMAT指定病院の措置

イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。

ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ハ 予め登録され、災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況

平成24年1月末現在

医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT	
		基幹災害 医療センター	地域災害 医療センター	指定病院	統括 DMAT 登録者(人)
東国東	国東市民病院				
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院				1
	国立病院機構別府医療センター				
	大分県厚生連鶴見病院				
大分	大分県立病院				1
	大分市医師会立アルメイダ病院				1
	大分赤十字病院				1
	大分中村病院				
	大分三愛メディカルセンター				1
	大分大学医学部附属病院				2
	大分岡病院				
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院				1
	国立病院機構大分医療センター				
	佐賀関病院				
白津	臼杵医師会コスモス病院				1
佐伯	健康保険南海病院				
豊後大野	豊後大野市民病院				
竹田	竹田医師会病院				
日田玖珠	大分県済生会日田病院				
中津	中津市立中津市民病院				
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院				
計		1	11	20	9

(4) 医師会の措置

イ 県医師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

ロ 郡市医師会は、県医師会又は市町村からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 県看護協会の措置

県看護協会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に災害看護活動

に協力する。

7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

イ 医療の実施範囲

(イ) 診察(疾病の状態を判断するもの)

(ロ) 薬剤又は治療材料の支給(傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの)

(ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(ニ) 病院又は診療所への収容(病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである)

(ホ) 看護(傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること)

ロ 医療救護の対象者

(イ) 災害のため医療の途を失った者(り災者の有無を問わない)

(ロ) 応急的な医療をほどこす必要のある者

ハ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

ニ 医療のため負担する費用の範囲

(イ) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

(ロ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

(ハ) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内

(ニ) 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

イ 助産の範囲

(イ) 分べんの介助(陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。)

(ロ) 分べん前、分べん後の処置(出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。)

(ハ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ 助産の対象者

(イ) 災害のため助産の途を失った者

(ロ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ハ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ 助産のための費用の負担の範囲

(イ) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費

(ロ) 助産所その他医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第6節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

消防現場の状況把握<総合調整室情報対策班>

*「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づく。

応援の必要性和応援要請先について検討<総合調整室統括スタッフ会議>

応援が必要と判断された場合

応援の受け入れ方法について検討<調整室広域応援対策班>

交通ルートの検討〔第2章第5節の情報に基づく〕

応援隊の集結場所、活動拠点の検討

応援要請

消防庁（緊急消防援助隊等）<調整室広域応援対策班>

自衛隊（第2章第10節に基づく）<調整室総務班>

被災地外県内消防本部・消防団<調整室総務班>

活動調整体制の確立

連絡調整職員の現地への派遣<総合調整室総務班・広域応援対策班>

情報の集約・全体活動調整<総合調整室情報対策班・広域応援対策班>

1 消防活動の実施体制

市町村（消防機関）は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の県民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市町村（消防機関）の活動に積極的に協力する。県は、市町村（消防機関）において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて（市町村から要請があった場合等）応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合は、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 市町村における消防活動

- (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。
- (2) 市町村（消防機関）は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、総合調整室情報対策班若しくは地区災害対策本部総務班を経由して総合調整室総務班に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。また要請体系図については、「第3章 第3節 救出救助 3市町村における救出救助（2）」を参照のこと。

3 県における措置

(1) 消防現場の状況把握

総合調整室応急対策班は、要消防現場の状況把握を行う情報の収集については第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、知事は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

総合調整室広域応援対策班は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討)

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

総合調整室広域応援対策班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

(1)~(3)を踏まえ、総合調整室総務班は、次のイ及びロ、広域応援対策班は、八及び二、県警本部はホの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。

イ 被災地外県内消防本部

ロ 自衛隊(第2章第10節に基づく)

八 九州・山口各県

二 消防庁(緊急消防援助隊等)

(注) 空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。

へ 他の都道府県警察広域緊急援助隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合調整室各班及び物資支援部救援物資班、通信・輸送部輸送調整班は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 連絡調整のための職員(総合調整室)を指名し現地へ派遣

ロ 現地対策本部に関係機関協議の場の設定

八 現地対策本部(地区災害対策本部総務班)からの情報の集約及び全体の活動の調整

二 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は通信・輸送部輸送調整班が、資機材の確保は物資支援部救援物資班が、総合調整室広域応援対策班からの指示で実施する。)

なお、総合調整室情報対策班は、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

第7節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

建築物・構造物の二次災害防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班>

県管理施設の点検及び避難対策・応急対策

県所管の道路、橋梁等構造物の点検・応急対策

被災建築物の応急危険度判定

土砂災害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班>

土砂災害危険箇所（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険地区等）の点検及び避難対策・応急対策

二次的な水害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班>

重要水防区域及び水防区域の点検・応急対策

高潮、波浪等による被害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班>

港湾施設・海岸保全施設の点検及び応急対策

漁港施設・農地海岸保全施設の点検及び応急対策

爆発物・有害物質による二次災害防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班>

危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導

二次災害防止のための県民への呼びかけ<総合調整室情報対策班>

1 二次災害防止活動の実施体制

県、市町村、その他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。なお、市町村は、以下に示す県における二次災害防止活動に準じ、市町村地域防災計画に定めるところにより必要な措置を講じるものとする。

2 県における二次災害防止活動

県においては、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報対策班に報告する。

イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策

所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。

(2) 土砂災害等の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報対策班に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ 砂防指定地

ロ 急傾斜地崩壊危険区域

ハ 地すべり防止区域

ニ 保安林及び保安施設地区

ホ 山地災害危険地区

ヘ 海岸危険地域

ト 落石等危険箇所

チ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

はまた、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報対策班に報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報対策班に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ 港湾施設

ロ 海岸保全施設

ハ 河川施設

ニ 漁港施設

ホ 農地海岸保全施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、地区災害対策本部社会基盤対策班は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総合調整室情報対策班に報告する。

イ 危険物施設

ロ 火薬保管施設

ハ ガス施設

ニ 毒劇物施設

ホ 放射性物質施設

ヘ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための県民への呼びかけ

総合調整室情報対策班は、余震、降雨等による二次災害の危険性について報道機関へ広報を依頼し、県民に注意を呼びかける。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持・物価の安定等
- 第13節 義援物資の取扱い
- 第14節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難勧告・指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。）

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

避難所の開設<市町村>

避難所開設の被災者への周知

避難者名簿の作成及び公表

* 地区災害対策本部は市町村を支援する。

災害時要援護者の広域避難等の措置<総合調整室広域応援対策班、被災者救援部避難所対策班、福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班>

避難所の運営管理<市町村>

運営管理体制の確立

避難所のニーズの把握

* 避難所となった各学校及び防災関係機関は避難所の運営・管理を支援する。

避難生活者の保護・救援

巡回医療チームの派遣<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班>

健康相談チーム、精神保健活動チームの派遣<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班>

し尿・ごみ処理<市町村>

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ市町村の地域防災計画に定める施設を主として使用するものである。市町村は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、当該市町村内の被害が激甚であるため、当該市町村で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に自市町村民の収容を要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、これらの措置の実施について、県は必要があると認める場合、県立施設を積極的に開

放する。

また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第26条の規定に基づき、市町村長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

(2) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

(3) 避難所開設の場合の手続

市町村において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

イ 避難所開設の周知

市町村は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

市町村は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

市町村は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班に報告する（第2章第5節参照）。

また、市町村は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班に報告する。

- (イ) 避難所開設の日時及び場所
- (ロ) 施設箇所数及び収容人員
- (ハ) 避難者名簿
- (ニ) 開設見込期間

二 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (イ) 賃金職員等雇上費
- (ロ) 消耗器材費
- (ハ) 建物の使用謝金
- (ニ) 器物の使用謝金
- (ホ) 借上費又は購入費
- (ヘ) 光熱水費
- (ト) 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部地域福祉推進室に申し出て承認を受ける。

へ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市町村はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿

- (ロ) 救助実施記録日計表
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 災害時要援護者の避難等の措置

市町村は、避難所に災害時要援護者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなど、措置を講じるとともに、福祉避難所を速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な災害時要援護者のための避難所として、旅館・ホテル等の借り上げを行う。

また、災害時要援護者の避難等の措置について当該市町村のみでは対応できない場合、総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班及び関係機関へ協力を要請し、県内外の社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

市町村から災害時要援護者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、総合調整室広域応援対策班は他の市町村との連絡調整等を行う。

(1) 広域避難を必要とする災害時要援護者の把握

市町村は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について総合調整室情報対策班又は地区災害対策本部総務班へ報告する。

報告を受けた地区災害対策本部総務班は、総合調整室情報対策班を經由して被災者救援部避難所対策班及び福祉保健医療部福祉保健衛生班に伝達する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の報告内容を踏まえ、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、必要に応じて総合調整室広域応援対策班、被災者救援部避難所対策班及び厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、総合調整室広域応援対策班は必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を求める。

(4) 広域避難施設への応援措置

総合調整室広域応援対策班は、災害時要援護者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村及び被災者救援部避難所対策班、地区災害対策本部被災者支援班・保健所班と連携して移送先の施設の状況を把握し、ベッド、車椅子その他の資機材の確保、専門人員の派遣等の必要な措置を講じる。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市町村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市町村に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」

を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもとなる。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

市町村は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

市町村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

市町村は、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないよう対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市町村は、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に併い必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣(又は化粧)スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。

ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

避難所外被災者の状況把握<市町村、被災者救援部避難所対策班、地区災害対策本部被災者救援班>

食料・物資の供給<市町村、地区災害対策本部物資支援班、通信・輸送班>

避難所への移送<市町村、地区災害対策本部被災者救援班、通信・輸送班>

1 避難所外被災者の状況把握

市町村は、避難所外被災者の状況を調査し、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、地区災害対策本部被災者救援班は、市町村が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の災害時要援護者

市町村は、避難所外の災害時要援護者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

地区災害対策本部総務班は総合調整室情報対策班に報告し、必要に応じて支援を要請する。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

被災者・応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断<市町村>
避難者の状況把握
医療機関・社会福祉施設等の状況把握
応急対策等従事者の状況把握
電気、ガス、水道の状況把握
食料供給（炊出し等）の実施<市町村>

市町村で食料供給が困難な場合

所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<総合調整室応急対策班>

政府所有米穀の緊急引渡し<応急対策部食料班>
*農林水産省生産局

農業団体等が保有する食料の供給及びあっせん<応急対策部食料班>

流通在庫による食料の供給及びあっせん<応急対策部食料班>

自衛隊の派遣要請<総合調整室総務班>

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による食料供給が困難な場合は速やかに災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況

二 電気、ガス、水道の状況

(2) 市町村による食料供給の実施

市町村は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、災害時要援護者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

(3) 県における食料供給の実施

市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

総合調整室応急対策班は食料の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、関係機関に協力を要請し、食料を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 食料の供給等

食料の供給は、物資支援部食料班の指示の下で行う。

(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し

農林水産省生産局あてに要請する。

(ロ) (イ)以外の食料の供給及びあっせん

(イ)以外の食料については、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、供給及びあっせん並びに現地への輸送を行う。

なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん

流通在庫による食料の供給及びあっせん

ハ 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総合調整室総務班が派遣要請を行う。

二 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

(1) 市町村の手続

市町村長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

市町村長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡し等の要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市町村長が生産局に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、物資支援部食料班は様式（巻末資料編参照）により生産局へ要請書を送付する。

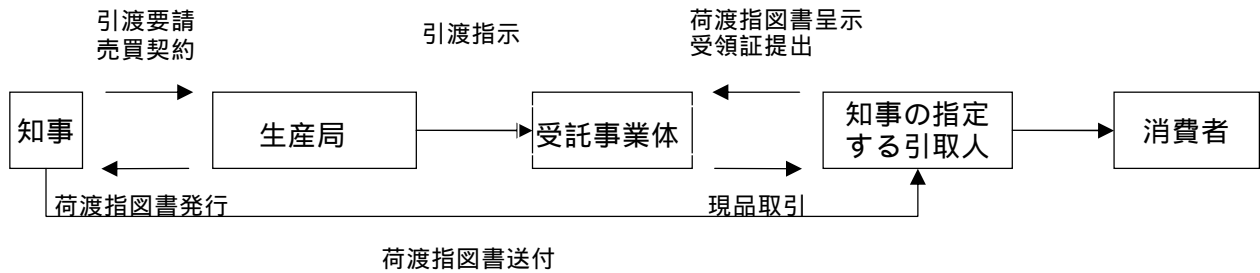
(2) 物資支援部食料班の手続

(1) イにより、市町村長から災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を受けた場合、物資支援部食料班は以下の手続きを行う。

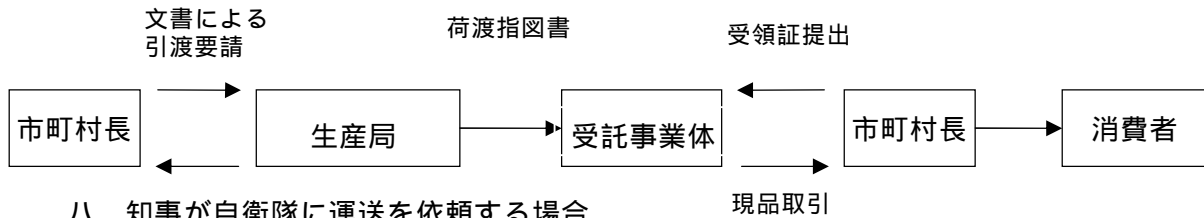
- イ 市町村の申請に基づき、緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認められる者を引取人として指定する。
- ロ 指定した引取人に対し、緊急引渡しを実施させる。

(3) 応急供給系統図

イ 知事に対する応急食糧の直接売却



ロ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



八 知事が自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に災害地まで運送を要請することができる。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の適用については、災害対策本部本部会議において決定する。

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は市町村からの要請に基づき、地区災害対策本部被災者救援班・物資支援班が実施する。

また、地区災害対策本部被災者救援班は、所管区域市町村が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、地区災害対策本部総務班は、市町村において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図るものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

- (イ) 避難所に収容された者
- (ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
- (ハ) 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者
- (ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- (ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

- (イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- (ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること(原材料(小麦粉、米

穀、醤油等)及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。)。

(八) 食品の給与は産業給食(弁当等)によっても差し支えない。

(二) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

八 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

二 費用の負担

福祉保健部地域福祉推進室はイから八の基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

知事が一括売却を受け配分した場合の主食

供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

(ロ) 副食費及び調味料費

(ハ) 炊出し用の燃料費

(ニ) 雑費

器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市町村の措置

イ 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部地域福祉推進室に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

ロ 帳簿等の備え付け等

市町村長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実記録日計表

(ロ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

(ハ) 炊出し給与状況

(ニ) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局

知事の要請に基づき、近隣県の業者に対し、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰及びレトルト食品について、被災地への出荷を要請する。

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

被災者に対する給水の必要性の判断<市町村>
被災者の状況把握<市町村>
医療機関、社会福祉施設等の状況把握<市町村>
通水状況把握<市町村>
衛生状況の把握<地区災害対策本部保健所班>

給水の実施<市町村>
衛生の確認<地区災害対策本部保健所班>

市町村で給水が困難な場合

所要量、運搬ルート等の情報管理<総合調整室応急対策班>

給水班の派遣<物資支援部食料班>

流通在庫による飲料水の供給及びあっせん<物資支援部食料班>

自衛隊の派遣要請<市町村、総合調整室総務班>

厚生労働省、日本水道協会等への応援要請<総合調整室総務班>

1 給水の責任体制

給水は、第一に順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による給水が困難な場合には速やかに災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
なお、飲料水の衛生状況の把握は、地区災害対策本部保健所班に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

(2) 市町村による給水の実施

市町村は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う(県が実施する場合も同様)。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

ハ 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

(3) 県における給水の実施

市町村のみでは給水が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

総合調整室応急対策班は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。また、地区災害対策本部保健所班は、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

イ 所要量、運搬ルート等の情報管理

総合調整室応急対策班は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活水を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給水等

(イ) 給水班の派遣

物資支援部食料班は給水班を編成し、被災地に派遣する。

(ロ) 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん

あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、応急対策部食料班が実施する。

なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

(ハ) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総合調整室総務班は派遣要請を行う。

(ニ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

(ホ) 厚生労働省、日本水道協会等への応援要請

総合調整室総務班が行う。

3 給水の方法

(1) 飲料水

イ 給水車による給水

ロ ろ水器による給水

ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

イ 学校プールその他適当な場所への貯水

ロ 災害時協力井戸による給水

ハ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

(1) 県の措置

福祉保健部地域福祉推進室は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

水道法による水道用水の緊急応援

ろ水器等による浄水の供給

ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

(イ) 水の購入費(但し、真にやむを得ない場合に限る)

(ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費

(ハ) 浄水用の薬品及び資材費

(ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

(2) 市町村の措置

市町村長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計表

ロ 飲料水の供給簿

ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

災害救助法適用の場合

災害救助法適用の判断<災害対策本部本部会議>

給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断<市町村、総合調整室応急対策班>

被災者の状況把握<市町村、総合調整室情報対策班>

医療機関、社会福祉施設等の状況把握<市町村、総合調整室情報対策班>

給与又は貸与の実施

備蓄物資の開放<福祉保健部地域福祉推進室、地区災害対策本部物資支援班>

給与又は貸与物資の調達<物資支援部救援物資班>

物資の確保協力要請<総合調整室総務班>

* 日本赤十字社大分県支部、自衛隊等への要請

物資集積場所の設定<市町村、地区災害対策本部通信・輸送班>

給与又は貸与物資の輸送<通信・輸送部輸送調整班、地区災害対策本部輸送調整班>

給与又は貸与物資の交付等<市町村、地区災害対策本部物資支援班>

市町村で給与又は貸与が困難な場合

所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<総合調整室応急対策班>

流通在庫による物資の給与又は貸与<物資支援部救援物資班>

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（1）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ 被災者の状況

ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市町村は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市町村のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

総合調整室応急対策班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともに供給計画を作成し、その進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給与又は貸与

(イ) 備蓄物資による給与又は貸与

地区災害対策本部物資支援班が、備蓄している物資により実施する。

(ロ) (イ)以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

流通在庫による給与又は貸与

県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資支援部救援物資班が実施する。

県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

ハ 給与又は貸与の体制(集積・輸送・交付)

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

(イ) 物資支援部救援物資班、通信・輸送部輸送調整班

救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

救助物資の配分及び輸送に関すること。

備蓄救助物資の放出と物資集積場(輸送計画による場所)までの輸送を行うこと。

調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

(ロ) 地区災害対策本部被災者救援班、物資支援班、通信・輸送班

指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

救助物資の配分及び輸送に関すること。

備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。

所管町村の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進室に情報提供する。

ロ 福祉保健部地域福祉推進室は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

イ 給与又は貸与の対象者

(イ) 災害により住家に被害を受けた者(住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床

上浸水をいう。)

(ロ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ハ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ 給与又は貸与品目

(イ) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(ロ) 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー等

(ハ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(ニ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ハ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

イの災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
 第4章 被災者の保護・救護のための活動
 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000 人 以 上	30,000 人 以 上	50,000 人 以 上	100,000 人 以 上	備 考
		30,000 人 未 満	50,000 人 未 満	100,000 人 未 満		
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により 世帯数の増減を行うこと ができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年度厚生省告示第144号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市町村が実施する救助物資の給与又は貸与

市町村が実施する救助物資の給与又は貸与は、市町村地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市町村長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

イ 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

ロ 対象者

- (イ) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者
- (ロ) 避難所に避難した被災者

ハ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット(夏期)

バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

寝具(毛布) 外衣(作業服上下)

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市町村が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章 第4節 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健医療部医療活動支援班は、次の情報を地区災害対策本部保健所班から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第2章第5節、第2章第16節参照）

2 医療救護活動の実施

福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 災害医療対策本部

福祉保健医療部医療活動支援班は、医療救護班統括の県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 巡回医療チームの派遣

福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した巡回医療チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したとき、日本赤十字社大分県支部、県医師会及び県看護協会に巡回医療チームの編成・派遣を要請する。

(3) 医療救護班の調整

災害医療対策本部に派遣された医療救護班統括は被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健医療部医療活動支援班は、以下の情報を集約の上、総合調整室情報対策班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

被災地での保健衛生ニーズの把握

避難所等を含む被災地における保健衛生ニーズの把握< 応急対策部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班 >

災害時公衆衛生対策チームの派遣< 応急対策部福祉保健衛生班 >

保健衛生活動の実施< 地区災害対策本部保健所班 >

各種支援チームの受入れ及び活動調整

防疫活動の実施< 応急対策部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班 >

防疫班の派遣

保健衛生活動情報の集約及び公表

保健衛生活動情報の集約< 福祉保健医療部福祉保健衛生班 >

保健衛生活動情報の広報< 総合調整室総務班 >

保健衛生活動情報の市町村、厚生労働省等への報告< 福祉保健医療部福祉保健衛生班 >

市町村が実施する防疫及び清掃

その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市町村が実施するものとする。

県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、感染症予防に関する防疫措置を市町村に指示する。また、市町村のみでは対応が困難な場合、あるいは市町村から要請があった場合に代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での保健衛生ニーズの把握

県は、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームを編成し、被災地域に派遣する。

【把握する保健衛生ニーズ】

イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態

ロ 避難所における医療ニーズ

ハ 避難所にいる災害時要援護者の数

- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の体制整備

地区災害対策本部保健所班及び災害時公衆衛生対策チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- イ 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- ロ 市町村が実施する保健衛生活動のプランニング
- ハ 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- ニ 県主管課に対しての必要人員の派遣要請

3 保健衛生活動の実施

市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。

(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。

- イ 各種支援チーム（健康相談チーム、精神保健活動チーム等の専門職）の派遣要請
- ロ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整
- ハ 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

(2) 派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

- イ 災害時要援護者への保健指導及び情報提供
災害時要援護者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- ロ 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- ハ 栄養指導対策
避難所等を巡回し、市町村等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- ニ 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- ホ 家庭訪問
被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、2の(1)で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動の実施を市町村に指導する。市町村において実施が困難な場合は、福祉保健医療部福祉保健衛生班が関係機関と協力して実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

入院が必要な感染症が発生した場合、地区災害対策本部保健所班は、以下のとおり対応する。

イ 入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

ロ 交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

ハ 濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

（3）臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、地区災害対策本部保健所班は予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

（1）広報

保健衛生活動情報の広報を、総合調整室情報対策班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

（2）市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、関係市町村、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

6 市町村が実施する防疫及び清掃

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの節に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

7 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

（1）日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市町村長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力するものとする。

（2）県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせるものとする。

第8節 廃棄物処理

〔廃棄物の処理が必要となった場合の、本節に基づく県及び市町村の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理＜市町村＞

災害廃棄物処理に関する方針の策定並びに市町村への助言及び情報提供＜生活環境部廃棄物対策課＞

広域処理体制の構築＜生活環境部廃棄物対策課＞

1 災害廃棄物処理の実施

県は、災害廃棄物について、「大分県災害廃棄物等処理基本方針」（大分県：平成19年3月策定）に基づき、市町村に対し処理に関する助言及び情報提供を行う。

（1）大分県災害廃棄物等処理基本方針の骨子

県内市町村が行う災害廃棄物等処理について、県の基本的な考え方を示すことによって、県内における広域処理体制の構築を図り、迅速かつ適正な災害廃棄物処理に資する。

（2）災害廃棄物等の種類

木くず、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）

（3）処理計画の内容

- イ 災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備
- ロ 震災発生時におけるがれきの発生量の推計
- ハ がれきの仮置場の確保と配置計画
- ニ がれきの処理・処分計画の作成
- ホ 有害廃棄物対策等
- ヘ 仮置き場における環境汚染防止対策・事故防止対策
- ト 関係機関との連絡調整

2 広域処理体制の構築

生活環境部廃棄物対策課は、大規模な災害に際し、被災市町村が県内市町村及び関係団体から支援が受けられるよう、あらかじめ相互支援体制の構築を進める。

また、関係団体との支援協定に基づき、安全かつ迅速な廃棄物処理を推進する。

市町村は、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく県及び防災関係機関の主要な活動〕

< >内は主に担当する班、機関名等

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

行方不明者の搜索

行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報<警察本部、海上保安部>
行方不明者の搜索<市町村(消防機関)、警察本部、海上保安部>

遺体の取扱い

遺体の安置<市町村>
遺体の検視及び検案<警察本部、海上保安部>
遺体の搬送及び安置<市町村>

遺体の埋葬

埋・火葬許可書の発行<市町村>
遺体の埋葬・火葬<市町村>
防災関係機関への応援要請<総合調整室総務班>

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報<総合調整室情報対策班、警察本部>

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市町村、消防機関、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の搜索にあたる。

3 死体の処理

(1) 遺体の安置(検視前)

発見された遺体は、市町村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の

発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

イ 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

ロ 医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

ハ 市町村は、遺体検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置(検視後)

イ 市町村は、遺体の安置所を設置する。

ロ 市町村は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 市町村は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 市町村は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬は、市町村が実施する。自市町村のみで対応が困難な場合は、地区災害対策本部保健所班に通報し協力を求める。

(2) 市町村から(1)に係る協力を求められた場合、総合調整室応急対策班は県内他市町村等での受入れ可能地を選定し協力を求める。また、遺体の移送については総合調整室総務班が自衛隊その他の関係機関に協力を求める。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、総合調整室情報対策班を通じて広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

総合調整室応急対策班は、埋葬に関する情報を集約し、総合調整室情報対策班を通じて広報する。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部地域福祉推進室は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。

イ 遺体の搜索

(イ) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者(死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。)

(ロ) 支出する費用

船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費(直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる)

搜索のため使用した機械器具の修繕費

搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ハ) 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

(ニ) 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

□ 遺体の取扱い

(イ) 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

(ロ) 遺体の処理内容

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の一時保存

遺体の検案

(ハ) 支出する費用の限度

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

遺体の時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(ニ) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

八 遺体の埋葬

(イ) 埋葬を行う範囲

災害時の混乱の際に死亡した者

災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(ロ) 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

(ハ) 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ニ) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 市町村における事項

市町村において、知事の委任に基づき市町村長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 遺体の搜索状況記録簿

ハ 搜索機械器具燃料受払簿

ニ 埋葬台帳

ホ 死体処理台帳

ヘ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< > 内は主に担当する班等

住宅ニーズの把握<福祉保健部地域福祉推進室、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班>
り災世帯の住宅ニーズの把握
住宅ニーズへの対応方針の決定

応急仮設住宅の建設

建設用地・資機材、技術者等の確保<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班>
入居世帯の決定<福祉保健部地域福祉推進室、>

応急仮設住宅の管理<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班>

その他の住宅対策の実施<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班>

公営住宅の空き部屋調査

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、第一順位としては市町村が市町村地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設
 - イ 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合。
 - ロ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合。

2 住宅の供給及び住居の確保の方法

住宅の供給及び住居の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 県が実施する住宅の供給及び住居の確保措置

県が実施する住宅の供給及び住居確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅ニーズの把握

イ 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。

ロ 社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

イ 応急仮設住宅の設置

(イ) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

1戸当たり、建面積 29.7m² (9坪) を基準とする。

aは、あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。

1戸あたりの費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。

なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

設置方法

請負工事又は直営工事により実施する。

着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(ロ) 入居世帯の決定

福祉保健部地域福祉推進室は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

住家が全壊、全焼又は流失した世帯

居住する住家がない世帯

自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。

・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(ハ) 福祉仮設住宅の供与

災害時要援護者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。

老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(ニ) 応急仮設住宅の管理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、応急仮設住宅

の管理を実施するが、状況に応じて市町村に委託することができる。

(ホ) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

ロ 住宅の応急修理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、住宅の応急修理を以下により実施する。

(イ) 応急修理の基準

応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

応急修理に要する1戸あたりの費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定

福祉保健部地域福祉推進室は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

災害のため住家が半焼又は半壊した世帯

当面の日常生活が営み得ない世帯

自ら資力で応急修理ができない世帯

ハ 住居又はその周辺の障害物の除去

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、災害救助法が適用された場合、県(知事)の委任に基づき、市町村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土木・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。

1戸あたりの除去費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。

除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

福祉保健部地域福祉推進室は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯

当面の日常生活が営み得ない世帯

自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班が次により実施する。

イ 建設戸数の基準

(イ) 住家の滅失又は消失が200(激甚災害の場合は100戸)戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

(ロ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準(平成23年国土交通省令第103号)等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから知事（本部長）が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、建設地の市町村長の意見を聞くことができる。

- (イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
 - (ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
 - (ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
 - (ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
 - (ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。
- (4) その他住宅の供給あっせん措置
- イ その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。
 - ロ 市町村が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置
県は、市町村が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。
 - (イ) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん
 - (ロ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん
 - (ハ) 保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
 - (ニ) その他特に必要と認める事項
 - ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市町村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。
 - ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。
 - (イ) 公営住宅の空き部屋調査
 - (ロ) 緊急家賃調査の実施
 - (ハ) 総合住宅相談所の開設・運営
- (5) 仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。
- ・(社)プレハブ建築協会
 - ・(社)大分県建設業協会
 - ・(社)大分県建築士事務所協会
 - ・大分県電気工事協同組合
 - ・大分県管工事協同組合連合会 等
- 4 市町村が実施する住宅の供給及び確保措置
- (1) この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市町村地域防災計画に定めるところによって実施するものとするが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておくものとする。
 - (2) 市町村において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - イ 救助実施記録日計表
 - ロ 障害物除去の状況

八 障害物除去費支出関係証拠書類

5 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

県、市町村以外の防災関係機関は、県、市町村が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
- (2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
- (3) 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）
- (4) 建設用資機材の供給あっせん（九州経済産業局）

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

被災状況・避難状況の把握

市町村教育委員会からの連絡の受付<教育事務所、地区対策本部総務班>

県立学校からの連絡の受付<総合調整室情報対策班>

私立学校からの連絡の受付<総合調整室情報対策班>

応急措置の実施

教室の確保(学校、市町村で対応できない場合)<児童・生徒対策部公立学校・教育班>

応急授業の実施(学校、市町村で対応できない場合)<児童・生徒対策部公立学校・教育班>

教材学用品の供給<児童・生徒対策部公立学校・教育班、私立学校・教育班>(災害救助法が適用された場合、福祉保健部地域福祉推進室と連携)

児童、生徒等の保健衛生管理<児童・生徒対策部公立学校・教育班、私立学校・教育班>(福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区対策本部保健所班と連携)

授業料等の減免<教育庁教育財務課>

被災児童生徒就学支援措置<教育庁教育財務課、市町村>

児童、生徒のこころのケア(学校、市町村で対応できない場合)<児童・生徒対策部公立学校・教育班、私立学校・教育班>(福祉保健医療部福祉保健衛生班と連携)

その他の文教対策

* 学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と被災者救援部避難所対策班及び児童・生徒対策部公立学校・教育班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

* 避難所となった学校の対応については、第4章第1節及び本節4を参照。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接児童、生徒、学生の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立学校にあっては児童・生徒対策部公立学校・教育班がこれにあたるものとする。

また、市町村長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。なお、児童・生徒対策部公立学校・教育班は、地区災害対策本部各班を通じて市町村教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行うものとする。

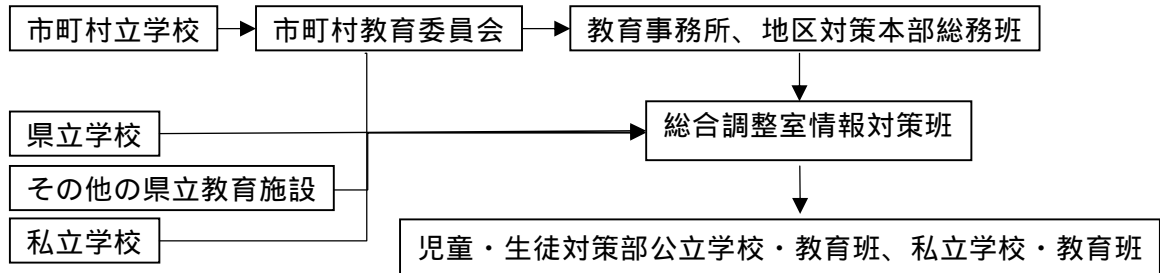
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と児童・生徒対策部公立学校・教育班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

児童・生徒対策部公立学校・教育班、私立学校・教育班は、以下により県内の教育施設の被災状況、児童・生徒・学生の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

<被災状況等の連絡経路図>



(2) 教室の確保

各学校は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。

ホ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業の実施

イ 各学校は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間において相互に応援・協力する。

ハ 市町村教育委員会、児童・生徒対策部公立学校・教育班は応急授業の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市町村長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ 給与の基準

(イ) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）

に対して行う。

(ロ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

教科書及び教材

a. 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b. 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

文房具(ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等)

通学用品(運動靴、傘、カバン、長靴等)

(ハ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、厚生労働大臣の定める基準の範囲内とする。		

(ニ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

ロ その他必要な措置

市町村長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校措置及び進路指導

イ 各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

ロ 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 児童・生徒の安全対策

各学校は、災害時における児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ 災害発生時に在校していなかった児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校保健衛生措置

各学校は、児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。福祉保健医療部福祉保健衛生班及び地区災害対策本部保健所班は、児童・生徒対策部公立学校・教育班、私立学校・教育班及び各私立学校設置者から求めがあった場合には、積極的にこれに応じる。

イ 児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況をとりまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(4) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

(1) 在校中に災害が発生した場合には、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。

(2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会、被災者救援部避難所対策班、児童・生徒対策部公立学校・教育班等との間で必要な協議を行う。

5 市町村が実施する文教対策

市町村が実施する災害時の教育対策は、市町村地域防災計画の定めるところにより実施するが、

この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

6 文化財の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 市町村教育委員会 大分県教育委員会 文化庁

国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

社会秩序の維持のための活動

困りごと相談所の開設<治安対策部警備班>

臨時交番等の設置<治安対策部警備班>

防犯パトロールの実施<治安対策部警備班>

犯罪の取締り<治安対策部警備班>

地域安全情報等の広報<総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班>

物価の安定等に関する活動

生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施<物資支援部食料班・救援物資班、地区災害対策本部物資支援班>

消費生活相談所の開設<物資支援部食料班・救援物資班、地区災害対策本部総務班>

大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握<物資支援部食料班・救援物資班、地区災害対策本部物資支援班>

物価の安定等に関する情報の提供<総合調整室情報対策班、地区災害対策本部総務班>

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、治安対策部警備班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、物資支援部食料班・救援物資班及び地区災害対策本部各班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

治安対策部警備班は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所(外国人コーナーを含む。)を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪

事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

総合調整室情報対策班及び地区対策本部総務班を通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪徳商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

物資支援部食料班・救援物資班及び地区災害対策本部物資支援班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

物資支援部食料班・救援物資班及び地区災害対策本部総務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

物資支援部食料班・救援物資班及び地区災害対策本部物資支援班は、大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日把握する。

(4) 物価の安定等に関する情報の提供

総合調整室情報対策班及び地区災害対策本部総務班は、(1)～(3)で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

義援物資の取扱いに関する広報

受け付け品目、送付場所等の決定物資支援部食料班・救援物資班
(第4章第5節の活動状況を考慮する。)

受け付け品目、送付場所等の報道機関を通じての広報<総合調整室情報対策班>

義援物資の集積<物資支援部食料班・救援物資班・輸送調整班>

義援物資の輸送<通信・輸送部輸送調整班>

義援物資の配分<地区災害対策本部物資支援班、通信・輸送班>

1 県に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。
なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。
- (2) 県は、義援物資の受入、仕分け、配送に関して、必要に応じて社会福祉法人大分県社会福祉協議会等の防災関係機関の協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

イ 受け付ける品目、送付場所等の決定

物資支援部食料班・救援物資班は地区災害対策本部総務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

ロ 受け付ける品目、送付場所等の広報

総合調整室情報対策班は、イで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第5節 被服寝具その他生活必需品給与 2-(3)-八」での取扱いと同様に実施する。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

〔災害時における動物管理の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援<生活環境部食品安全・衛生課>

被災地域及び避難所における動物の保護<市町村、生活環境部食品安全・衛生課、地区対策本部保健所班>

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 避難所における動物の保護

被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

3 被災動物救護対策指針

県は、「1 被災地域における動物の保護」及び「2 避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策

第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気・ガス・上・下水道・電話の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、電話に係る各事業者は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

(1)九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

(2)人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、県のほか、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業者は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報対策班に連絡する。

(1)道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

(2)道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

(3)復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

(4)広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策

第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各管理者等は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報対策班に連絡する。

第4部 災害復旧・復興

- 第1章 災害復旧・復興の基本方針
- 第2章 公共土木施設等の災害復旧
- 第3章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興
- 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第5章 激甚災害の指定

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

県民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと

現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと

復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと

被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、県、市町村は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害につよい県土づくりを進めていくこととする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の 災害復旧・復興支援

第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 県民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、県では、必要に応じて「県民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

第2節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

第3節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 災害義えん金の配分（福祉保健部地域福祉推進室、会計管理局会計課）

（1）配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設立する（義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部が他部局に協力を求めて行う。）。

イ 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- （イ） 大分県
- （ロ） 日本赤十字社大分県支部
- （ハ） 社会福祉法人大分県社会福祉協議会
- （ニ） 日本放送協会大分放送局
- （ホ） 社会福祉法人大分県共同募金会
- （ヘ） 社会福祉法人大分合同福祉事業団
- （ト） その他の関係機関

ロ 配分委員会の組織

（イ） 委員の任命

知事は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

（ロ） 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

（ハ） 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

（ニ） 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

(ホ) 配分資料の整備、保管

会長は義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、市町村は被災者支援システム等の業務支援システムの導入を検討しておく必要がある。

第4章 被災者支援に関する 各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

第2節 住まいの確保・再建のための支援

第3節 中小企業・自営業への支援

第1節 経済・生活面の支援

1 災害弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母。 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
問合せ先	市町村

2 災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり。 生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円を超えない範囲内 その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 両眼が失明した人 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 両上肢をひじ関節以上で失った人 両上肢の用を全廃した人 両下肢をひざ関節以上で失った人 両下肢の用を全廃した人 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
問合せ先	市町村

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

家財の1/3以上の損害

住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

(4) 問合せ先 市町村

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	150万円(目安)
貸付利率	連帯保証人を立てた場合 無利子 連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯

災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) 母子福祉団体(法人) 父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) 寡婦(かつて母子家庭の母であった者) 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合せ先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類 融資 共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、共済年金の場合は年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者：年金受給者	
(3) 問合せ先：(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 教科書等の無償給与(災害救助法)

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

8 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	県、市町村、学校

9 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合せ先	各私立高等学校

10 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合せ先	各大学等

11 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資 恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者：恩給受給者	
(3) 問合せ先：(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合せ先	市町村、幼稚園

13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	県、市町村、学校

14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校

15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資	
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代
	保 全	（公財）教育資金融資保証基金
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり	
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	市町村

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。
	2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること

	3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。
対象者	1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合せ先	県、市町村(税務課など)

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。 2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。 4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合せ先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

(1) 支援の種類：減免、猶予

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。

国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。

(2) 対象者

ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。

(3) 問合せ先：各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構年金事務所

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	県、市町村、関係事業者

22 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHK による確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

23 生活保護

- (1) 支援の種類：給付
 (2) 支援の内容

生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	175,170円	138,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	193,900円	158,300円

(平成23年度生活扶助基準)

- (3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方
 (4) 問合せ先：県、市町村

24 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。 (1) 使用者が、 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 1年以上事業活動を行っていたこと ア 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

25 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

26 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。 2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

27 職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付
支援の内容	<p>就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。</p> <p>【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】 就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額3,530円～4,310円 ・受講手当 日額700円 通所手当 月額42,500円まで 寄宿手当 月額10,700円 その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
対象者	中高年齢失業者等求職手帳をお持ちの方や、激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

支給額は、下記の2つの支援金の合計額。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

項目	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

項目	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。

支援金の使途は限定されない。

(2) 対象者：住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により全壊等()又は大規模半壊した世帯。

()下記の世帯を含む。

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)

被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(3) 問合せ先：県、市町村

2 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：融資

自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。

融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

3 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

（1）支援の種類：融資

自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。

原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造住宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	-
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる）

（3）問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資

自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長でない)

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 2 支援内容の概要 返済金の払込みの据置：1～3年間 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

6 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1) 支援の種類：融資

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
 貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

(2) 対象者

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

(3) 問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

7 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
 貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

8 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	1 以下の要件を満たす方 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかの方 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 入居収入基準：21万4千円以下(災害発生日から3年を経過した後は15万8千円) 2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。
問合せ先	県、市町村

9 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの(48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者(15万8千円に満たない所得のある者)にあっては、所得の上昇が見込まれる者)に限る)
問合せ先	県、市町村

10 住宅の応急修理(災害救助法)

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は1世帯あたり52万円(平成21年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 災害により住宅が半壊又は半焼した者 応急仮設住宅等に入居していない者 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 自ら修理する資力のない世帯 (大規模半壊以上の世帯については資力は問わない) 世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

11 応急仮設住宅の供与

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 (住宅の応急修理との併用不可)
問合せ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

12 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資

災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。

改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内

金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

13 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金 又は新築購入資金の各融資の返済期 間と同じ返済期間

中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。

2 問合せ先：市町村

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		又は のうちどちらか低い金額		
		損失額 の%	万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		又は のうちどちらか低い金額		
		損失額 の%	万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6.5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5.5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3.0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上	2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：市町村

2 農林漁業者に対する資金貸付

支援の種類	融資			
支援の内容	災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	1,200万円 又は年間経営費	13年以内(うち6年以内の据置可能)
	農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	負担額の10% 1施設当たり 1,200万円、 漁船7,000万円	18年以内(うち6年以内の据置可能)
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の10%	28年以内(うち13年以内の据置可能)
	農業経営基盤強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転資金を融資	個人1.5億円、 法人5億円	28年以内(うち13年以内の据置可能)
	経営体育成強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得等のための資金や既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	個人1.5億円、 法人5億円	28年以内(うち13年以内の据置可能)
	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	事業費×0.8 ~0.9	復旧造林：58年以内(うち38年以内の据置可能) 林道：28年以内(うち10年以内の据置可能)
	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	事業費×0.8	23年以内(うち6年以内の据置可能)
漁船資金	漁船の復旧のための資金を融資	事業日×0.8	15年以内(うち5年以内の据置可能)	

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業の支援

		1隻当たり 4.5億円(特 定業種6~11 億円)	
漁業経営安定 資金	漁業経営の再建整 備を図ろうとする 方等の負債整理資 金を融資	個人750万 円、法人1,5 00万円	23年以内(うち6年以 内の据置可能)
2 農協・漁協等			
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災し た農業施設等の復 旧ための資金を融 資	事業費× 0.8 個人1,8 00万円 法人2億円	18年以内(うち 10年以内の据 置可能)
農業経営負担軽 減支援資金	既往債務の負担を 軽減するための負 債整理資金を融資	営農負債の残 高	15年以内(うち 3年以内の据置 可能)
漁業近代化資金	災害により被災し た漁船、漁業用施設 等の復旧のための 資金を融資	1,200万 円~3.6億 円	18年以内(うち 6年以内の据置 可能)
上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、 各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。			
対象者	農林漁業者		
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等		

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資
 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

国民生活事業	
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
中小企業事業	
貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等
 (3) 問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資
 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2) 対象者
 中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合
 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合せ先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合せ先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：15百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間1年以内） 運転資金は7年以内（措置期間2年以内）

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業の支援

対象者	1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主 2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障がい者25,000円/月)が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障がい者1,000円/日)。 3 訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年)以内。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障害者に係る訓練4週間)以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第5章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害指定の手続

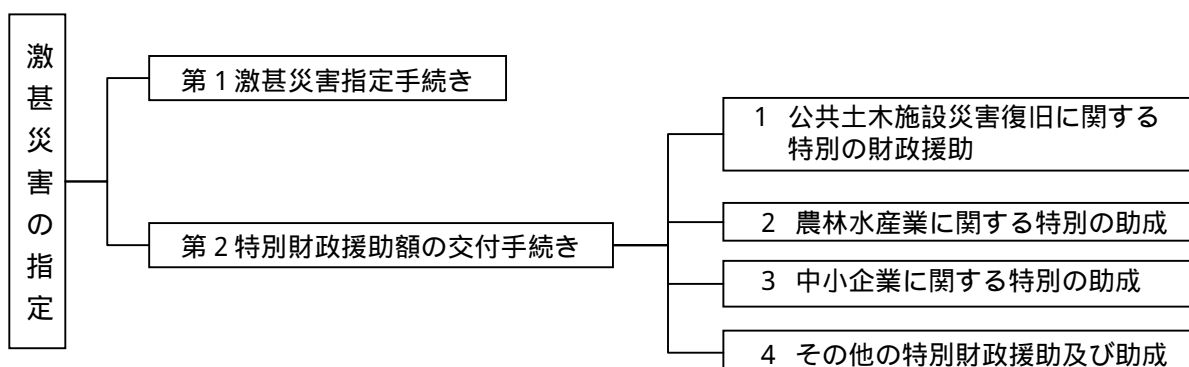
第2節 特別財政援助

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・災害対策基本法第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

対策体系



第1節 激甚災害指定の手續

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣 総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

（1）激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（第3条、第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% 2 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%

	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 2 一の都道府県の査定見込額 > 10億円
<p>激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される場合 <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合 <p>ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.15% で激甚法第8条の措置が適用される場合 <p>ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<ol style="list-style-type: none"> A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% <p>ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）</p>	<ol style="list-style-type: none"> A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% 2 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.0% <p>ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）、第13条（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）</p>	<ol style="list-style-type: none"> A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業推定所得額 × 0.06% <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第1</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

9条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>A 被災地全域滅失戸数 4,000 戸 又は B (1)被災地滅失全域戸数 2,000 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数 200 戸又は住宅戸数の1割以上 又は (2)被災地全域滅失戸数 1,200 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数 400 戸又は住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

（2）局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（第3、第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。） イ 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。） ロ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入×20%を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみてに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>次のいずれかに該当する災害 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	<p>次のいずれかに該当する災害 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未</p>

	<p>満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。</p> <p>当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% (漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額(樹木に限る) > 当該市町村の生産林業所得推定額(木材生産部門) × 1.5倍(林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) × 25%
<p>激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。</p>

第2節 特別財政援助

市町村長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（農林水産部）

(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円 250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円 600万円）及び償還期限延長（3～6年 4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助(激甚法第11条の2)

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成(商工労働部)

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定(普通保険の場合、2億円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70% 80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年5月22日法律115号)による貸付金の償還期間等の特例(激甚法第13条)

激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。(一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。)

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。(一般災害の場合、国庫補助率3分の2)

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債(小災害債)に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和25年5月30日法律211号)の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている(例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%)。

修正の経過

昭和 38 年 6 月制定

(昭和 40 年 8 月全部修正)

1. この修正計画は、昭和 40 年 9 月 1 日から実施するものとする。

(昭和 41 年 9 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 41 年 9 月 1 日から実施するものとする。

2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(昭和 42 年 5 月修正)

1. この修正計画は、昭和 42 年 6 月 1 日から実施する。

(昭和 43 年 8 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 43 年 8 月 31 日から実施する。

2. この修正計画で、実施担当機関名等の変更にかかるものは、当該機関において組織名の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 45 年 5 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 45 年 5 月 1 日から実施する。

2. この修正計画で、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 46 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 46 年 3 月 31 日から実施するものとする。

2. この修正で、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施する。

(昭和 48 年 3 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 48 年 3 月 27 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 50 年 1 月一部修正)

1. この修正は、昭和 50 年 1 月 18 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 51 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 51 年 3 月 26 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 52 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 52 年 3 月 1 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。(昭和 53 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 53 年 3 月 1 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 54 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 54 年 2 月 8 日から実施する。

2. この修正で、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 55 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 55 年 2 月 28 日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和56年7月一部修正)

1. この修正は、昭和56年7月1日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和58年2月一部修正)

1. この修正は、昭和58年2月1日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和59年3月一部修正)

1. この修正は、昭和59年3月8日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和60年3月一部修正)

1. この修正は、昭和60年3月6日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和61年3月一部修正)

1. この修正は、昭和61年3月5日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和62年3月一部修正)

1. この修正は、昭和62年3月5日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和63年3月一部修正)

1. この修正は、昭和63年3月5日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成元年3月一部修正)

1. この修正は、平成元年3月5日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成2年3月一部修正)

1. この修正は、平成2年3月1日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成3年3月一部修正)

1. この修正は、平成3年3月12日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成4年2月一部修正)

1. この修正は、平成4年2月14日から実施する。

2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成5年3月一部修正)

1. この修正は、平成5年3月2日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成6年3月一部修正)

1. この修正は、平成6年3月1日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成7年2月一部修正)

1. この修正は、平成7年2月20日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成8年3月全部修正)

1. この修正は、平成8年3月18日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成9年2月一部修正)

1. この修正は、平成9年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成10年2月一部修正)

1. この修正は、平成10年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成11年2月一部修正)

1. この修正は、平成11年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成12年2月一部修正)

1. この修正は、平成12年2月29日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成13年3月一部修正)

1. この修正は、平成13年3月5日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成14年3月一部修正)

1. この修正は、平成14年3月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成16年6月一部修正)

1. この修正は、平成16年6月9日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成19年6月一部修正)

1. この修正は、平成19年6月15日から実施する。

2．この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成24年3月全部修正)

1．この修正は、平成24年3月27日から実施する。

2．この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。